大磯町まちづくり条例集

令和5年1月

大 磯 町

(目的)

第1条 この条例は、まちづくりについての基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、大磯らしさを表すまちづくり基本計画の内容及びその策定手続並びに計画を基本とするまちづくりの仕組みに関する事項を定めるもののほか、都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定に基づく都市計画の手続及び開発許可の基準並びに建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に基づく建築物の構造に関する制限に関して必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な土地利用と持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 まちづくりは、大磯の歴史と風土に培われ、高麗、鷹取の丘陵とこゆるぎの浜を背景にみんなの心に受け継がれる優れた建築、町並み、風景等を守り育むため、土地についての公共の福祉優先及び適正な利用の理念の下に行われなければならない。
- 2 まちづくりは、町民等の参加と適正な手続で策定された計画により将来像を共有して行われなければならない。
- 3 まちづくりは、町、町民等及び事業者の相互の信頼、理解及び協力の下、公正で透明な 手続の中で情報を共有し、良識に基づいてそれぞれの責任を担いながら行われなければな らない。

(責務)

- 第3条 町は、まちづくりに関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。
- 2 町は、まちづくりの推進に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、施策の 策定及び実施に当たっては、町民等への必要な情報の提供、町民等の意見の十分な反映及 び町民等の主体的なまちづくりに必要な支援を行うよう努めなければならない。
- 3 町は、事業者に対し適切な助言又は指導を行わなければならない。
- 4 町は、開発事業に係る紛争を未然に防止し、紛争が生じたときは迅速適正な調整に努めなければならない。
- 5 町民等は、地域の将来像を共有し、自ら、その実現に積極的に取り組むとともに、町が 実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 6 事業者は、開発事業を行うに当たっては、周辺環境に配慮し、良好な都市環境が形成されるよう必要な措置を行うとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 7 事業者及び近隣住民は、開発事業に係る紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、互 譲の精神をもって解決するよう努めなければならない。

(まちづくりの仕組み)

- 第4条 町民の意向を反映しまちづくりを円滑に進める仕組みは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 自治によるまちづくりは、町民が自ら地区の将来の目標を定め、町の各種支援の下に主体的に進めるまちづくりの仕組みをいう。
 - (2) 協働によるまちづくりは、都市施設の整備、町並み景観の形成等の地区の整備、開

発又は保全を図るために、町が主体的に進めるまちづくりの仕組みをいう。

- (3) 秩序あるまちづくりは、都市計画に関する町の手続について町民参加を充実させ、 町民の意見を反映して進めるまちづくりの仕組みをいう。
- (4) 協調によるまちづくりは、開発事業の協議調整を透明で公正な手続の下に進めるまちづくりの仕組みをいう。

(定義)

- 第5条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 町民等 町内に住所を有する者、町内で事業を営む者、町内の土地又は建築物の所有者その他規則で定める利害関係者をいう。
 - (2) 事業者 開発事業に係る工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
 - (3) 近隣住民 次に掲げる者をいう。
 - ア 開発事業区域から 15 メートル以内に土地又は建築物を所有する者
 - イ 開発事業区域の付近に住所を有する者又は事業を営む者で規則で定める範囲内の もの
 - (4) まちづくり基本計画 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条第1項に規定する町計画及び都市計画法(以下「法」という。)第18条の2第1項に規定する町の都市計画に関する基本的な方針を包含するまちづくりについての基本的な計画をいう。
 - (5) 地区まちづくり計画 町民が主体的なまちづくりを進めるため、第 10 条第1項に 規定する地区まちづくり協議会が、地区のまちづくりの目標、まちづくりの方針(土 地利用、住環境、都市施設、景観、福祉、防災等に関するものをいう。)に関する事項を定める計画をいう。
 - (6) 地区まちづくりカルテ 地区まちづくり計画の策定に必要な地区のまちづくりに係る情報をまとめたものをいう。
 - (7) 開発事業 法第4条第 12 項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)、建築基準法第2条第 13 号に規定する建築(以下「建築」という。) その他規則で定める行為をいう。
 - (8) 開発事業区域 開発事業をしようとする土地の区域をいう。ただし、同一の者が所有している土地その他規則で定める土地において、第 26 条第3項各号のいずれかに該当する行為を同時又は連続して行うものは、一の開発事業とみなす。
 - (9) 店舗等 物品販売業を営む店舗、飲食店、事務所その他規則で定める建築物をいう。
 - (10) 特定建築物 カラオケボックス、ぱちんこ屋その他規則で定める建築物をいう。
 - (11) 急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第3条第1項の規定により指定された区域をいう。
 - (12) 設計等 法第30条第1項第3号に規定する設計又は建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請若しくは同法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画を作成することをいう。

(13) 助言提案 第 33 条第3項に規定する当事者からの申出により、第8条の大磯町まちづくり審議会がまちづくりの視点から助言及び提案を行うことをいう。

(平 17 条 17·一部改正)

(まちづくり基本計画)

- 第6条 町長は、共有像としての大磯らしさを守り育むまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、まちづくり基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、大磯町総合計画等との整合を図らなければ ならない。
- 3 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 全体構想
 - ア まちづくりの目標
 - イ 土地利用に関する基本的な事項
 - ウ 都市施設等の整備に関する事項
 - エ 大磯らしさを守り育む施策に関する事項
 - (2) 地域別構想
 - ア 地域のまちづくりの目標
 - イ 地域らしさを守り育む施策に関する事項
 - ウ 地区まちづくり計画に関する事項

(まちづくり基本計画の策定手続)

- 第7条 町長は、基本計画の策定に際し、まちづくりの現況課題等を整理したまちづくりに 関する情報を町民等に提供するものとする。
- 2 町長は、基本計画の原案となるべき事項(以下「基本計画の素案」という。)を作成しようとするときは、基本計画の策定基本方針等について次条の大磯町まちづくり審議会及び大磯町都市計画審議会条例(昭和44年大磯町条例第23号)の規定に基づき設置された大磯町都市計画審議会の意見を聴くとともに、町民等の意見を反映させるため、町民意識調査の実施等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町長は、基本計画の案となるべき事項(以下「基本計画の原案」という。)を作成しようとするときは、その旨を公告し、基本計画の素案を、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供し、提案の募集、ワークショップの開催等必要な措置を講じなければならない。
- 4 町長は、基本計画の案を作成しようとするときは、その旨を公告し、基本計画の原案を、 当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供し、説明会を開催しなければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、町民等は同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧 に供された基本計画の原案に対する意見を文書により町長に提出することができる。
- 6 町長は、前項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所等 を公告し、回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 7 第5項の規定により意見書を提出した者は、第4項の縦覧期間満了の日までに公聴会の 開催を町長に申し出ることができる。
- 8 町長は、前項の申出があり、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、 公聴会を開催しなければならない。
- 9 町長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条の大磯町まちづくり審議

会及び大磯町都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

- 10 町長は、基本計画を策定する場合には、大磯町議会(以下「議会」という。)の議決を経なければならない。
- 11 町長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。
- 12 町長は、基本計画をおおむね5年ごとに変更する。この場合において、前各項の規定は、 基本計画の変更について準用する。
- 13 前項の規定により基本計画を変更する場合には、当該基本計画の実施状況について次条の大磯町まちづくり審議会の評価を経て、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(まちづくり審議会)

- 第8条 この条例を町民参加の下に適切に運用し、公正で中立な立場からまちづくりの審査 等及び町民等のまちづくり活動の支援を行うため、町長の附属機関として、大磯町まちづ くり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- 2 審議会は、次に掲げる事項に関し、町長の諮問に応じて調査審議するとともに、町長の付託に応じ、開発事業の助言提案に係る事項を行うものとする。
 - (1) まちづくりについての基本的事項又は重要事項
 - (2) 基本計画の作成及び評価
 - (3) 開発事業の審査
 - (4) 良好な景観の形成に関する事項
 - (5) その他まちづくりの推進上必要と認める事項
- 3 審議会は、まちづくりに関する重要事項について、町長に建議することができる。
- 4 審議会に諮問された開発事業の審査及び付託された助言提案は、小委員会を設けて行うものとする。
- 5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、事業者、町民等その他関係者又 は必要と認める者に対し、関係図書の提出を求め、又はその会議への出席を求めて説明又 は意見を聴くことができる。
- 6 審議会は、20 人以内の委員により組織し、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に 定める人数以内で町長が委嘱する。
 - (1) 法律、都市計画、建築、環境等に関し学識経験を有する者 10人
 - (2) 町民 10人

(平16条5・平17条3・平17条17・平20条24・一部改正)

- 第8条の2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、町長が委嘱する。

(平16条5・追加)

(まちづくり団体)

- 第9条 町長は、複数の町民等で構成する次の団体をまちづくり団体として登録することができる。
 - (1) 地区まちづくり協議会を目指す団体
 - (2) まちづくりの推進を図るボランティア活動団体等
- 2 登録を受けようとする団体は、町長に申請しなければならない。

(地区まちづくり協議会)

- 第 10 条 地区まちづくり協議会は、道路、鉄道、河川等により区分されており、かつ、規則で定める一団の面積がある区域内に住所を有する者及び土地又は建築物の所有者その他規則で定める利害関係者(以下「地区住民等」という。)で構成する住みよいまちづくりを図ることを目的とする団体で、次に掲げる要件を満たすものをいう。
 - (1) 規約等を有し、かつ、代表者の定めがあること。
 - (2) 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。
 - (3) 活動が地区住民等の支持を得ていると認められること。
- 2 前項の規定による地区まちづくり協議会が設立されたときは、当該地区まちづくり協議 会は、町長にその旨の届出をしなければならない。
- 3 町長は、地区まちづくり協議会から設立の届出があったときは、その旨を公告しなければならない。

(地区まちづくり計画等)

- 第 11 条 地区まちづくり協議会は、地区のまちづくりを推進するため、地区まちづくり計画を定めることができる。
- 2 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画のうち、道路、公園等の地区施設の整備 又は建築物その他の工作物の用途及び形態意匠等に関する制限を地区住民等の2分の1以 上の者が同意し、かつ、同意者の土地の地積が区域の総地積の2分の1以上で定めたもの については、地区まちづくり協定を締結するよう町長に求めることができる。
- 3 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を策定するに当たっては、基本計画その 他の町の諸計画及び町の実施する施策と調和するよう努めなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定に基づき地区まちづくり協議会から地区まちづくり協定の締結を 求められたときは、その計画の内容を審査し、基本計画等に適合していると認めるときは、 地区まちづくり協定を締結するものとする。
- 5 町長は、地区まちづくり協定の締結に当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴かな ければならない。
- 6 町長は、地区まちづくり協定を締結したときは、その旨を公告し、議会に報告するとともに、地区計画(法第 12 条の4第1項第1号の地区計画をいう。)、建築協定(建築基準法第 69 条の建築協定をいう。)等の制度の活用を図り、基本計画の地域別構想に位置付けるものとする。
- 7 地区まちづくり計画の定められている地区において開発事業を行おうとする事業者は、 開発事業計画を地区まちづくり計画と調和するよう努めなければならない。

8 第2項から第6項までの規定は、地区まちづくり協定を変更する場合に準用する。

(平17条17・平20条24・一部改正)

(地区まちづくり協議会への支援)

- 第 12 条 町長は、地区まちづくり協議会が地区まちづくり計画の策定に必要な地区まちづくりカルテの作成に際して、必要があると認めるときは、支援を行うものとする。
- 2 町長は、地区まちづくり協議会のまちづくり活動を支援するために必要があると認める ときは、地区まちづくり協議会に対し、地区まちづくり計画の作成に要する経費の一部を 助成することができる。

(情報の提供等)

第 13 条 町長は、町民等の主体的なまちづくり活動を支援するために必要があると認める ときは、まちづくり団体及び地区まちづくり協議会に対し、まちづくりに関する情報の提 供、技術的な支援等を行うものとする。

(まちづくり専門家の派遣)

第 14 条 町長は、町民等の主体的なまちづくりに関する活動を推進するため、まちづくり 団体及び地区まちづくり協議会に対し、まちづくりの専門家の派遣を行うことができる。 (推進地区の指定等)

- 第 15 条 町長は、基本計画等又は地区まちづくり協定に位置付けられ、次のいずれかに該当する地区において、整備、開発又は保全(以下この章において「整備」という。)の必要があると認めるときは、当該地区を推進地区として指定し、当該地区のまちづくりの整備計画(以下「推進地区整備計画」という。)を策定することができる。
 - (1) 安全で快適な住環境の形成のため整備が必要な地区
 - (2) 良好な都市環境や優れた景観の形成のため整備が必要な地区
 - (3) 健全な市街地形成のため計画的な整備が必要な地区
 - (4) 道路等の都市基盤施設の整備が必要な地区
- 2 町長は、推進地区の指定又は推進地区整備計画の策定に当たっては、当該地区の住民その他利害関係者の意見を反映させるため、町民参加による委員会等の設置、懇談会の開催 等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町長は、推進地区の指定又は推進地区整備計画を策定しようとするときは、その旨を公告し、推進地区の指定の案又は推進地区整備計画の案を、当該公告の日から4週間公衆の 縦覧に供しなければならない。
- 4 町長は、前項に定めるもののほか、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。
- 5 第3項の規定による公告があったときは、当該地区の住民その他利害関係者は同項の縦 覧期間満了の日までに、縦覧に供された推進地区の指定の案又は推進地区整備計画の案に 対する意見を文書により町長に提出することができる。
- 6 町長は、推進地区の指定又は推進地区整備計画を策定するに当たっては、前項の規定により提出された意見書の要旨を審議会に提出し、意見を聴かなければならない。
- 7 町長は、第5項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所 等を公告し、回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 町長は、推進地区を指定したとき、又は推進地区整備計画を策定したときは、その旨を 公告しなければならない。
- 9 第2項から前項までの規定は、推進地区の指定の変更及び解除並びに推進地区整備計画の変更及び廃止について準用する。

(地区まちづくり事業)

- 第 16 条 町長は、推進地区整備計画を実現するため、地区におけるまちづくり事業(以下「地区まちづくり事業」という。)を行うことができる。
- 2 町長は、地区まちづくり事業の実施に当たっては、地区の住民その他利害関係者の意見 を聴くため、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。

第6章 秩序あるまちづくり

第1節 都市計画を定める手続

(都市計画を定める手続)

第17条 この章の規定は、法第16条第2項及び第17条の2の規定に基づき、都市計画の 案の作成手続及び決定等の手続について必要な事項を定める。

第2節 都市計画の案の作成手続

(都市計画の案の作成手続)

- 第 18 条 町長は、都市計画の案の内容となるべき事項(以下「都市計画の原案」という。) を作成しようとするときは、町民等の意見を反映させるため、町民参加による委員会等の 設置、懇談会の開催等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、都市計画の案を作成しようとするときは、その旨を公告し、都市計画の原案を、 当該都市計画を決定する理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から4週間公衆の縦 覧に供しなければならない。
- 3 町長は、前項に定めるもののほか、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。
- 4 第2項の規定による公告があったときは、町民等は同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の原案に対する意見を文書により町長に提出することができる。
- 5 町長は、規則で定めるところにより、公聴会を開催しなければならない。
- 6 町長は、都市計画の案の作成に当たっては、第4項の規定により提出された意見書の要 旨及び前項の規定により開催された公聴会の要旨を大磯町都市計画審議会に提出し、意見 を聴かなければならない。
- 7 町長は、第4項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所 等を公告し、回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 8 軽易な都市計画その他の都市計画で規則で定めるものについては、前各項の規定は適用しない。
- 9 町長は、神奈川県に対し、同県が定める都市計画の原案を申し出るときは、前各項に定める手続を経て行うものとする。

第3節 地区計画等の案の作成手続

(地区計画等の案の作成手続)

第19条 この節の規定は、法第16条第2項の規定に基づく都市計画に定める地区計画等の 案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提 出方法並びに同条第3項に規定する地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は 地区計画等の原案の申出方法に関して必要な事項を定める。この場合において、前条第2 項から第4項までの規定は適用しない。

(地区計画等の原案の提示方法)

- 第 20 条 町長は、地区計画等の案を作成しようとする場合においては、あらかじめ、次の 各号に掲げる事項を公告し、地区計画等の原案を、当該地区計画等を決定する理由を記載 した書面を添えて、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
 - (2) 縦覧場所

(3) 縦覧期間

(説明会の開催等)

第 21 条 町長は、前条に定めるもののほか、説明会の開催等必要な措置を講じなければならない。

(意見の提出方法)

第22条 法第16条第2項に規定する者は、第20条の縦覧期間満了の日までに、同条の規 定により縦覧に供された地区計画等の原案に対する意見を文書により町長に提出すること ができる。

(決定等の申出方法)

第 23 条 第 11 条の規定により地区まちづくり協定を締結している地区まちづくり協議会 (区域の面積が 5,000 平方メートル未満の地区まちづくり協議会に限る。) は、地区計画 等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案を町長に申し出ることができる。

(平14条30·一部改正)

第4節 都市計画の決定等の手続

(都市計画の決定手続)

- 第 24 条 町長は、都市計画(神奈川県が決定しようとする都市計画と関連して、一連の手続で行われる都市計画を除く。)を決定しようとするときは、その旨を公告し、都市計画の案を、当該都市計画を決定する理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から4週間公衆の縦覧に供し、説明会を開催しなければならない。
- 2 前項の規定による公告があったときは、町民等は同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案に対する意見を文書により町長に提出することができる。
- 3 町長は、前項の規定により提出された意見書の回答書を作成し、回答書の縦覧の場所等 を公告し、回答書を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 地区まちづくり協議会(区域の面積が 5,000 平方メートル未満の地区まちづくり協議会に限る。)は、第 11 条の規定により締結された地区まちづくり協定に基づき、地区計画等に係るもの以外の都市計画の決定を町長に申し出ることができる。

(平 14 条 30·一部改正)

(都市計画の変更手続)

第25条 第18条から前条までの規定は、都市計画の変更(前条第1項から第3項までの規定については、規則で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

(開発構想の届出等)

- 第26条 町長は、基本計画、第11条第6項の地区まちづくり協定及び第44条の開発事業の基準(以下「基本計画等」という。)の内容について、あらかじめ、事業者に提供しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により提供された基本計画等に開発事業を適合させなければならない。
- 3 事業者は、次のいずれかに該当する開発事業を行おうとするときは、当該開発事業に係る設計等に着手する前に、当該開発事業の構想(以下「開発構想」という。)を町長に届け出なければならない。
 - (1) 開発事業区域の面積が300平方メートル以上の開発行為
 - (2) 連続した開発行為を伴う建築を行う場合で、先行する建築物の完了検査済証交付後 1年以内に行う開発行為を伴う建築で当該開発事業区域面積の合計が300平方メートル を超えるもの
 - (3) 中高層建築物(最低地盤面(周囲の地面と接する最も低い位置をいう。以下同じ。) からの高さが 10 メートル以上又は最低地盤面からの階数が 3 以上の建築物をいう。)の 建築
 - (4) 10 戸以上の集合住宅(2戸以上で形成された住宅で、共同住宅、長屋、寮、寄宿舎 その他これらに類するものをいう。)の建築
 - (5) 開発事業区域の面積が500平方メートル以上の店舗等の建築
 - (6) 特定建築物の建築
 - (7) 推進地区のうち規則で定めるものにおいて行う開発事業
 - (8) 急傾斜地崩壊危険区域又は地区まちづくり協定の区域において行う開発事業
 - (9) 周辺環境に影響がある開発事業で規則で定めるもの (平17条17:一部改正)

(開発構想の周知等)

- 第27条 町長は、前条の規定による届出に係る書面(以下「開発構想届出書」という。)の 提出があったときは、速やかに、開発構想届出書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日 から30日間開発構想届出書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 事業者は、開発構想届出書を提出したときは、当該提出の日から7日以内に近隣住民の 見やすい場所に、第30条の事業計画板を設置するまでの間、開発構想板を設置しなけれ ばならない。
- 3 事業者は、第1項の縦覧期間内に、近隣住民に対し、説明会により開発構想届出書の内容並びに規則で定める項目を周知し、近隣住民その他の町民等の意見を聴かなければならない。
- 4 事業者は、近隣住民その他の町民等の周知の状況について記載した書類(以下「報告書」 という。)を、速やかに、町長に提出しなければならない。
- 5 町長は、事業者から報告書の提出があったときは、速やかに、報告書の縦覧の場所等を 公告し、当該公告の日から 30 日間報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

- 6 事業者は、近隣住民その他の町民等の意見を考慮して、次条の開発事業事前協議書を作成しなければならない。
- 7 開発事業区域の面積が 500 平方メートル未満の開発事業で規則で定めるものについては、 第3項から前項までの規定は適用しない。

(平 17 条 17·一部改正)

(開発事業の事前協議等)

- 第 28 条 事業者は、報告書の提出(前条第7項の開発事業にあっては同条第2項の開発構想板の設置)後、次に掲げる事項を記載した開発事業事前協議書(以下「事前協議書」という。)を町長に提出し、協議しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は事業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 開発事業区域の位置、区域及び面積
 - (3) 開発事業区域内において予定される建築物その他の施設の概要
 - (4) 開発事業の計画
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 事業者は、規則で定める開発事業に該当する場合は、規則で定める項目についての生活 環境等への影響に係る環境調査書を作成し、事前協議書に添付しなければならない。
- 3 町長は、第1項の規定による協議を行うに当たっては、町が実施する施策との調和を図るため、事業者に対し、適切な助言又は指導を行うことができる。
- 4 町長は、第1項の規定による協議を行うに当たっては、公共公益施設の整備について、 事業者に適切な負担を求めることができる。
- 5 第1項の規定による協議は、開発事業をしようとすることについて法令及び他の条例 (以下「法令等」という。)の規定により許可等を要することとされているときは、その 許可等に係る手続に先立って行わなければならない。

(開発事業の公開)

第 29 条 町長は、事前協議書(前条第2項の規定により環境調査書が添付されているときは当該環境調査書を含む。以下同じ。)の提出があったときは、速やかに、事前協議書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 30 日間事前協議書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。

(近隣住民への周知)

- 第 30 条 事業者は、事前協議書を提出したときは、当該提出の日から7日以内に近隣住民の見やすい場所に、その開発事業が完了するまでの間(法第 29 条に規定する開発行為の許可を必要とする開発事業にあっては、法による開発許可済の標識を掲示するまでの間)、事業計画板を設置しなければならない。
- 2 事業者は、その開発事業について、近隣住民から説明を求められたときは、事業計画について説明しなければならない。

(意見書の提出)

第31条 町民等は、第29条の公告の日から1,000平方メートル未満の開発事業については30日、1,000平方メートル以上の開発事業については45日を経過する日までの間に、開発事業に対する意見を文書により町長に提出することができる。

2 町長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項の期間を経過した後、速 やかに、当該意見書の写しを事業者に送付しなければならない。

(平 17 条 17·一部改正)

(公聴会の開催)

- 第32条 近隣住民の20歳以上の者の過半数の連署を持った者若しくは町民(議会の議員及び町長の選挙権を有する者に限る。)の総数の50分の1以上の連署を持った者(以下「連署代表者」と総称する。)又は事業者は、第29条の公告の日から前条第1項の意見書提出期間満了の日までに、公聴会の開催を町長に申し出ることができる。
- 2 町長は、前項の申出があったときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催しなければならない。
- 3 請求者(連署代表者又は事業者をいう。以下同じ。)は、町長から公聴会に出席して意見を述べることを求められたときは、これに応じなければならない。この場合において、町長は、請求者が連署代表者である場合には事業者に対して、請求者が事業者である場合には近隣住民に対して、その出席を求めることができる。
- 4 町長は、公聴会を開催したときは、速やかに、報告書を作成し、報告書の縦覧の場所等 を公告し、当該公告の日から 30 日間報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。 (助言提案)
- 第33条 連署代表者又は事業者は、第29条の公告の日から第31条第1項の意見書提出期間満了の日までに、助言提案を町長に申し出ることができる。
- 2 町長は、前項の申出があったときは、助言提案すべき事項について審議会に付託する。 ただし、公聴会の開催があるときは、公聴会の開催後に行うものとする。
- 3 町長は、当事者(連署代表者又は事業者をいう。以下同じ。)の一方から助言提案の申 出があった場合において、相当の理由があると認めるときは、助言提案を行うものとする。 この場合において、助言提案を行うときは、当事者双方に通知する。
- 4 小委員会は、助言提案のため必要があると認めるときは、当事者に対し関係図書の提出を求め、又は意見を聴くため出席を求めることができる。
- 5 小委員会は、助言提案のため必要があると認めるときは、町長に対し専門家の派遣を求めることができる。
- 6 小委員会は、付託を受けた日から 90 日を経過する日までに助言及び提案すべき内容 (以下「助言提案の案」という。)を作成し、当事者に対して、当該助言提案の案により 助言提案する。
- 7 当事者は、前項の助言提案の案の受諾について規則で定める期間内に小委員会に回答しなければならない。ただし、当事者双方からその期間内に受諾の回答がなかったときは、助言提案は終了したものとみなす。
- 8 小委員会は、助言提案が終了したときは、その結果を審議会及び町長に報告する。

(平 17 条 17·一部改正)

(指導書の交付等)

第34条 町長は、第31条の意見書の意見、第32条の公聴会の意見及び前条の審議会の助 言提案の案の内容を踏まえ、開発事業に係る町の指導事項を記載した書面(以下「指導書」 という。)を規則で定める期間内に事業者に交付しなければならない。 2 町長は、指導書を事業者に交付したときは、速やかに、第 31 条の意見書に対する回答書(町に対する意見に限る。)及び指導書の写しの縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(平 17 条 17·一部改正)

(開発事業の申請等)

- 第35条 事業者は、第31条の意見書の意見、第32条の公聴会の意見、第33条の審議会の助言提案の案及び指導書を十分尊重して、開発事業申請書並びに意見書及び指導書に対する見解書(以下「申請書」という。)を作成し、町長に提出して協議しなければならない。
- 2 町長は、申請書の提出があったときは、速やかに、申請書の縦覧の場所等を公告し、当 該公告の日から30日間申請書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 3 第 28 条第1項の事前協議書の記載事項の規定は、事業者が第1項の規定により開発事業申請書を提出する場合に準用する。

(平17条17・一部改正)

(開発事業の変更届等)

- 第 36 条 事業者は、事前協議書の提出後、次条第1項の規定による審査結果通知書の交付を受けるまでの間に、事前協議書の記載事項に掲げる内容を変更しようとする場合には、開発事業変更届出書(以下「変更届出書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、この章の規定により行われた意見書の意見、公聴会の意見、審議会の助言提案の案又は指導書に基づく変更、第 28 条第1項第1号に規定する事項の変更及び規則で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合において、事業者は、開発事業修正届出書(以下「修正届出書」という。)を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、事業者から修正届出書の提出があったときは、速やかに、修正届出書の写しの 縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間修正届出書の写しを公衆の縦覧に供し なければならない。
- 4 この章から第 11 章までの規定は、第1項本文の規定により事業者が変更届出書を提出した場合に準用する。
- 5 前項の場合において、変更届出書の提出をもって、第 28 条の事前協議書の提出があったものとみなす。

(平 17 条 17·一部改正)

(審査結果通知書の交付等)

- 第37条 町長は、申請書の提出があったときは、その内容について第44条の開発事業の基準に従い審査し、規則で定める期間内に、次に掲げる事項を記載した書面(以下「審査結果通知書」という。)を事業者に交付するものとする。
 - (1) 開発事業の適否及びその理由
 - (2) 開発事業の実施に当たり構ずべき措置
 - (3) その他町長が必要と認める事項
- 2 町長は、前項の規定による審査に当たっては、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

- 3 町長は、審査結果通知書を交付したときは、速やかに、審査結果通知書の写しの縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間審査結果通知書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 町長は、審査結果通知書を交付した後、必要があると認めるときは、事業者と開発事業 に関する協定を締結するものとする。

(行為着手等の制限)

- 第 38 条 事業者は、審査結果通知書を交付された日以後でなければ、開発事業に着手して はならない。
- 2 事業者は、第 40 条第1項の規定による変更協議書の提出をしなければならないときは、 同条第4項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた日以後でなければ開発事業に 着手してはならない。この場合において、既に開発事業に着手しているときは、直ちに 当該開発事業を停止しなければならない。

(工事着手の届出)

第39条 事業者は、開発事業に着手するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

(開発事業の変更協議)

- 第 40 条 事業者は、審査結果通知書の交付を受けた後(第4項の規定による再審査結果通知書の交付を受けた場合にあっては、当該再審査結果通知書の交付を受けた後)、開発事業が完了するまでの間に、その開発事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、開発事業変更協議書(以下「変更協議書」という。)を町長に提出しなければならない。ただし、審査結果通知書の内容に適合させるための変更、第 28 条第1項第1号に規定する事項の変更及び規則で定める軽易な変更をしようとするときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合において、事業者は、修正届出書を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、事業者から修正届出書の提出があったときは、速やかに、修正届出書の写しの 縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から 14 日間修正届出書の写しを公衆の縦覧に供し なければならない。
- 4 この章から第 11 章までの規定は、第 1 項本文の規定により事業者が変更協議書を提出した場合に準用する。この場合において、第 37 条中「審査結果通知書」とあるのは「再審査結果通知書」と読み替えるものとする。
- 5 前項の場合において、変更協議書の提出をもって、第 28 条の事前協議書の提出があったものとみなす。

(工事完了の届出等)

- 第 41 条 事業者は、開発事業が完了したときは、完了の日から起算して7日以内に町長に届け出なければならない。
- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、その開発事業が審査結果通知書又は再審査結果通知書(以下「審査結果通知書等」という。)の内容に適合しているかどうかについて、同項の届出があった日から起算して14日以内に検査しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による検査の結果、その開発事業が審査結果通知書等の内容に適合 していると認めるときは、同項の検査をした日(適合していないと認めるときは、その是 正を確認した日)から起算して 14 日以内に、開発事業に関する工事の検査結果通知書

(以下「検査結果通知書」という。)を事業者に交付しなければならない。 (区画の変更)

- 第 41 条の2 事業者は、前条第 3 項の検査結果通知書の交付を受けた後、1 年以内に当該 区画を変更してはならない。ただし、当該区画面積を上回る場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合において、第26条第3項に該当する場合は、ただし書を適用しない。

(平17条17・追加)

(建築物等による収益開始の制限)

第 42 条 事業者は、検査結果通知書を交付された日以後でなければ、その開発事業により 建築される建築物又は設置される施設により収益を開始してはならない。ただし、町長が やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(開発事業の廃止等)

- 第 43 条 事業者は、開発構想届出書の提出後において、その開発事業を廃止したときは、 廃止の日から起算して7日以内に、その旨を町長に届け出るとともに、適切な方法により 住民に周知しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る開発事業について、土砂の流出その他の災害の発生を防止するための処置をとる必要があると認めるときは、事業者に対し、土砂の除去その他安全のために必要な処置をとるよう命ずることができる。

第8章 開発事業の基準

第1節 開発事業の基準の遵守

(開発事業の基準の遵守)

- 第44条 事業者は、第26条第3項各号に掲げる開発事業を行うときは、次に掲げる事項について、規則で定める基準並びに次節及び第3節に定める基準(以下「開発事業の基準」と総称する。)に従い、当該開発事業を行わなければならない。
 - (1) 住宅敷地等に関する事項
 - (2) 公共施設等に関する事項
 - (3) 安全で快適な生活環境の確保に関する事項
 - (4) 緑化に関する事項
 - (5) 福祉のまち整備に関する事項
 - (6) 良好な景観の形成に関する事項
 - (7) 文化財の保護に関する事項
- 2 地区計画等の地区整備計画、建築協定又は地区まちづくり協定により、前項と異なる基準が定められている区域については、その異なる基準を開発事業の基準とみなす。
- 3 法第 29 条による開発許可が必要な開発行為を行う場合は、次節に定める基準を適用する。
- 4 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による建築の確認(以下「建築確認」という。)を受ける場合又は同法第18条第2項の規定による計画の通知(以下「計画通知」という。)を行う場合は、第3節に定める基準を適用する。

第2節 都市計画法に定める開発許可の基準

(都市計画法に定める開発許可の基準)

第45条 この節の規定は、法第29条の規定による開発許可が必要な開発行為について、法 第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化に関する基準及び 同条第4項の規定による開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関 する制限に関して必要な事項を定める。

(開発区域内に整備される小区間道路の幅員)

- 第46条 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第29条の2第1項第2号の規定に基づき、開発区域内に整備される小区間で通行上支障がない場合の道路の幅員は、次のとおりとする。ただし、道路の延長が70メートル以下であっても、2以上の開発区域外の道路に接続する場合又は接続が予定されている場合は、5メートル以上とする。
 - (1) 道路の延長が70メートル以下であるときは4.5メートル以上であること。
 - (2) 道路の延長が 70 メートルを超え 100 メートル以下であるときは5メートル以上であること。

(袋路状の道路の技術的細目)

- 第47条 都市計画法施行令第29条の2第1項第12号の規定に基づき、道路を袋路状とするときは、次の各号のいずれかに該当しなければならない。
 - (1) 道路の延長(袋路状とする道路が既存の幅員6メートル未満の袋路状道路(以下

「既存袋路状道路」という。)に接続する場合には、既存袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。次号において同じ。)が35メートル以下のとき。

- (2) 道路の延長が35メートルを超える場合には、その終端及び35メートル以内ごとに有効な自動車の転回広場が設けられているとき。
- (3) 道路の幅員が6メートル以上のとき。
- (4) その他町長が別に定める避難上及び車両の通行上支障がない施設が設けられているとき。

(公園等の基準)

- 第48条 都市計画法施行令第29条の2第1項第5号及び第6号の規定に基づき、設置すべき公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の規模は、次のとおりとする。
 - (1) 設置すべき公園等は、当該開発区域の面積の6パーセント以上とする。
 - (2) 開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為で、設置すべき 公園等の 1 箇所当たりの面積の最低限度は、180 平方メートルとする。

(開発区域内の建築物の敷地面積の最低限度)

- 第49条 法第33条第4項の規定に基づき、建築物の敷地面積の最低限度は、開発区域の面積の規模に応じ、次の各号の表の右欄に定める面積とする。ただし、全区画数の10分の7以上の区画が、次の各号の表の右欄に定める面積以上であって、かつ、全区画数の10分の3以下の区画が、次の各号の表の右欄に定める面積の10分9以上(第1号の市街化調整区域にあっては150平方メートル以上)である場合には、全区画の平均面積をもって次の表の右欄に定める面積とすることができる。
 - (1) 開発区域の面積が3,000平方メートル未満の場合

区域	敷地面積の最低限度	
第一種低層住居専用地域	165平方メートル	
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住	145平方メートル	
居地域		
近隣商業地域、準工業地域又は工業地域	130平方メートル	
市街化調整区域	165平方メートル	

(2) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合

区域	敷地面積の最低限度	
第一種低層住居専用地域	180平方メートル	
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居	165平方メートル	
地域、近隣商業地域、準工業地域又は工業地域		
市街化調整区域	180平方メートル	

- 2 前項の市街化調整区域に係る同項の規定については、自己の居住の用及び自己の業務の 用に供する建築物以外の建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為に適用する。
- 3 開発区域が第1項の区域の2以上にわたる場合においては、当該開発区域に占める面積 が最も大きい区域の敷地面積の最低限度を適用する。ただし、市街化調整区域が開発区域 に含まれる場合においては、市街化調整区域の敷地面積の最低限度を適用する。

第3節 建築基準法に定める建築物の構造に関する制限

(建築基準法に定める建築物の構造に関する制限)

第 50 条 この節の規定は、建築確認及び計画通知が必要な開発事業について、建築基準法 第 56 条の2の規定に基づく日影による中高層建築物の高さの制限に関して必要な事項を 定める。

(日影による中高層建築物の高さの制限に係る対象区域等の指定)

第51条 建築基準法第56条の2第1項の規定により指定する区域は次の表の(い)欄に掲げる区域とし、同項の規定により指定する項は次の表の(ろ)欄に掲げる項とし、同項の規定により指定する平均地盤面からの高さはそれぞれ次の表の(は)欄(第一種中高層住居専用地域の項、第一種住居地域の項及び第二種住居地域、近隣商業地域又は準工業地域の項に限る。)に掲げるものとし、同項の規定により指定する号はそれぞれ次の表の(に)欄に掲げる号とする。

(い)	(ろ)	(は)	(に)	
社色区域	建築基準法別表第	平均地盤面からの	建築基準法別表第	
対象区域	4 (ろ) 欄の項	高さ	4 (に) 欄の号	
第一種低層住居専用地域			(1)	
第一種中高層住居専用地域		4メートル	(1)	
第一種住居地域		4メートル	(1)	
第二種住居地域、近隣商業		4 3 — b 10	(9)	
地域又は準工業地域	4メートル		(2)	
用途地域の指定のない区域	1		(1)	

(平14条30・平16条5・一部改正)

(あっせん)

- 第52条 町長は、申請書の提出があった日以後において、事業者及び近隣住民(以下「紛争当事者」という。)の双方からその開発事業に係る紛争の調整の申出があったときは、あっせんを行うものとする。紛争当事者の一方から調整の申出があった場合で、相当の理由があると認めるときも同様とする。
- 2 町長は、紛争当事者間の調整を行うため、3人以内の大磯町開発事業紛争調整相談員 (以下「紛争調整相談員」という。)を置くものとする。
- 3 町長は、あっせんのため必要があると認めるときは、紛争当事者又は事業者から開発事業に係る工事を請け負った者(請負工事の下請人を含む。以下「工事施行者」という。) から関係図書の提出を求め、又は意見を聴くことができる。
- 4 町長は、あっせんによる紛争の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切るものとする。

(調停)

- 第 53 条 町長は、あっせんを打ち切った場合において、必要があると認めるときは、紛争 当事者に対し、調停に移行するように勧告することができる。
- 2 町長は、紛争当事者の双方が勧告を受諾したときは、調停を行うものとする。紛争当事 者の一方が勧告を受諾しない場合で、相当の理由があると認めるときも同様とする。
- 3 町長は、調停のため必要があると認めるときは、紛争当事者又は工事施行者から関係図 書の提出を求め、又は意見を聴くことができる。
- 4 町長は、調停を行うに当たって必要があると認めるときは、調停案を作成し、紛争当事者に対し、期間を定めてその受諾を勧告することができる。
- 5 町長は、調停を行うに当たっては、次条第1項の大磯町開発事業紛争調停委員会の意見 を聴かなければならない。
- 6 町長は、紛争当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるとき、又は第4項の規定 による勧告が行われた場合において、定められた期間内に紛争当事者双方から受諾する旨 の申出がないときは、調停を打ち切ることができる。

(開発事業紛争調停委員会)

- 第 54 条 町長の附属機関として、大磯町開発事業紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)を設置する。
- 2 調停委員会は、前条第5項に規定する事項のほか、町長の諮問に応じて紛争の調整に関する事項について調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することができる。
- 3 調停委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 4 委員は、建築、法律、環境等に関し学識経験を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、調停委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(工事着手の延期等の要請)

第 55 条 町長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、紛争調整相談員又 は調停委員会の意見を聴いて、期間を定めて工事の延期又は工事の停止を事業者に対し要 請するものとする。

(適用除外)

- 第 56 条 次に掲げる開発事業については、第7章、第8章第1節及び前章の規定は、適用 しない。
 - (1) 都市計画事業
 - (2) 農業振興整備計画により行われるもの
 - (3) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる法人が行う開発事業で、この条例に準ずる手続により行われるものであると町長が認めるもの
 - (4) 開発事業のうち、自己の居住の用に供する建築物で規則で定めるもの
 - (5) 災害のために必要な応急措置として行われるもの
 - (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの
- 2 開発事業のうち、法令等に開発事業の周知等が規定され、その周知等を終了したものについては、第26条及び第27条の規定は適用しない。

(事業者の承継)

第 57 条 事業者について一般承継があったときは、被承継人が行った行為は相続人その他の一般承継人(以下「相続人等」という。)が行ったものとみなし、被承継人について行われた行為は相続人等について行われたものとみなす。

(新たな開発事業とみなす場合)

- 第58条 次のいずれかに該当する場合は、新たに開発事業をしようとするときとみなす。
 - (1) 事業者が審査結果通知書等を交付された日から起算して3年を経過した日後、その 協議に係る開発事業に着手しようとする場合
 - (2) 事業者が開発事業に着手した日後、当該開発事業を1年を超えて中断した後再開しようとする場合
- 2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者の申出により1年を超えない 範囲で期間を延長することができる。ただし、その期間は、審査結果通知書等を交付され た日から5年、開発事業に着手した日から3年を超えることができない。

(是正命令)

- 第 59 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、工事その他の行為の停止を 命じ、又は相当の期限を定めて違反を是正するため必要な処置をとることを命ずることが できる。
 - (1) 偽りその他の不正な手段により、審査結果通知書等の交付を受けて開発事業をした 事業者又は工事施行者
 - (2) 第38条第1項又は第2項の規定に違反した事業者又は工事施行者
 - (3) 第42条本文の規定に違反した事業者

(立入検査等)

- 第 60 条 町長は、事業者又は工事施行者から開発事業に係る工事等の状況について報告等を求め、又はその職員に開発事業区域に立ち入らせ、工事等の状況を検査することができる。
- 2 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (公表)
- 第61条 町長は、必要があると認めるときは、次のいずれかに該当する者の氏名、違反の 事実等を公表することができる。
 - (1) 第8条第5項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは審議会の会議への出席を求めて説明又は意見を聴く場合、第32条第3項の規定により公聴会への出席を求めて意見を聴く場合、第33条第4項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは小委員会の会議への出席を求めて意見を聴く場合、第52条第3項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは意見を聴く場合又は第53条第3項の規定により関係図書の提出を求め、若しくは意見を聴く場合において、その求めに正当な理由がなく応じない者
 - (2) 第59条に規定する是正命令を受けた者
 - (3) 前条第1項の規定による報告等をせず、若しくは虚偽の報告等をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ若しくは忌避をした事業者又は工事施行者
 - (4) 審査結果通知書等の内容と異なる開発事業をした事業者
- 2 町長は、前項第4号に規定する者について同項の規定により公表しようとするときは、 あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可等への配慮)

- 第 62 条 町長その他の本町の機関は、事業者が開発事業を行うことについて法令等の規定 により許可等を要することとされている場合において、その許可等の権限を有するときは、 その許可等を行うに当たり審査結果通知書等の内容について配慮するものとする。
- 2 町長は、事業者が開発事業を行うことについて法令等の規定により許可等を要すること とされている場合において、その許可等の権限を有する者が町長その他の本町の機関以外 の者であるときは、当該許可等の権限を有する者に対し、審査結果通知書等の写しを送付 し、当該開発事業に係る許可等を行うに当たり、審査結果通知書等の内容について配慮す るよう要請するものとする。

(表彰)

- 第 63 条 町長は、大磯らしさを守り育むまちづくりに貢献したと認める個人及び団体を表彰することができる。
- 2 町長は、表彰するときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。 (用途の変更に対するこの条例の準用)
- 第63条の2 建築物の用途を変更して第5条第9号の店舗等又は第10号の特定建築物のいずれかとする場合には、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第7章、第8章(第2節を除く。)、第9章及びこの章の規定を準用する。
 - (1) 用途を変更しようとする当該敷地面積が500平方メートル未満の場合

- (2) 当該用途の変更が規則で指定する類似の用途相互間におけるものである場合
- 2 前項の規定にかかわらず、当該用途の変更のために増築、改築、大規模な修繕又は大規模の模様替を伴わない場合は、第7章第38条から第43条及び第8章の規定は、準用しない。

(平 17 条 17・追加)

(委任)

第64条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第65条 第59条第1号又は第2号の規定による町長の命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、第 6 章第 3 節の規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において大磯町開発指導要綱(昭和 54 年大磯町告示第2号。以下「要綱」という。)の規定により現に協議が成立し、その協議が成立した日から起算して1年以内 (施行日において既に1年を超えている場合は施行日まで)に着手される開発事業については、第26条から第52条までの規定は、適用しない。
- 3 施行日前において要綱の規定により現に協議が成立し、既に着手している開発事業について施行日以後において1年を超えて中断した後再開しようとする場合は、新たに開発事業をしようとするときとみなす。
- 4 前2項の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業者 の申出により1年を超えない範囲で期間を延長することができる。ただし、その期間は、 施行日から起算して3年を超えることができない。
- 5 施行日において現に要綱の規定により協議中の開発事業について施行日前に行われた手続その他の行為は、この条例の相当規定により行われた手続その他の行為とみなす。

(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 47 年大磯町 条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表中「

	都市計画審議会委員	日額	7,	300 円	同上	
を						
Γ						
	都市計画審議会委員	日額	7,	300 円	同上	
	まちづくり審議会委員	日額	7,	300 円	同上	
	開発事業紛争調整相談員	日額	9,	400 円	同上	
	開発事業紛争調停委員会委員	日額	9,	400 円	同上	
	•	•				

に改める。

附 則 (平成14年12月10日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている決定等の申出については、なお従前の例により、 手続を行うものとする。

附 則(平成16年3月19日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第51条の改正規定は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月14日条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17年 12月 15日条例第 17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日条例第24号)

この条例は、平成21年4月1日(中略)から施行する。

(趣旨)

- 第1条 この規則は、大磯町まちづくり条例(平成13年大磯町条例第31号。 以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。 (利害関係者)
- 第2条 条例第5条第1号の規則で定める利害関係者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 町内の土地又は建物について対抗要件を備えた地上権(土地の場合に限る。以下同じ。) 若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
 - (2) 前号に規定する土地、建物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押 えの登記又は当該土地若しくは建物に関する買戻しの特約の登記の登記 名義人
 - (3) 町内の事業所に勤務をする者
 - (4) 都市計画決定される施設を利用しようとする者その他の当該施設に 利害関係を有する者(条例第6章第2節及び第4節の場合に限る。) (近隣住民の範囲)
- 第3条 条例第5条第3号イの規則で定める近隣住民の範囲は、別表第1のとおりとする。

(開発事業となる行為)

- 第4条 条例第5条第7号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - (1) スポーツ・レクリエーション施設の建設
 - (2) 公共施設の整備の必要がないと認められる単なる形式的な区画の分割又は統合による建築物の建築
 - 一部改正 [平成18年規則8号]

(一の開発事業とみなす土地)

- 第4条の2 条例第5条第8号の規則で定める土地は、次に掲げる土地とする。
 - (1) 一体的に利用されている土地
 - (2) 隣接している土地

追加〔平成18年規則8号〕

(店舗等)

第5条 条例第5条第9号の規則で定める建築物は、集会場、ホテル及び旅館とする。

一部改正〔平成19年規則4号〕

(特定建築物)

- 第6条条例第5条第10号の規則で定める建築物は、次に掲げるものとする。
 - (1) マージャン屋
 - (2) ボーリング場、水泳場その他これらに類する施設
 - (3) 劇場、映画館その他これらに類する施設
 - (4) 工場
 - (5) 倉庫業を営む倉庫
 - (6) 葬祭場等

(まちづくり基本計画に対する意見書兼公聴会開催申出書)

第7条 条例第7条第5項の規定による意見の提出及び同条第7項の公聴会の開催の申出は、まちづくり基本計画に対する意見書兼公聴会開催申出書 (第1号様式)により行わなければならない。

第2章 公聴会

(公聴会の開催)

- 第8条 条例第7条第8項の規定による公聴会(以下「基本計画公聴会」という。)、条例第18条第5項の規定による公聴会(以下「都市計画公聴会」という。)又は条例第32条の規定による公聴会(以下「開発事業公聴会」という。)は、次に掲げるときに開催するものとする。
 - (1) 基本計画公聴会 同じ趣旨の開催の申出が多数あり、かつ、申出内容が基本計画の根幹 に係わるものであると認めるとき。
 - (2) 都市計画公聴会

本町における根幹的又は広域的な都市計画であって特に重要なものの案を作成しようとする場合において必要があると認めるとき。ただし、神奈川県決定に係る案件については公聴会を開催しないものとする。

(3) 開発事業公聴会 条例第32条第1項の申出があったとき。

(開催の場所)

第9条 基本計画公聴会、都市計画公聴会又は開発事業公聴会(以下「公聴会」と総称する。)の開催の場所は、その都度町長が定める。

(開催の公告)

- 第10条 町長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の2週間前までに次に掲げる事項を公告する。
 - (1) 基本計画公聴会
 - ア開催の日時及び場所
 - イ その他公聴会の開催に関し必要な事項
 - (2) 都市計画公聴会
 - ア都市計画の原案の種類及び名称
 - オ 都市計画の原案に係る土地の区域
 - ウ開催の日時及び場所
 - エその他公聴会の開催に関し必要な事項
 - (3) 開発事業公聴会
 - ア開発事業の名称
 - イ 開発事業の場所
 - ウ 開発事業の概要
 - 工開催の日時及び場所
 - オその他公聴会の開催に関し必要な事項
- 2 前項の公告は、大磯町公告式条例(昭和29年大磯町条例第3号)による公表のほか、町民に周知できるような適当な方法により行うものとする。 (公述人等)
- 第 1 1 条 公 聴 会 に 出 席 し て 意 見 を 述 べ る こ と が で き る 者 は 、 次 に 掲 げ る 者 と す る 。
 - (1) 基本計画公聴会又は都市計画公聴会にあっては、町内に住所を有する者とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (2) 開発事業公聴会にあっては、次に掲げる者とする。
 - ア 請求者が連署代表者であるとき又は連署代表者及び事業者であると きは、連署代表者及び事業者とする。
 - イ 請求者が事業者であるときは、事業者及び近隣住民とする。
- 第12条 基本計画公聴会又は都市計画公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面(基本計画公聴会にあっ

ては第2号様式、都市計画公聴会にあっては第3号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により書面を提出した者(以下「公述申出人」という。)は、 当該公聴会における意見を述べる者(以下「公述人」という。)となる。ただし、意見の趣旨を同じくする公述申出人が多数あるときは、町長は、公述 人を選定するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により公述人を選定したときは、その旨を公述申出 人に通知するものとする。
- 第13条 第11条の規定により開発事業公聴会において意見を述べることができる者は、当該公聴会における公述人となる。この場合において、公述人は、住所、氏名及び意見の要旨を記載した書面(第4号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の公述人は、あらかじめ町長の承認を得たときは、代理人を公聴会に出席させて、意見を述べさせることができる。この場合において、公述人は、開発事業公聴会公述人代理承認申請書(第5号様式)を町長に提出してその承認を受けなければならない。

(公述時間の制限)

- 第14条 町長は、公聴会の運営を円滑にするため、あらかじめ公述人が意見 を述べる時間(以下「公述時間」という。)を制限するものとする。
- 2 町長は、前項の規定による公述時間を公述人に通知するものとする。 (公聴会の議長)
- 第15条 公聴会は、次に掲げる者が議長となり、これを主宰する。
 - (1) 基本計画公聴会又は都市計画公聴会 町職員のうちから町長が指名 する者
 - (2) 開発事業公聴会 審議会の委員のうち、審議会が推薦した者で町長が指名する者

(公述の陳述等)

- 第16条 公述人は、基本計画公聴会においては基本計画に関する事項の範囲 を、都市計画公聴会においては案件の範囲を、開発事業公聴会においてはそ の公聴会において意見を聴こうとする事前協議書に記載された内容の範囲 を超えて意見を述べてはならない。
- 2 議長は、公述人の公述が公述時間を超え、若しくは前項の規定に違反したとき、又は公述人に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(公聴会における質疑等)

- 第17条 議長は、公述人に対して質疑することができる。
- 2 公述人は、議長に対して質疑することができない。
- 3 前2項に定めるもののほか、開発事業公聴会においては、議長は、公述 人の意見に対し他の公述人の意見を聴くことができる。

(文書による意見陳述の禁止)

第 18条 公述人は、文書により意見を提示することができない。

(公聴会の秩序維持)

- 第 1 9 条 何 人 も 、 公 聴 会 に お い て は 、 議 長 の 指 示 に 従 わ な け れ ば な ら な い 。
- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するため、その秩序を乱し、若しくは不穏 当な言動をした者を退場させ、又は傍聴人の入場を制限することができる。 (記録の作成)
- 第20条 議長は、次に掲げる事項を記載した公聴会の記録を作成し、これに 署名押印しなければならない。
 - (1) 基本計画公聴会

ア 公聴会の開催の日時及び場所

- イ 公述人の氏名及び住所
- ウ 公述人の述べた意見の要旨
- エその他公聴会の経過に関する事項
- (2) 都市計画公聴会
 - ア都市計画の原案の種類及び名称
 - イ 都市計画の原案に係る土地の区域
 - ウ 公聴会の開催の日時及び場所
 - エ 公述人の氏名及び住所
 - オ 公述人の述べた意見の要旨
 - カ その他公聴会の経過に関する事項
- (3) 開発事業公聴会
 - ア開発事業の名称
 - イ 開発事業の場所
 - ウ 開発事業の概要
 - エ 公聴会の開催の日時及び場所
 - オ 公述人の氏名及び住所
 - カ 公述人の述べた意見の要旨
 - キ 公聴会に関する議長の意見等
 - クその他公聴会の経過に関する事項

第3章 まちづくり審議会

(町民委員)

- 第21条 町民委員は、次の者とする。
 - (1) 本町の区域内の公共的団体の役員等
 - (2) 地区まちづくり協議会の代表者
 - (3) まちづくりの推進を図る活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする団体の代表者
 - (4) 公募により選考された町民

(委員等の任期)

- 第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 一 部 改 正 〔 平 成 16年 規 則 5 号〕

(会長及び副会長)

- 第23条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

- 第 23条 の 2 審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会の会議の経過及び結果を審議会に報告し、並びに町長に答申又は建議するものとする。
- 5 審議会は、前項の規定により部会が町長に行った答申又は建議を審議会 が行った答申又は建議とすることができる。

追加〔平成16年規則5号〕、一部改正〔平成19年規則4号〕

(小委員会)

- 第24条 条例第8条第4項の規定により開発事業の審査及び助言提案を行う 小委員会は、委員3人以上をもって組織する。
- 2 小委員会の委員は、審議会の委員(学識経験を有する者に限る。)のうちから、開発事業ごとに、会長が指名する。
- 3 小委員会に委員長を置き、小委員会に属する委員のうちから会長が指名 する。
- 4 委員長は、小委員会の会務を掌理し、小委員会の会議の経過及び結果を 審議会に報告し、並びに町長に答申又は建議するものとする。
- 5 審議会は、前項の規定により小委員会が町長に行った答申又は建議を審議会が行った答申又は建議とすることができる。

一 部 改 正 〔 平 成 18年 規 則 8 号〕

(会議)

- 第25条 審議会、部会及び小委員会の会議は、それぞれ会長、部会長及び委員長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会、部会及び小委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会、部会及び小委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、次に掲げる場合においては、会長及び部会長は、会議に諮って、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
 - (1) 会議の内容が大磯町情報公開条例(平成9年大磯町条例第13号)第6条の規定に該当する情報について審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が 生ずると認められる場合
- 5 小委員会の会議は、原則として、非公開とする。

一部改正 [平成16年規則5号]

(審議会等の庶務)

第26条 審議会、部会及び小委員会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

一 部 改 正 〔 平 成 16年 規 則 5 号 · 21年 12号〕

(委任)

第26条の2 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

追加〔平成16年規則5号〕

第4章 自治及び協働によるまちづくり

(まちづくり団体の登録等)

- 第27条 まちづくり団体の登録期間は、登録の日から3年間とする。
- 2 まちづくり団体は、前項の登録期間を更新する意向があるときは、当該 登録期間が経過する前に、町長に登録の更新を申請するものとする。
- 3 条例第9条第2項又は前項の規定による申請は、まちづくり団体登録(更新)申請書(第6号様式)により次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。
 - (1) 規約
 - (2) 事業活動書

- (3) 活動範囲を示す図面
- (4) 構成員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
- 4 町長は、前項の申請書による申請があった場合において、その適否を決定したときは、その旨を、申請した者に対し、まちづくり団体登録(更新)決定通知書(第7号様式)により通知するものとする。
- 5 まちづくり団体は、登録の内容に変更が生じたときは、登録(届出)内容変更届出書(第8号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。
- 6 町長は、まちづくり団体から第2項の申請又は前項の届出があったときは、第1項の登録期間を更新することができる。
- 7 町長は、まちづくり団体が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
 - (1) 第1項の登録期間を経過したとき。
 - (2) まちづくり団体が地区まちづくり協議会に移行し、条例第10条第2項 の届出がなされたとき。
 - (3) まちづくり団体の活動の停止、活動目的の変更等の理由によりまちづくり団体から登録の取消しの申出があったとき。
 - (4) まちづくり団体が解散したとき。
 - (5) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。
- 8 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、まちづくり団体登録取消通知書(第9号様式)によりその旨を通知するとともに、取り消した事実を公表するものとする。

全部改正 [平成22年規則27号]

(地区まちづくり協議会の面積)

第28条 条例第10条第1項の規則で定める一団の面積は、おおむね2,000平方メートル以上とする。

(利害関係者)

- 第29条 条例第10条第1項の規則で定める利害関係者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 条例第10条第1項に規定する区域内の土地又は建物について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者
 - (2) 前号に規定する土地、建物若しくは権利に関する仮登記若しくは差押 えの登記又は当該土地若しくは建物に関する買戻しの特約の登記の登記 名義人

(地区まちづくり協議会の設立届出)

- 第30条 条例第10条第2項の規定による届出は、地区まちづくり協議会設立 届出書(第10号様式)により次の各号に掲げる図書を添付して行わなければ ならない。
 - (1) 規約
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 活動地区を示す図面
 - (4) 活動が地区住民等の大多数の支持を得ていることを証する書面
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
- 2 地区まちづくり協議会は、前項の届出の内容に変更が生じたときは、登録(届出)内容変更届出書により、速やかに町長に届け出なければならない。
- 3 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり協議会を解散したときは、地区まちづくり協議会解散届出書(第11号様式)により、速やかに町長に届け出なければならない。

- 4 町長は、地区まちづくり協議会から解散の届出があったときは、その旨 を公告しなければならない。
 - 一部改正 [平成22年規則27号]

(地区まちづくり協定の申請等)

- 第31条 条例第11条第2項の規定による地区まちづくり協議会から町長への地区まちづくり協定の締結の申請は、地区まちづくり協定締結申請書(第12号様式)により次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。
 - (1) 地区まちづくり協定の内容を記載した書面
 - (2) 地区まちづくり協定の対象となる地区を示す図面
 - (3) 条例第11条第2項に掲げる要件に該当することを証する書面
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
- 2 町長は、前項の申請があった場合において、その適否を決定したときは、 その旨を、申請した者に対し、地区まちづくり協定締結決定通知書(第13 号様式)により通知するものとする。
- 3 町長は、地区まちづくり協定を廃止したときは、その旨を公告しなければならない。

(推進地区等に対する意見書)

第32条 条例第15条第5項の規定による意見の提出は、推進地区等に対する 意見書(第14号様式)により行わなければならない。

第5章 秩序あるまちづくり

(都市計画に対する意見書)

第33条 条例第18条第4項、条例第22条及び条例第24条第2項の規定による 意見の提出は、都市計画に対する意見書(第15号様式)により行わなければ ならない。

(手続の除外項目)

- 第34条 条例第18条第8項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 条例第15条の推進地区整備計画に定める事項を都市計画として定めるときの当該都市計画
 - (2) 供用されている都市施設に都市計画を定めるときの当該都市計画
 - (3) 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第14条第1号並びに第2 号イ及び口に定める軽易な変更事項を都市計画として定めるときの当該 都市計画
 - (4) 法律の改正に伴い現行と同一のものを都市計画として定めるときの 当該都市計画
 - (5) 神奈川県が決定しようとする都市計画と関連して、一連の手続で行われる都市計画
 - 一部改正 [平成14年規則19号・19年4号・20年9号・21年14号]
- 第34条の2 条例第18条第9項の規定は、神奈川県が定める都市計画で、同県内において一斉的に決定されるものについて原案を申し出るときは、適用しない。

追加 [平成21年規則14号]

(都市計画の決定等の申出手続)

- 第35条 条例第23条及び条例第24条第4項の規定による地区まちづくり協議会から町長への都市計画の決定等の申出は、都市計画の決定等申出書(第16号様式)により次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。
 - (1) 申出に係る土地の位置及び区域を表示した図面
 - (2) 地区まちづくり協定の写し
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書

(軽易な変更)

- 第36条 条例第25条の規則で定める軽易な変更は、次の各号に掲げる規定の 準用を除外する場合について、それぞれ当該各号に定めるものとする。
 - (1) 条例第24条第1項から第3項までの規定 名称の変更
 - (2) 条例第24条第1項の規定のうち説明会の開催 都市計画公聴会開催 案件でないもの

第6章 協調によるまちづくり

(開発構想の届出等)

- 第37条 条例第26条第3項の規定による届出は、開発構想届出書(第17号様式)により次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。
 - (1) 開発事業の構想の対象となる区域を示す図面
 - (2) 開発事業の構想の内容を記載した書面及び図面
 - (3) 開発事業区域の現況を写したカラー写真(2方向以上から撮影したもの)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める図書
- 2 条例第26条第3項第9号の規則で定める周辺環境に影響がある開発事業は、次に掲げるものとする。
 - (1) 開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上のスポーツ・レクリエーション施設の建設
 - (2) 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積 の合計をいう。)が1,000平方メートルを超える建築物の建築
 - (3) 開発事業区域の面積が500平方メートル以上の公共施設の整備の必要がないと認められる単なる形式的な区画の分割又は統合による建築物の建築(この条例の手続により行われた開発事業は除く。)

一部改正 [平成18年規則8号・21年14号]

(周知する項目)

- 第37条の2 条例第27条第3項及び第40条第2項の規定による項目は、以下のとおりとする。
 - (1) 宅地分譲にあっては開発事業区域内に設置する道路の接続位置の概略、それ以外にあっては開発事業区域の出入口の概略
 - (2) 開発事業区域内からの排水ルートの概略
 - (3) 開発事業区域の計画地盤と隣接地との高低差の概略
 - (4) 工作物の概略

追加〔平成18年規則8号〕

(アドバイザーの派遣)

第37条の3 町長は、条例第27条第3項及び第40条第2項の規定による項目について、近隣住民が当該計画内容を把握するためにアドバイザーを派遣することができる。

追加 〔平成18年規則8号〕

(開発構想板)

第38条 条例第27条第2項に規定する開発構想板は、第18号様式とする。

(説明会開催状況報告書)

第39条 条例第27条第4項の規定による報告は、説明会の開催の都度、説明会開催状況報告書(第19号様式)により行わなければならない。

(開発構想説明会等を要しない開発事業)

第40条 条例第27条第7項に定める同条第3項から第6項までの規定を適用 しない開発事業は、条例第26条第3項第3号から第6号まで並びに第8号 (地区まちづくり協定の区域において行う開発事業を除く。)及び第9号の いずれにも該当しない開発事業で、開発事業区域の面積が500平方メートル未満の開発行為をいう。

- 2 前項の開発行為を行う事業者は、近隣住民に対し、開発構想届出書の内容並びに第37条の2に規定する項目を周知し、当該周知の状況について、周知等状況報告書(第20号様式)により町長に報告するものとする。
- 3 町長は、事業者から前項の報告書の提出があったときは、速やかに、報告書の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から30日間報告書の写しを公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 第1項の開発行為を行う事業者は、近隣住民の意見を考慮して、条例第 28条第1項の事前協議書を作成するものとする。
 - 一 部 改 正 〔 平 成 18年 規 則 8 号 · 20年 9 号 · 22年 27号〕

(事前協議書)

- 第41条 条例第28条第1項に規定する事前協議書は、第21号様式とし、別表 第2に定める図書を添付しなければならない。
- 2 条例第28条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 都市計画の内容
 - (2) 周辺施設の現況
 - (3) 他法令による手続関係

(環境調査書)

- 第42条 条例第28条第2項に規定する環境調査書は、第22号様式とする。
- 2 条例第28条第2項の規則で定める開発事業は、開発事業区域の面積が 3,000平方メートル以上のものとする。
- 3 条例第28条第2項の規則で定める項目は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、廃棄物・発生土、電波障害、日照阻害、植物、動物、文化財、景観及び交通とする。

(事業計画板)

第43条 条例第30条第1項に規定する事業計画板は、第23号様式とする。

(開発事業に対する意見書)

第44条 条例第31条第1項の規定による意見の提出は、開発事業に対する意 見書(第24号様式)により行わなければならない。

(開発事業公聴会の開催及び助言提案の申出等)

- 第45条 条例第32条第1項の規定による開発事業公聴会の開催の申出は、開発事業公聴会開催申出書(第25号様式)により、開発事業公聴会開催申出者署名簿(第26号様式)を添えて行うものとする。
- 2 条例第33条第1項の規定による助言提案の申出は、助言提案申出書(第 27号様式)により、助言提案申出者署名簿(第26号様式)を添えて行うもの とする。
- 3 条例第32条第1項の規定による開発事業公聴会の開催の申出及び条例第33条第1項の規定による助言提案の申出は、開発事業公聴会開催及び助言提案申出書(第28号様式)により、開発事業公聴会開催及び助言提案申出者署名簿(第26号様式)を添えて行うものとする。
- 4 町長は、前3項の申出があったときは、当該申出の日から20日以内に署 名簿を審査しなければならない。
- 5 町長は、前項の規定による署名簿の審査が終了したときは、速やかに、 署名簿の縦覧の場所等を公告し、当該公告の日から7日間署名簿を当該署名 簿の関係人の縦覧に供しなければならない。
 - 一部改正〔平成18年規則2号・8号〕

(助言提案開始通知書)

第46条 条例第33条第3項の規定により助言提案を行うときは、助言提案開始通知書(第29号様式)により当事者に通知するものとする。

一部改正 [平成18年規則8号]

(助言提案の案送付書等)

- 第47条 条例第33条第6項の規定による助言提案は、助言提案の案送付書(第30号様式)により行うものとする。
- 2 条例第33条第項の規定による助言提案を受けた者は、当該助言提案に係る助言提案の案を受諾するか否かについて、助言提案の案送付書の送付の日から起算して20日以内に、助言提案の案受諾等に関する回答書(第31号様式)により小委員会に回答しなければならない。
 - 一部改正〔平成18年規則8号〕

(助言提案終了通知書)

第48条 条例第33条第7項の規定により助言提案が終了したときは、小委員会は、助言提案終了通知書(第32号様式)により当事者に通知するものとする。

一部改正〔平成18年規則8号〕

(指導書等)

- 第49条 条例第34条第1項に規定する指導書は、第33号様式とする。
- 2 条例第34条第1項の規則で定める期間は、条例第28条第1項の規定による事前協議書の提出のあった日(条例第36条第1項の規定による変更届出書の提出があったときは、その提出のあった日)から起算して3月(事前協議書又は変更届出書の補正を要する場合にあってはその補正に要する日数を、条例第31条の意見書の提出、条例第32条の公聴会の開催又は条例第33条の助言提案があった場合にあってはこれらの手続に要する日数を除く。)以内とする。
 - 一部改正〔平成18年規則8号〕

(開発事業申請書等)

- 第50条 条例第35条第1項に規定する開発事業申請書は第34号様式とし、別表第2に定める図書を添付しなければならない。
- 2 条例第35条第1項に規定する見解書は、第35号様式とする。

(開発事業変更届出書、開発事業変更協議書等)

- 第51条 条例第36条第1項に規定する開発事業変更届出書は第36号様式とし、条例第40条第1項に規定する開発事業変更協議書は、第37号様式とする。
- 2 条例第36条第1項及び条例第40条第1項に規定する軽易な変更は、次に 掲げるものとする。
 - (1) 設計等の変更のうち、予定建築物等の敷地の規模の10分の1未満の増減を伴う形状の変更
 - (2) 工事施行者の変更
 - (3) 工事の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更
 - (4) 公共施設管理者の指導による変更
 - (5) 工事施行誤差による変更
 - (6) 一般承継又は特定承継(事業者から開発事業区域内の土地の所有権その他開発事業に関する工事を施行する権原を取得することをいう。)による事業者の変更
 - 一 部 改 正 〔 平 成 18年 規 則 8 号〕

(開発事業修正届出書)

第52条 条例第36条第2項及び条例第40条第2項に規定する開発事業修正届出書は、第38号様式とする。

(審査結果通知書)

- 第53条 条例第37条第1項に規定する審査結果通知書は、第39号様式とする。
- 2 条例第37条第1項の規則で定める期間は、条例第28条第1項の規定によ
 - る事前協議書の提出のあった日(条例第36条第1項の規定による変更届出書

の提出があったときは、その提出のあった日)から起算して5月(事前協議書又は変更届出書の補正を要する場合にあってはその補正に要する日数を、条例第31条の意見書の提出、条例第32条の公聴会の開催又は条例第33条の助言提案があった場合にあってはこれらの手続に要する日数を除く。)以内とする。

3 前項の規定は、条例第40条第4項の再審査結果通知書(第40号様式)の 交付について準用する。

一部改正 [平成18年規則8号]

(開発事業着手届出書)

第54条 条例第39条の規定による届出は、開発事業着手届出書(第41号様式) により行わなければならない。

(開発事業完了届出書等)

- 第55条 条例第41条第1項の規定による届出は、開発事業完了届出書 (第42号様式)により行わなければならない。
- 2 条例第41条第3項に規定する検査結果通知書は、第43号様式とする。(緑化工事未了の特例)
- 第55条の2 事業者は、緑化工事以外の工事が完了している場合において、時期や気温等の理由により緑化工事が当分の間完了しないときは、当該理由を付して条例第41条第1項に規定する工事完了の届出をすることができる。
- 2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該理由がやむを得ないと認める場合において緑化工事以外の工事を検査することができる。
- 3 町長は、前項の規定による検査の結果、当該工事が審査結果通知書の内容に適合していると認めるときは、条例第42条ただし書を準用することができる。この場合において、条例第41条第3項に規定する検査結果通知書は緑化工事の検査後に交付するものとする。

追加〔平成18年規則8号〕

(開発事業廃止届出書)

第 5 6 条 条 例 第 4 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出 は 、 開 発 事 業 廃 止 届 出 書 (第 4 4 号 様 式) に よ り 行 わ な け れ ば な ら な い 。

第7章 開発事業の基準

(住宅敷地等に関する事項)

- 第57条 条例第44条第1項第1号に規定する住宅敷地等に関する事項は、次に定めるところによる。
 - (1) 開発事業区域内の建築物の敷地面積の最低限度

開発事業区域の面積が300平方メートル以上500平方メートル未満の開発行為における建築物の敷地面積の最低限度は、次の表のとおりとする。

区域	敷地面積の最低限度
第一種低層住居専用地域	150平方メートル
第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域又は第二種住	135平方メートル
居地域	
近隣商業地域、準工業地域又は工業地域	120平方メートル
市街化調整区域	150平方メートル

- (2) 第37条第2項第3号に規定する開発事業区域内の建築物の敷地面積の最低限度は、条例第49条に規定する事項を準用する。
- (3) 開発事業区域内の集合住宅の1住宅の規模の最低限度

10戸以上の集合住宅における1住宅の規模の最低限度は、次の表のとおりとする。ただし、寮、寄宿舎その他これらに類するものについては、町長と協議し、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

住宅の種類	住宅規模の最低限 度
分 譲 住 宅	65平方メートル
賃貸住宅	50平方メートル

備考 住宅規模とは、専ら居住の用に供する部分の面積をいう。

- (4) 大規模建築物の敷地と道路との関係
 - ア 廷べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積の合計をいう。)が1,000平方メートルを超える建築物(神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)第26条の適用がある大規模店舗及びマーケット並びに同条例第31条の適用がある興行場等を除く。)の敷地は、幅員6メートル以上の道路(開発事業区域が接する前面道路で、車両が2方向以上に有効に分散できる国又は地方公共団体が管理する他の幅員6メートル以上の道路に接続するまでの区間をいう。以下アにおいて同じ。)に接しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (ア) 帽員 4 メートル以上の道路に敷地の外周の長さの 7 分の 1 以上が接し、かつ、接する部分に沿って道路と一体となる公共の用に供する空地を敷地内に設け、当該空地と当該道路との幅員の合計が 6 メートル以上となるとき。
 - (イ) 2以上の幅員4メートル以上の道路に外周の長さの3分の1以上が接し、かつ、接する道路の幅員の和が9.4メートル以上(一の道路にあっては、その幅員は5.4メートル以上)であるとき。
 - イ アの規定は、その周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、 町長が審議会の意見を聴いて、安全上支障がないと認めるときは、適用 しない。
 - 一部改正 [平成16年規則10号・19年4号・22年27号]

(公共施設等に関する事項)

- 第58条 条例第44条第1項第2号に規定する公共施設等に関する事項は、次に定めるところによる。
 - (1) 道路の整備

町が管理することとなる道路について、次のとおり定める。

ア道路の設置

事業者が開発事業により設置する道路は、本町の道路計画に適合し、 道路機能が有効に発揮できるように設置しなければならない。

イ 接続道路

開発事業区域外の既存の道路に接続する開発事業区域内の道路は、双方の道路機能を損なうことなく設置しなければならない。

ウ歩道の設置

歩道を設置する場合の歩道の幅員は、2メートル以上とする。

エ すみきりの設置

開発事業区域内の道路の交差点には、交差点の角度が120度以上の場合を除き、原則として3メートル以上のすみきりを設けるものとする。

才 交通安全施設

事業者は、開発事業により設置する道路及び隣接する道路には、歩行者又は通行車両の安全確保上町長が必要と認める箇所に、横断防止柵、

転落防止柵、ガードレール、カーブミラー等の安全施設を設けなければならない。

カ 占用物件

道路には、電柱その他交通の障害となる施設は設けないことを原則とする。

- (2) 公園、緑地又は広場(以下「公園等」という。)の整備
 - ア 公園等の設置

事業者は、条例第48条が適用される開発事業以外の開発事業で住宅 (自己の居住の用に供するものを除く。)の建築(新築に限る。)の用 に供する目的で開発事業を行うときは、次に定めるところにより、公園 等を設置しなければならない。

設置する公園及び広場の面積には、急傾斜地、整地造成のために生ずる法面及び狭小不整形な未利用地の面積は算入しない。

- (ア) 開発事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合 次に定めるところにより公園等を設置しなければならない。
 - a 計画戸数から15戸を控除した戸数に計画人口(条例第28条の規定により事前協議書を提出する年度の4月1日現在における神奈川県人口統計調査による大磯町の1世帯当たりの人員。ただし、寮等の場合には、1戸当たり1人とする。)1人当たり3平方メートルを乗じて得た面積の公園等を設置しなければならない。ただし、算出した公園等の面積が180平方メートルを超える場合には、180平方メートルとする。
 - b 町長が認めるときは、a の公園等の設置に代え、別に定める基準により金銭をもって提供することができる。
- (イ) 開発事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合 次に定めるところにより公園等を設置しなければならない。
 - 開発事業区域の面積の6パーセント以上の面積の公園等を設置 しなければならない。
 - b 町長が認めるときは、aの公園等の設置に代え、別に定める基準により金銭をもって提供することができる。
- (ウ) (ア)及び(イ)の規定にかかわらず、建築が同一の場所で、大磯町開発指導要綱又はこの規則の規定により、既に公園等を設置し、又は金銭の提供をしている場合には、別に定める基準によるものとする。

イ 占用物件

事業者は、公園等内に電柱その他管理の障害となる施設を設けることができない。ただし、都市公園法(昭和31年法律第79号)第7条に該当するものを除く。

(3) 排水施設の設置

排水路その他の排水施設は、本町の下水道計画等に従い、下水(汚水及び雨水)を有効に排除できる規模、構造及び能力の排水施設を設置しなければならない。

ア排水処理

開発事業区域内の排水処理は、次に定める区域による処理方法とする。(ア) 公共下水道供用開始区域内

- a 開発事業区域内の敷地内排水は、汚水、雨水を別々の排水系統で排除し、雨水については、原則として浸透ます及び透水管を設置し排水施設に接続するものとする。
- b 開発事業区域内の道路に設置する排水施設は、汚水、雨水施設を 別々の排水系統で設置しなければならない。
- c 汚水ます及び雨水ますのますぶたは、それぞれ汚水、雨水の表示

をしなければならない。

- d 店舗部分に飲食店等が入居する場合は、阻集器を設置しなければ ならない。
- (イ) 公共下水道事業計画区域内(未供用区域)
 - a 開発事業区域内の敷地内排水は、汚水、雨水を別々の排水系統で排除し、雨水については、原則として浸透ます及び透水管を設置し排水施設に接続するものとする。
 - b 開発事業区域内の道路に設置する排水施設は、汚水、雨水施設を 別々の排水系統で設置しなければならない。ただし、公共下水道が 供用開始されるまでは、汚水については敷地内に浄化槽を設置し雨 水施設に接続しなければならない。
 - c 汚水ます及び雨水ますのますぶたには、それぞれ汚水、雨水の表示をしなければならない。
 - d 店舗部分に飲食店等が入居する場合は、阻集器を設置しなければならない。
- (ウ) 公共下水道事業計画区域外
 - a 開発事業区域内の敷地内排水は、汚水、雨水を別々の排水系統で排除し、雨水については、原則として浸透ます及び透水管を設置し排水施設に接続するものとする。
 - b 開発事業区域内の道路に設置する排水施設は、汚水、雨水を合わせて排除できる施設とし、汚水については敷地内に浄化槽を設置し、 その施設に接続しなければならない。
 - c 店舗部分に飲食店等が入居する場合は、阻集器を設置しなければ ならない。

イ 雨水調整施設

放流先の河川の流下能力が小さく、新設される排水施設からの放流が困難な場合は、雨水調整施設を設置しなければならない。

ウ放流先の整備

開発事業区域から排除する下水の放流先の排水能力、利水の状況等により整備が必要となる河川その他公共の用に供する排水施設(町が管理するものに限る。)については、当該施設の管理者の指示する区間、規模、構造及び能力により、これを整備するものとする。

工 安全施設

開発事業により設置又は改修される施設には、管理上必要な転落防止柵等の安全施設を設置するものとする。

(4) 消防水利の設置等

ア消防水利の設置基準は次のとおりとする。

- (ア) 事業者は、開発事業を行う場合は消火栓、防火水槽又はこれらと同等の能力を有すると認められるもの(以下「消防水利」という。) を設置するものとする。
- (イ) 開発事業区域内のいずれの地点からも近隣商業地域及び工業地域は 100 メートル以内、虫窪地区、黒岩地区及び西久保地区は 140 メートル以内、それ以外の地域は 120 メートル以内に消防水利を設置することを原則とする。ただし、河川、軌道敷、交通量の多い道路等により当該範囲が分断されるとき及び起伏が激しく消防活動に支障があるときを除き町の管理する消防水利が上記の円に包含される場合はこの限りではない。
- (ウ) (イ) に関しては、宅地分譲(3,000平方メートル未満)又は地上3階以下1,000平方メートル未満の建築物を建築する目的で行う開発事業に限り適用する。

(エ) 消防水利

消防水利及び消火器の設置基準は、次の表のとおりとする。

開発事業の日始	問及事業区域の五種B7%など主体	流は十七日
開発事業の目的	開発事業区域の面積及び延べ面積	消防水利
宅地分譲又は地上	開発事業区域の面積が3,000平方メー	40立方メートルの防火水槽1基又は消
2階以下の建築物	トル未満	火栓1基以上。
を建築する目的で		ただし、施行規則第58条(4)ア(イ)
行う開発事業		及び(ウ)を適用できるものとする。
	- 開発事業区域の面積が3,000平方メー	40立方メートルの防火水槽1基以上
	トル以上5,000平方メートル未満	
	17/2人工3,000十万万 17/2人科画	
	 開発事業区域の面積が5,000平方メー	消防長と協議するものとする。
	トル以上	1日的及と Mint 7 2 0 V/と 7 2 0
地上3階以上の建	地上3階以上の建築物で延べ面積が	40立方メートルの防火水槽又は消火栓
築物を建築する目	1,000平方メートル未満	1基。
	1,000平万万一下ル木個	
的で行う開発事業		ただし、施行規則第58条(4)ア(イ)
		及び(ウ)を適用できるものとする。
	地上3階以上の建築物で延べ面積が	40立方メートルの防火水槽1基
	1,000平方メートル以上3,000平方メ	
	ートル未満	
	地上3階以上の建築物で延べ 面積	半径50メートル以内に60立方メートル
	が3,000平方メートル以上 (1棟につ	の防火水槽1基
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	- 1/4/ 7/4/18 + 42
	 上記以外の建築物の場合には、消防長と	
()))//	工品以グレス建築物の場合には、用例文で	一 励 成 し は り な い な い 。

(オ)消火器

施行規則第58条第5号の規定又は協議等により設置されたごみ集積所1か所につき消火器1基を設置するものとする。

(カ)消火活動上必要な施設

事業者は、最低地盤面からの階数が4以上で延べ面積が4,000平方メートル以上の建築物を建築するときは、連結送水管その他の消火活動上必要な施設の設置について、消防長と協議しなければならない。

イ 消防活動用空地

- (ア)事業者は、地上3階以上又は高さが10メートル以上の建築物(自己の居住の用に供するものを除く。)を建築するときは、開発事業区域内の当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる着てい場所を各棟ごとに1か所以上設置しなければならない。ただし、当該建築物の周辺に、はしご車が容易に部署できる道路がある場合はこの限りでない。
- (イ)はしご車が進入し、活動するために必要な地盤の強度は、20トン以上の車両重量に耐えられるものとする。

(5) ごみ集積所の設置

ア 事業者は、住宅を目的とした開発事業を行う場合は、原則として道路 に接し収集作業に支障のない場所にごみ集積所を設置するものとする。 イ アの規定によるごみ集積所の設置か所数及び面積は、次の基準により 設置することを原則とする。

(ア) 宅地分譲

- a 区画数が20区画以上の場合は、設置か所数はおおむね10区画に1か所とする。ただし、1か所の面積は1区画当たり0.35平方メートルに設置予定区画数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。
- b 区画数が10区画以上20区画未満の場合は、設置か所数は1か所以上とする。ただし、1か所の面積は1区画当たり0.35平方メートルに設置予定区画数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。
- c 区画数が9区画以下の場合は、町長と協議し、必要と認める規模とする。

(イ) 集合住宅

- a 戸数が40戸以上の場合は、設置箇所数はおおむね40戸又は1棟に 1か所とする。ただし、1か所の面積は1戸当たり0.35平方メート ルに設置予定戸数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は 3.5平方メートルとする。
- b 戸数が10戸以上40戸未満の場合は、設置か所数は1か所以上とする。ただし、1か所の面積は1戸当たり0.35平方メートルに設置予定戸数を乗じて得た面積を標準とし、その最低面積は3.5平方メートルとする。
- c 戸数が9戸以下の場合は、町長と協議し、必要と認める規模とする。
- ウ 事業者が、(イ)の規定により設置したごみ集積所に、ごみ収納容器を設置する場合は、その数はおおむね10区画又は10戸に1基とし、1か所当たりの面積は(イ)の基準にごみ収納容器の設置面積を加算した面積を原則とする。ただし、ごみ収納容器は事業者又は入居者に帰属するものとする。

(6) その他の施設等

ア防犯灯

- (ア) 事業者は、開発事業区域内及びその周辺の安全を図るため、防犯灯を設置し、その維持管理等の必要事項は町長と協議しなければならない。
- (イ) 設置場所は、夜間での防犯上危険な個所とする。
- (ウ) 設置間隔は、おおむね20メートルとする。

イ 広報掲示板

事業者は、100区画以上の宅地分譲を行うときは、第2号の公園の整備の規定により設置する公園内に広報掲示板を設置することを原則とする。

(7) 技術基準等

前各号に掲げる施設等に必要な技術基準その他の基準は、町長が別に定める。

一部改正〔平成19年規則4号・20年9号〕

(安全で快適な生活の確保に関する事項)

- 第59条 条例第44条第1項第3号に規定する安全で快適な生活の確保に関する事項は、次に定めるところによる。
 - (1) 駐車施設等

事業者は、開発事業区域内での駐車場及び駐輪場の確保については、次の表(第6条第6号の葬祭場等の開発事業区域内の駐車場にあっては、別表第1の2)の定めるところによるものとする。ただし、寮、寄宿舎その他これらに類するものについては、町長と協議し、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

区分		駐車・駐輪施設の確保の基準
集合住宅	駐車場	計画戸数の50パーセント以上
	駐 輪 場	計画戸数の150パーセント以上
商業施設等	駐車場	大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づ
		く環境指針を満たすこと。
	駐 輪 場	売場等面積25平方メートル当たり1台以上。ただし、
		売場等面積5,000平方メートルを超える部分は、当該超
		える売場等面積50平方メートル当たり1台以上とす
		る。
上記以外の	駐車場	区域内に必要な自動車駐車場を確保すること。
建築物	駐 輪 場	区域内に必要な自転車駐車場を確保すること。

(2) 農業水利

ア農業水利の確保

事業者は、開発事業により用水源の枯渇を招くおそれのある場合、又は開発事業区域の周辺及び下流の農耕地の水利の取水方法に変化を生ずる場合には、用水の確保に支障のない措置を講じなければならない。 イ 下水の接続

農業用水路は一般排水路と区分することを原則とし、開発事業区域内の下水を直接に農業用水路に接続させないこととする。

(3) テレビジョン放送の受信障害対策

事業者は、開発事業によりテレビジョン放送の受信障害を生じた場合は、必要な施設を事業者の負担において設置し、その維持管理について必要な事項を利害関係者と協議し、その解決を図らなければならない。

(4) 工事施行時の安全対策

ア 土砂等の搬出入

- (ア) 事業者は、土砂等を開発事業区域内に搬入し、又は開発事業区域 外に搬出するときは、交通、騒音、振動、じんあいその他住民の生活 環境に影響する事項について万全の対策をとらなければならない。
- (イ) 事業者は、搬出入する土砂等の量が500立方メートルを超える場合には、その搬出入経路、搬出入地及び搬出入土砂等の処分の方法について、町長と協議しなければならない。

イ 工事に伴う騒音、振動又は粉じん対策

- (ア) 事業者は、開発事業に伴う騒音、振動又は粉じんについては、できる限り防止しなければならない。
- (イ) 事業者は、開発事業に伴う騒音又は振動については、午後10時から午前6時までの間は、発生させてはならない。ただし、交通上著しく支障をきたす工事又は災害復旧工事その他特殊かつ緊急の工事で 町長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
 - 一部改正〔平成20年規則9号〕

(5) 葬祭場等

事業者は、第6条第6号の葬祭場等の建築等をするときは、別表第1の2 に定める基準に適合させなければならない。

(緑化に関する事項)

- 第60条 条例第44条第1項第4号に規定する緑化に関する事項は、次に定めるところによる。
 - (1) 緑化の推進

事業者は、開発事業区域内の緑化を積極的に図るとともに、自然林等がある場合は、建築物の配置を考慮し、その樹木及び樹林の保全に努めなければならない。

(2) 生け垣の推進

建築物の敷地周辺に塀等を設ける場合は、生け垣にするよう努めなければならない。

(3) 緑化率

建築物の敷地面積に対する樹木等でおおわれた緑化の面積の割合(以下「緑化率」という。)は、次の表に定める値以上とする。ただし、店舗等については、表に定める緑化率の50パーセント以上とする。

区分	用途地域	緑化率
宅地分譲以外	第一種低層住居専用地域	25パーセント
	第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第	20パーセント
	二種住居地域、準工業地域又は工業地域	
	近隣商業地域	10パーセント

(4) 緑化の面積の算定方法

ア既存樹木の場合

- (ア) 独立している樹木の場合は、樹冠の投影面積を緑化の面積とする。
- (イ) 複数の樹木が接しているか又は一団の樹林地を形成している場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を緑化の面積とする。
- イ 植栽樹木の場合
 - (ア) 植栽樹木の樹冠の投影面積は、次の表の定めにより算定し、緑化の面積とする。この場合において、10平方メートル以上の樹冠の投影面積をもつ樹木については、当該樹冠の投影面積を緑化の面積とする。

区分	植栽時の樹高	緑化算定の面積
高 木	3メートル以上	10平方メートル(半径1.8メートルの円
		の面積)
	1.5メートル以上3	5 平方メートル (半径1.25メートルの
	メートル未満	円の面積)
	0.5メートル以上	3 平方メートル(半径1メートルの円
	1.5メートル未満	の面積)
中木	0.5メートル以上	3 平方メートル(半径1メートルの円
		の面積)
苗木(高木又は中木	0.5メートル未満	1 平方メートル(半径0.6メートルの円
となるものに限		の面積)
る。)		
低 木		表面を覆った面積

備考 高木:生育したときの樹高が10メートル以上の樹木

中木:生育したときの樹高が5メートル以上10メートル未満の樹木

低木:生育したときの樹高が5メートル未満の樹木

(イ) 樹冠が接して植栽されている場合は、外側にある各樹木の樹冠を 直線で結んだ線によって囲まれた面積を緑化の面積とする。

ウ 生け垣の場合

公道に接して生け垣を設置する場合は、樹木の高さを概ね0.9メートル以上とし、延長1メートルに3本以上植樹するものとする。この場合において緑化面積の算定は1本当たり3平方メートルとし、当該総面積を緑化の面積とする。

エ 芝生の場合

芝等で表面がおおわれる場合は、当該土地の面積の20パーセントを緑化の面積とする。

オその他

- (ア) 屋上緑化及び壁面緑化は、緑化の面積に含めない。
- (イ) 投影面積の中に構造物が含まれる場合には、当該構造物の面積を 緑化面積に含めない。ただし、雨水浸透ますその他の緑化に資するも のは、この限りでない。
 - 一部改正〔平成18年規則8号〕

(福祉のまち整備に関する事項)

- 第61条 条例第44条第1項第5号に規定する福祉のまち整備に関する事項は、 次に定めるところによる。この場合において、事業者は、開発事業区域内に 公共施設を整備するときは、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 (平成7年神奈川県条例第5号)に準じ、次のとおり、障害者等に配慮する よう努めなければならない。
 - (1) 開発事業区域内に、歩道又は自転車歩行者道を設ける場合は、障害者 等が円滑に通行できる構造とする。
 - (2) 開発事業区域内に、公園又は広場を設ける場合は、次に定める構造とする。
 - ア 公園又は広場の敷地に接する道に通ずる出入口又は駐車場に通ずる 出入口のうち、それぞれ1以上の出入口は、障害者等が円滑に出入でき る構造とする。
 - イ 公園又は広場の敷地内に、ベンチ、屋外卓及びその他の施設を設ける場合は、障害者等が円滑に利用できる構造とする。
 - 一 部 改 正 〔 平 成 22年 規 則 27号〕

(良好な景観の形成に関する事項)

第62条 条例第44条第1項第6号に規定する良好な景観の形成に関する事項は、事業者が、開発事業を行うときは、大磯町景観計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条の良好な景観の形成に関する計画として策定されたものをいう。)に定められた景観形成指針に配慮するよう努めなければならない。

全部改正 [平成21年規則14号]

(文化財の保護に関する事項)

- 第63条 条例第44条第1項第7号に規定する文化財の保護に関する事項は、 次に定めるところによる。
 - (1) 事業者は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地内又はその隣接地において開発事業を行うときは、町教育委員会と協議しなければならない。
 - (2) 前号の場合において、埋蔵文化財包蔵地内若しくはその隣接地又は埋蔵文化財包蔵地外の場所で、工事施行中に埋蔵文化財が発見されたときは、直ちに工事を中止して町教育委員会の指示を受けなければならない。

(公共施設等の管理及び帰属)

- 第64条 事業者は、第58条に定めるところにより設置した公共施設等及びその用地の管理及び帰属について町長と協議しなければならない。
- 2 前項の協議の結果、町が管理することとなる公共施設等の用地の帰属は、 次に定めるところによる。

(1) 道路

第58条第1項第1号の規定により設置された道路及び用地のうち、町が管理することとなる道路及び用地は、町に無償で帰属するものとする。

(2) 公園

第58条第1項第2号の規定により設置された公園及び用地のうち、町が管理することとなる公園及び用地は、町に無償で帰属するものとする。

(3) 排水施設

第58条第1項第3号の規定により設置された排水施設及び用地のうち、町が管理することとなる排水施設及び用地は、町に無償で帰属するものとする。

(4) 消防水利

第58条第1項第4号の規定により設置された消防水利及び用地のうち、町が管理することとなる消防水利及び用地は、町に無償で帰属するものとする。

(5) ごみ集積所

第58条第1項第5号の規定により設置されたごみ集積所及び用地のうち、町が管理することとなるごみ集積所及び用地は、町に無償で帰属するものとする。

(6) その他の施設等

第58条第1項第5号の規定により設置されたその他の施設等及び用地のうち、町が管理することとなるその他の施設等及び用地は、町に無償で帰属するものとする。

(7) 施設及び用地の帰属

ア 事業者は、第1項の規定による協議の結果、町が管理することとなる公共施設等について、その土地の所有権移転等の登記に必要な図書を作成し、条例第41条第1項に規定する届出書と共に町長に提出しなければならない。

イ 事業者は、町に帰属することとなる用地について、帰属の時期までに、 抵当権等第三者の権利を抹消しておかなければならない。

ウ 事業者が入居者等に管理を引き継ぐこととなる施設等については、当事者間で協議し管理協定等を締結するよう努めるものとする。

一部改正 [平成20年規則29号]

(大規模開発事業に係る協議)

- 第65条 事業者は、開発事業区域の面積が50,000平方メートル以上の関発事業をするときは、次に掲げる事項について、町長と協議しなければならない。
 - (1) 外周道路の整備等に関する事項
 - (2) 既設の周辺道路等の整備等に関する事項
 - (3) 下水道施設の整備に関する事項
 - (4) ごみ処理施設の整備に関する事項
 - (5) 消防設備の整備に関する事項
 - (6) バス路線の整備等に関する事項
 - (7) 教育施設用地の確保に関する事項
 - (8) 教育施設の整備に関する事項
 - (9) 通学路の整備に関する事項
 - (10) 保育所用地の確保に関する事項
 - (11) 集会施設その他町長が必要と認める施設用地の確保に関する事項(袋路状の道路)
- 第66条 条例第47条第1項第4号の町長が別に定める避難上及び車両の通行上支障がない施設は、先端で回転可能な形状の道路で、道路構造令(昭和45年政令第320号)第4条第2項に規定する小型自動車の最小回転半径以上の

曲線半径を有するものとする。

第8章 開発事業に係る紛争調整

(あっせん申出書)

第67条 条例第52条第1項の規定による紛争の調整の申出は、あっせん申出書(第45号様式)により行わなければならない。

(あっせん開始通知書)

第68条 条例第52条第1項の規定によりあっせんを行うときは、あっせん開始通知書(第46号様式)により紛争当事者に通知するものとする。

(紛争調整相談員)

- 第69条 紛争調整相談員は、法律、建築、行政等に関し学識経験を有する者 のうちから町長が委嘱する。
- 2 紛争調整相談員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。 (あっせん打切通知書)
- 第70条 条例第52条第4項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、あっせん打切通知書(第47号様式)により紛争当事者に通知するものとする。 (調停移行勧告書等)
- 第71条 条例第53条第1項の規定による調停への移行の勧告は、調停移行勧告書(第48号様式)により紛争当事者に通知して行うものとする。
- 2 前項の勧告の回答は、調停移行勧告に対する回答書(第49号様式)を町 長に提出して行わなければならない。

(調停開始通知書)

第72条 条例第53条第2項の規定により調停を行うときは、調停開始通知書 (第50号様式)により紛争当事者に通知するものとする。

(調停案受諾勧告書等)

- 第73条 条例第53条第4項の規定による調停案の受諾の勧告は、調停案受諾 勧告書(第51号様式)により紛争当事者に通知して行うものとする。
- 2 前項の勧告の回答は、調停案受諾勧告に対する回答書(第52号様式)を 町長に提出して行わなければならない。

(調停打切通知書)

第74条 条例第53条第6項の規定により調停を打ち切るときは、調停打切通知書(第53号様式)により紛争当事者に通知するものとする。

(手続の非公開)

第75条 あっせん及び調停の手続は、公開しない。

(あっせん又は調停の出席者等)

- 第76条 あっせん又は調停に出席することのできる者は、紛争当事者とする。 ただし、町長が相当と認めた紛争当事者の代理人については、この限りでない。
- 2 町長は、あっせん又は調停の手続のため必要があると認めるときは、あっせん又は調停に出席できる者として紛争当事者の中から一人又は数人の代表者を選定するよう求めることができる。
- 3 紛争当事者は、前項の代表者を選定したときは、代表者選定届出書(第54号様式)により町長に届け出なければならない。

(調停委員会の委員の任期)

- 第77条 調停委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (調停委員会の会長)

- 第78条 調停委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、調停委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指 名する委員が、その職務を代理する。

(調停委員会の会議)

- 第79条 調停委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 調停委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 調停委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。
- 4 調停委員会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員 以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調停委員会の庶務)

- 第80条 調停委員会の庶務は、都市計画主管課において処理する。
 - 一部改正〔平成21年規則12号〕

(工事着手の延期等要請書)

第81条 条例第55条の規定により工事の着手の延期等を要請するときは、工事着手の延期等要請書(第55号様式)により事業者に通知するものとする。

第9章 雑則

(適用除外)

- 第82条 条例第56条第1項第4号の自己の居住の用に供する建築物で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 開発行為を伴わない自己の居住の用に供する建築物で次に掲げる要件を満たすもの
 - ア階数が3以下であること。
 - イ 高さが10メートル未満であること。
 - ウ 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積 をいう。)が1,000平方メートルを超えないこと。
 - (2) 開発行為(開発区域の面積が500平方メートル未満のものに限る。) を伴う自己の居住の用に供する建築物で次に掲げる要件を満たすもの ア 階数が3以下であること。
 - イ 高さが10メートル未満であること。
 - ウ 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その延べ面積 をいう。)が1,000平方メートルを超えないこと。
- 2 条例第56条第1項第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 都市計画法施行令第22条で定める開発行為
 - (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行としての行為 一部改正〔平成20年規則9号・21年14号〕

(工事着手の延期等申出書)

第83条 条例第58条第2項の規定による工事の着手の延期又は工事の中断の 申出は、工事着手の延期等申出書(第56号様式)により行わなければならない。

(身分証明書)

第84条 条例第60条第2項に規定する身分を示す証明書は、第57号様式とする。

(公表)

第85条 条例第61条第1項の規定による公表は、本町の広報紙、日刊新聞紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(類似の用涂等)

- 第86条 条例第63条の2第1項第2号の規定により条例で指定する類似の用途は、次の各号の一に列記する各用途につき当該各号に列記する他の用途とする。
 - (1) 物品販売業を営む店舗、飲食店、事務所
 - (2) ホテル、旅館
 - (3) ボーリング場、水泳場その他これらに類する施設
 - (4) 劇場、映画館その他これらに類する施設 追加 [平成18年規則8号]

(開発事業指導協議会)

第87条 条例第28条第1項又は条例第40条第1項の規定による協議について は、別に定める大磯町開発事業指導協議会において審議する。

一 部 改 正 〔 平 成 18年 規 則 8 号 · 19年 4 号 〕

附則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月1日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年4月26日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成 16年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月8日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月20日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月25日規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成20年7月3日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第12号抄)

(施行期日等)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第14号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月6日規則第27号)

- この規則は、公布の日から施行する。(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に登録されているまちづくり団体については、この規則による改正後の第27条第1項の登録の日は、平成22年4月1日とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に工事中の建築物及びまちづくり条例第37条第1項の規定に基づく審査結果通知書の交付を受けた建築物の建築については、なお従前の例による。

(施行期日等)

附 則 (平成26年3月31日規則第10号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に大磯町まちづくり条例(平成13年大磯町条例第31号)第37条第1項の規定により審査結果通知書が事業者に交付され、又は同条例第40条第4項の規定により準用する同条例第37条第1項の規定により再審査結果通知書が事業者に交付された開発事業については、改正後の第58条第2号ア(ア)の規定は適用せず、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月14日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年12月14日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月3日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

L. F. 1	田水本水戸下で工作		田水丰米日子。子林
対象と		1 開発事業区域の面	
なる開	が 1,000平方メートル	積 が 1,000平 方 メ ー	が 3,000平 方 メートル
発事業	未満の開発事業。ただ	トル以上3,000平方	以上の開発事業
	し、次の各号に掲げる	メートル未満の開発	
	開発事業のいずれかに	事業	
		2 開発事業区域の面	
	限りでない。	積が1,000平方メー	
	-	* * *	
	(1) 中高層建築物の	トル未満の開発事業	
	建 築	で、左欄のただし書	
	(2) 戸数が16戸以上	に掲げるもの	
	の集合住宅の建築		
	(3) 店舗等への用途		
	の変更又は建築		
	(4) 特定建築物への		
	用途の変更又は建築		
	(5) 急傾斜地崩壊危		
	険区域内で行う開発		
	事業		
田歌士			100
, , , , , ,	15メートル	30メートル	100メートル。ただ
業区域			し、その区域の直近に
の境界			区切ることができる地
からの			形地物があるとき、又
距離			は町内会(自治会)の
			組等によりその区域を
			区切るときは、当該区
			域を超えて直近の地形
			地物又は組等までとす
			る。
			<i>'</i> シ。

種別	基準
設置の	(1) 敷地は、原則として有効幅員6メートル以上の道路(開発事業区域が接する前面道
計画上	路で、車両が2方向以上に有効に分散できる国又は地方公共団体が管理する他の幅員
の措置	6メートル以上の道路に接続するまでの区間をいう。)に接することとし、出入口を除
	く道路に接する部分に沿って中木又は高木による緑化に努めること。
	(2) 自動車駐車場は、原則として葬祭場等の用に供する部分の延べ面積 100 平方メート
	ル当たり2台以上(当該台数が10台未満になる場合は、10台以上)を当該建築物の
	敷地内に確保すること。ただし、遺体保管所及びエンバーミング施設においては、5
	台以上とする。
	(3) 自動車の転回を要する場合は、原則として敷地内に自動車駐車場を兼ねることのな
	い有効な広場等を確保すること。
	(4) 隣地境界線から葬祭場等(敷地内の工作物を含む。)の外壁等(外壁に代わる柱の面
	並びにバルコニー、ベランダ、出窓及び戸袋を含む。工作物にあっては、これらに相
	当する外壁を含む。)までの距離は4メートル以上(住居系用途地域外にあっては、2
	メートル以上)とし、隣地境界線に沿って中木又は高木による緑化を行うこと。
	(5) 隣接敷地からの眺望や通りからの見え方に配慮し、事業地内の緑化(生垣、高木等)、 工作物及びは集田院の町景、京さ符むエナト、作品が図えてより
	工作物及び外構囲障の配置、高さ等を工夫し、修景を図ること。 (6) 屋外広告物は、配置を工夫するとともに自然素材又は伝統素材を用いること。
管理運	(1) 葬祭場において、花環を設置する場合は、葬祭場の敷地内で、かつ、道路側に面し
営上の	ないよう内側に向けて設置すること。ただし、葬祭場の敷地内に花環を設置する十分
措置	な空地がない場合には、花環を設置しないこと。
	(2) 葬祭場において、通夜、告別式等を行う場合は、葬祭場の敷地内で行うこと。 (3) 葬祭場等から発生する音、臭い等については、周辺に影響のないよう配慮すること。
	(4) 会葬者の自動車による来場は、自粛を求めること。 (5) 送迎車両を含む全ての車両の乗降は、原則として葬祭場等の敷地内で行うこと。
	(6) 葬祭場等の周辺に商店等がある場合は、会葬その他の行為により営業の妨げになら
	ないよう配慮すること。
	(7) ストレッチャー、棺等による遺体の搬出入作業は、葬祭場等の敷地内で行うこと。
	ただし、遺体保管所又はエンバーミング施設において当該作業を行うときは、当該遺
	きゅう
	体保管所又はエンバーミング施設の建築物内に遺体搬送用自動車又は霊 柩 車を駐車
	させ、開口部を締め切って行うこと。
	(8) エンバーミング処置により生じる廃棄物は、関係法令に基づき適切な処理を行うこ -
	と。 (9) 葬祭場等の管理を適切に行うとともに、管理運営方法等についての苦情があったと
	きは、誠意をもって速やかに対応すること。
	(10) 葬祭場等の管理運営方法等について、近隣住民が協定を望むときは、当事者間で十
	分協議し、合意した内容について、これを締結し、遵守すること。
	TO MARKET THE CONTRACT OF THE

番号	図面等の名称	縮 尺	明示事項等	備考
1	委任状		設計を委任したときは、	
			事業者発行の設計及び手	
			続に関するもの	
2	位置図	1 / 2,500以上	開発事業区域を明示(赤	
			枠)する。	
3	現 況 図	1 / 500以上		公道(茶)、水路
			枠)する。開発事業区域	
				ずみ色)に着色す
			路、水路等公共施設を明	る。
				開発事業区域の
			を表示(2メートルごととする。)	面 積 が 1 へ ク タ ー ル 未 満 は 、縮 尺
				1/300以上とす
				る。
4	不動産登記法		開発事業区域を明示(赤	公道(茶)、水路
	(平成16年法		枠)する。開発事業区域	
	律 第 123号) 第			ずみ色)に着色す
	14条第1項の		路、水路等公共施設を明	る。
	地図又は同条		示(着色)する。	
	第4項の地図			
	に準ずる図面			
	の写し			
5	土地の登記事		開発事業区域内の土地の	
	項証明書の写		全部	
6	境界確定図の		境界確定区域を明示(赤	
0	男が惟た凶の		現 が 確 足 区 域 を 切 小 (か 枠) す る 。	
7	求積図(敷地、	1 / 500 D/ F	敷地、道路等は三斜を切	
,	道路等)		って求積を明示する。	
8	公共施設新旧	1 / 500以上	既存、新設の公共施設を	開発事業区域の
	対 照 図		明示(着色方法:既存は	
			塗りつぶし、新設は線で	ール未満は、縮尺
			囲む)する。	1/300以上とす
			既存、新設は各々別々に	る。
			一連番号を付す(例:既	
			存①、新設)。所有者、	
			管理者別に色分けしその	
			凡例を入れる。	
			新旧面積対照表を記入する。	
9	土地利用計画	1 / 1000/ -	道路、排水施設等公共施	
	工 地 利 角 岡		設の位置、形状及び道路	
			の幅員、予定建築物の用	
			途及び配置、公益的施設	
			の位置、消火栓の位置等	
			を表示する。	

1.0	生	がけれた 藤 郎 の 位 墨 - 博 - 四 上 (井) - 成 上
10	造成計画平面 1 / 100以上	
	図	造及び高さを表示する。 (赤) に着色す
		切土及び盛土部分を色分る。
		けする。等高線を薄く表
		示する。
		暗きょ排水施設の位置及
		び構造、道路の位置、形
		状、幅員、勾配及び構造
		並びに宅地の地盤高及び
		面積を表示する。
11	排水計画平面 1 / 500以上	排水施設の位置、種類、開発事業区域の
	図	内法寸法、こう配及び水面積が1ヘクタ
		の流れの方向並びに雨水ール未満は、縮尺
		ますの位置、形状及び構 1 / 300以上とす
1.0	2 ルミニェエ 1 /100 N L	造を表示する。 る。
12	緑化計画平面 1 / 100以上	
	図	表示し、必要により着色
1.0	W 1 31 7 7 7 1 (500 N) 1	する。
13	給水計画平面 1 / 500以上	給水施設の位置、形状、
	図	内法寸法及び取水方法を
		表示する。
14	造成計画断面 1 / 100以上	
	図	の地盤面、擁壁及びがけ
		の位置を表示する。
15	排水計画断面 1 / 100以上	放流先の状況を表示す
	図	る。使用材の構造図は1
		/20とする。
16	道路縦横断面縦断面図	路線ごとに表示する。道幅員、構造別に表
	図 1/500以上	路断面、構造、形状及び示する。
	横断面図	幅員等を表示する。使用
	1 / 100以上	
		る。
17	消防水利図 1/500以上	消火栓の位置及び構造並開発事業区域の
		びに貯水槽の位置、容積面積が1ヘクタ
		及び構造を表示する。貯一ル未満は、縮尺
		水 槽 の 構 造 図 は 1 / 20 と 1 / 300以 上 と す
		する。
18	擁壁の断面図 1 / 50以上	擁壁の材質、寸法及びこ 擁壁の高さが 2
10		う配、埋込コンクリートメートル以上の
		の寸法並びに透水層の位ときは、確認通知
		置及び寸法を表示する。書の写しを添付
		■ 及 い 寸 伝 を 衣 小 す る 。
		盤面、基礎地盤の土質並
		びに基礎ぐいの位置、材
		料及び寸法を表示する。

◎建築行為が伴う場合

番号	図面等の名称	縮 尺	明示事項等	備 考
1	配置図	1 / 100以上		

2	建物立面図	1 / 50以上	を表示する。	各面ごとに作成する。着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げを表示すること。
3	各階平面図	1/100以上		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
4	日影図		は、その位置、階数及び氏名等を表示する。申請部分の高さ、周辺敷地の	条例第51条の規定 による。ただし、工 業地域は準工業地 域に準じて表示す る。
5	净化槽構造図	1 / 100以上	浄化槽に流入時のBOD 及び流出時のBOD並び に積算根拠を表示する。	

- ◎その他必要と認められる図書
 - 環境調査書(事前協議書のみ)
 - ・ 施行同意書の写し及び印鑑証明書の写し
 - ・ 地質(土壌)及び地盤調査に関する図書
 - ・ 電気、ガス、及び輸送機関の整備及び利用状況に関する図書
 - ・ 埋蔵文化財及び保護文化財に関する図書
 - ・電波等の影響に関する図書
 - ・ 土砂等の搬出入経路、搬出入量、搬出地及び処分の方法を記載した図書
 - ・ 雨水等集水区域及び流出状況の調査に関する図書
 - 景観チェックシート
 - ・ その他
- 備考 上記に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。
 - 一 部 改 正 〔 平 成 16年 規 則 10号 · 19年 4 号 · 21年 14号〕

第1号様式(第7条関係)

まちづくり基本計画に対する意見書兼公聴会開催申出書

年	月	H

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

計画名

		賛 5	戈		反	対		その他
		内容						
	見							
			T					
		開催の申出				:	有	
聴	会	+ 11 o = 711 .1						
		甲出の埋由						
	聴		内容見	内容見 開催の申出 聴 会	内容 見 開催の申出 聴 会	内容 見 開催の申出 聴 会	内容 見 開催の申出 聴 会	内容 月 開催の申出 有

- 備考 1 意見の欄の賛成、反対、その他のいずれかに〇印を付け、意見を簡潔に記入してください。
 - 2 公聴会の開催の申出は、有に○印を付け、申出の理由を簡潔に記入してください。

まちづくり基本計画公聴会公述申出書

												年	月	日
	大硕	幾町!	長 原											
							電	話番	号		l)			
									と記入して		【表者】	氏名及び主	たる事	務所の所
E				年 ハて、ど		·公述 l	したいの	つで	申し出゛	ご開催	される	るまちつ	うくり	基本計
		件												
	述~	ヾよゝ	うと											
	する	る意見	見の											
	要		山口											

備考 郵送の場合は、公述申出期間内必着です。

都市計画公聴会公述申出書

										年	月	日
	大磯町長	殿										
					住氏							
						番号 にあっては			者氏名		こる事務所	所の所
					在地	を記入して	てくださ	٧٠ _°)				
ţ	私は、 おいて、次の			ので申し	レ出ます	-	7	開催さ	れるネ	都市計	画公聴	会に
	案 件 名											
		1										
	述べようと											
	する意見の											
	要旨											

備考 郵送の場合は、公述申出期間内必着です。

開発事業公聴会公述申出書

						年	F	月	日
	大磯町長 殿								
			住氏	所名					
			(法		は、その名称・代) 表者氏名及び	ド主た	る事務所	斤の所
‡	私は、 年 おいて、次のとおり		つで申し出ま	きす。	で開催さ	される開系	各事業		会に
	開発事業の名称								
	述べようとする 意 見 の 要 旨								

備考 郵送の場合は、公述申出期間内必着です。

開発事業公聴会公述人代理承認申請書

							年	月	日
大磯	町長 殿								
			住氏						
			(法人に	を記入してく;	一の名称・何			こる事務所	折の所
	、 年、 次の者を代理人	せたいので	で、承	認を申請し		され	る開発事	業公聴	i会に
開発	善業の名称								
代	住所								
理	氏 名								
人	申請人との関係				電	話			
代理	人をたてる理由								

まちづくり団体登録申請書

					年	月	日
大磯町長	殿						
			代表者住所				
			代表者氏名 電話番号	()		

大磯町まちづくり条例第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

7 (1)/4	1 3 3 - () > ()	25/4 - 2/45/4 = 24 + 7/2/2 = 3 + 2 + 4/3 = 3 + 7 = 3 +	
団	体の名称		
団(本の所在地		
寸	体の種類	□ 地区まちづくり協議会を目指す団体 □ まちづくりの推進を図るボランティア活動団体等	
団	設立年月日	年 月 日	
	構成員の数	人	
体	活動の目的		
	活動の範囲		
の			
概	活動の実績及び今後の活動		
要	予定		
添	付 書 類	□ 規約 □ 事業活動書 □ 活動範囲を示す図面 □ 構成員名簿 □ その他()

まちづくり団体登録決定通知書

	様		
		大磯町長	印
次のとおり通知し	ます。		
団体の名称			
決 定 区 分	□ 登録する□ 登録しない	登録番号	
登録しない理由			

年 月 日

申請(届出)内容変更届出書

					年	月	日
大磯町長 殿							
		代表者住 代表者氏 電話番号	名	()		
次のとおり届け	出ます。						
届出の区分	□ まちづくり団体	□ 地区	まちづくり	協議会			
団体の名称							
団体の所在地							
変更の内容	変更前			変	更後		
変更の理由							
添 付 書 類							

まちづくり団体登録取消通知書

年 月 日

様

大磯町長

印

次のとおり登録を取り消したので通知します。

団体の名称				
登録番号				
取消年月日	年	月	日	
取消の理由				

地区まちづくり協議会設立届出書

大機	則長	艾									
							代表者住 代表者氏 電話番号	名	()	
大磯	町まちつ	づくり	条何	第 10	条第2項	の規定	定により、必	えのと	おり届け出	ます。	
団	体 の	名	称								
団(本の所	 在	地								
協	設 立	年月	日			年	月	日			
	構成」	員の	数					人			
議	活動(の目	的								
会	活動	の地	区								
の概要	活動(の予	定								
添	付:	書	類			也区住	役員名簿 E民等の大多	□ 数の支	活動地区を持を得てい		書面
					その他	()

年 月 日

地区まちづくり協議会解散届出書

						年	月	日	
大磯町長 殿									
				代表者住所 代表者氏名 電話番号	()			
地区まちづくり協議会を解散しましたので、次のとおり届け出ます。									
団体の名称									
団体の所在地									
解散年月日		年	月	日					
解散の理由									

地区まちづくり協定締結申請書

大磯町長 殿							
	代表者住所 代表者氏名 電話番号 ()						
大磯町まちづくり条例第11条第2項の規定により、次のとおり申請します。							
団体の名称							
団体の所在地							
申請の内容							
同意の内容							
添付書類 □ 協定対象	を記載した書面 地区を示す図面 変件に該当することを証する書面						

年 月 日

地区まちづくり協定締結決定通知書

		年	月	日
様				
	大磯町長			印
次のとおり通知します。				

団体の名称	
決 定 区 分	□ 締結する締結する締結しない
締結しない理由	
まちづくり審議 会 の 意 見	

推進地区等に対する意見書

玍	月	F

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

案 件 名

意見	見の区	区分		意	見	Ø	内	容	
賛		成							
反		対							
そ	D	他							

備考 意見の区分欄の該当するものに○印を付け、意見を簡潔に記入してください。

都市計画に対する意見書

玍	月	F

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

案 件 名

意見	見の区	区分		意	見	Ø	内	容	
賛		成							
反		対							
そ	D	他							

備考 意見の区分欄の該当するものに○印を付け、意見を簡潔に記入してください。

都市計画の決定等申出書

				年	月	日
大磯町長	殿					
		団体の名称				
		代表者住所				
		代表者氏名				
		電話番号	()		

大磯町まちづくり条例第23条(第24条第4項)の規定により、次のとおり申し出ます。

都市計画の種類	
名称	
位置	
面積	
申出の内容	
申出の理由	
添 付 書 類	□ 土地の位置及び区域を表示した図面□ 地区まちづくり協定の写し□ その他(

開発構想届出書

年 月 日

大磯町長 殿

事業者 住 所 氏 名 電話番号 () 代理人 住 所 氏 名 電話番号 () (法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第26条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事	事業の名称	;										
開発	事業の目的	□ 宅地	分譲	□ 集行	合住宅		〕そ	の他	()
事 業	場。							面		積		m²
区域	都市計画	市街	化区域	□ 市	街化調	整区	区域	法定	建ペレ	・率		%
状 況	41) 11 百 四	□ 用途:	地域()	法 定	容積	率		%
	景観計画	□ 一般:	地区	(地区)
	京 観 司 四	□ 景観	形成重点	5地区(景鶴	形成重点	点地区)
開	皮 Wa 八 a	区画数										
	宅地分割	区画面積	最大		m²	最	小		m²	平均	J	m²
発		主な用途								l		
構		工事種別	□新夠	築 □坩	曽築・	改築	€ □,	用途変	更	□移転	□開	発行為
11.3		階数	地上	階士	也下	階	高	5	約			m
想		建ペい率	約			%	容	積 率	約			%
•	上記以夕		計	画 部	分	既	存	部	分	合		計
の		建築面積	約		m²	約			m²	約		m²
概		延べ面積	約		m²	約			m²	約		m²
		棟 数				用	途ごと	のお		II.		
要		戸 数				お	よその	面積				
事業着	手予定時期	年	事業	完了予定	定時期		年	月	土砂擦	出入	□有	□無
連絡先	この住所及					1		Д.			W.	
び	氏 名						ĺ	電話				
		□ 区域	を示す図	図面 □	構想	のけ	内容を	記載し	た書面	及び図	团面	
添加	十 書 類	□ 開発	事業区域	の現況を	を写した	こ力:	ラー写	真(27	方向以」	上から打	最影した	もの)
		□ その	他()

	開発構想板																
届出	出 年 /	月	日			年		月			日						
事業を	者の住房	斤及	び														
氏			名										電話	舌			
代理》	人の住所	斤及	び														
氏			名		電話												
開発	事業の	名	称														
開発	事業の	場	所														
開発事	事業区域	の面	積	約							m²						
開	少业	\wedge	⇒☆	区间	斯数												
	宅地	N	荗	区画	面積	最大	7		n	²	最/	1/		m²	平均		m²
発				主な	用途												
構				工事	種別	□新	棄	□増銅	~	강	女築	口用	途変	変更 [□移転	□開	発行為
				階	数							高	さ	約			m
想				建ぺ	い率	約					%	容積	事 率	約			%
	上記	以	外			計	画	部	S.	f	既	存	部	分	合		計
の				建築	面積	約			n	²	約			m²	約		m²
概				延べ	面積	約			n	î	約			m²	約		m²
1,72				棟	数					F	月途	ごと	のお		l		
要				戸	数					‡	およ	その	面積				
事業着	手予定時	期		年	月	事業	完了	予定時	期		名	F	月	土砂搬	出入	□有	□無
連絡先	連絡先の住所及び																
氏		名	ı									É	電話				
備考	備考 この開発構想板は、大磯町まちづくり条例第27条第2項の規定により事業者が設置する																
#	っのです。	_	の開	発構	想の概	要に	つい	ては、	大	幾田	丁役:	場で関	覧す	ること	がで	きます。	

[※] 開発構想板の大きさは、縦 90cm 以上、横 90cm 以上とします.

説明会開催状況報告書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第27条第4項の規定により、次のとおり報告します。

開発事業の名								
称								
開催の公示方								
法								
日時		年	月	日	(第	回)		
場所								
出席者	開発事業者側		人		住月	民側	人	

備考 説明会の状況の要旨を記録した書類又は住民の配布した書類があるときは、当該書類を添付してください。

開催の結果

説明事項	説明内容	意見	回 答
開発構想届出書の内 容 (条例第 27 条第 3 項)			
宅地分譲にあっては開発 事業区域内に設置する道 路の接続位置の概略、それ 以外にあっては開発事業 区域の出入口の概略(施行 規則第37条の2第1号) 開発事業区域内から の排水ルートの概略 (施行規則第37条の2 第2号)			
開発事業区域の計画 地盤と隣接地との高 低差の概略 (施行規則第37条の2 第3号)			
工作物の概略 (施行規則第 37 条の 2 第 4 号)			

周知等状況報告書

								年	月	日
大磯町長	殿									
		Λ.	 -							
		住	所							
		氏	名							
		電話	番号			()		
		(法)	人にあっ	っては、	その名	称・代表	者氏名	3及び主	たる事務	務所の所
		在地	地を記え	して く	ください	·。)				

大磯町まちづくり条例施行規則第40条第2項の規定により、次のとおり報告します。

開発事業の名称						
近隣住民の範囲						
実施時期	年	月	日 ~	年	月	П
実施方法						

備考 周知の状況の要旨を記録した書類又は近隣住民に配布した書類があるときは、当該書類を 添付してください。

周知の結果

説明事項	説明内容	意見	回 答
開発構想届出書の内 容 (条例第 27 条第 3 項)			
宅地分譲にあっては開発 事業区域内に設置する道 路の接続位置の概略、それ 以外にあっては開発事業 区域の出入口の概略(施行 規則第37条の2第1号) 開発事業区域内から の排水ルートの概略 (施行規則第37条の2 第2号)			
開発事業区域の計画 地盤と隣接地との高 低差の概略 (施行規則第37条の2 第3号)			
工作物の概略 (施行規則第 37 条の 2 第 4 号)			

開発事業事前協議書

									年	月	日
→ T	町長 殿										
八柳文	四、汉										
大磯	町まちづく	り条	条例第 28 条第 1	項の規定により	、次のと	とおり協	議します	ト。			
事			住所(法人にあって	には主たる事務所の	所在地)	j	氏名 (法人	にあって	は名称及	とび代表者	ई 名)
	事業	者									
業			住所(法人にあって	電話	正左掛)		氏名(法人	にあって	けを称る	みてドイや実き	そを)
	代理	人	11/1 (14/1/(12/0)-1)	、は土にる事物が少)	17 11±4E)		74 (IZ)	(0)	144111	COTCACE	1/11/
者				電話							
П			住所(法人にあって	には主たる事務所の	所在地)	J	氏名 (法人	にあって	は名称及	とび代表者	≨名)
等	工事施行	了者									
- 子	名	称		電話							
開発	月	的	□ 宅地分譲		主 □	その他	()
事 業	場	所					面	積			m²
都市	区域区	分	□ 市街化区場	t □	市街化調	整区域					
計画	地域地区	【 等	□ 用途地域	()	法定建				%
見 知			□ その他()	法定	容積	率		% 7)
景観計画	地区の区	区分	□ 一般地区 □ 暑観形成直	〔 重点地区(景観	形成重	地区 直点地区	
<u></u> 建				数				27.19.	<i>510</i> /9 \ 3		
	宅 地 分	譲	区画面和	責 最 大	m²	最小		m² ¬	立均		m²
築			用途·構订	当				· ·			
物			工事種別	□ □新築 □	増築・改	攻築 □	移転 🗆	用途変	変更 [□開発征	
そ			階	地 上		階		地下	•		階
Ø			高	最高	T	m	軒高				m
			建ペいる	K .	%	容	事 率				%
他			7-h hele		部 分	既有	字 部		<u>合</u>		計。
Ø	上記以	外		責	m² m²			m² m²			m² m²
施			建ペい率対象面		m²			m ²			m ²
設			容積率対象延べ面		m²			m ²			m²
			棟	<u></u> 汝		戸		数			
0			集合住宅の種類	頁 □ 分譲住	 宅		□ 賃	貸住宅			
概			1 住宅規札	最大	m²	最 小		m² -	平均		m²
要			付带工作物	勿 □ 有()	□無	¥

	工事	事 期	間		·予定 ·予定			年 年	万 月		月日		< 1	ハ打		有(無)
	土砂	漵搬 出	入	□有□無	搬		面	m³ 搬 t 車	出		m			地盤高 段 差	最大				m
開	地区くり	まち 協定			有 有(無					Е)			地盤		有(無)
	土	1	 住:			(m²	%	,)		ر بر ا		<u>一一</u> 튌所用地		7111	m²	%))
	地			路用	地	(m^2	%			駐	車場	用地	(m^2	%)
発	利		公		遠	(m^2	%	,)		工	場	用地	(m^2	%)
	' '		緑		地	(m^2	%	,)		そ	の他	の用地	(m^2	%)
	用		水	路用	地	(m^2	%	,)		未	利	用地	(m^2	%)
	計		処理	地設	用地	(m^2	%	,)									
事	画		消防	亦利	用地	(m²	%	,)			合	計	(m²	%)
4,	公	道	開	発区域	内道	路		整備す	る	(延長	•		m,	幅員	m) 🗆	整備	しない	`
			前	面	道	路		整備す	る	(延長	•		m,	幅員	m) 🗆	整備	しない	`
	共		接	続	道	路		整備す	る	(延長	•		m,	幅員	m) 🗆	整備	しない	`
\\.	共		外	周	道	路		整備す	る	(延長	•		m,	幅員	m) 🗆	整備	しない	`
業		路	交	通安	全施	設		整備す	る	(施設	名:) 🗆	整備	しない	`
	施	公園	施			設		設置す	る	(m² (%)) 🗆	設置	しない	١.
		排	排	水処	理方	式	□分	流式(汚ス	水管 ¢	, ~	<u> </u>	、 同	雨水管	φ ~)	□合流	試(φ	~)
	設	1.	汚	水が	流	先		公共下水	道		公設技	非水	(管等	()	□ そ	の他 ()
の	収	水	雨	水が	流	先		公共下水	道		公設技	非水	(管等	()	□ そ	の他 ()
		施	雨	水調	整施	設		整備す	る	(施設	名:) 🗆	整備	しない	`
	等		放	流先	施	設		整備す	る	(延長	:		m,	幅	m) 🗆	整備	しない	`
		設	終	末処:	理施	設		整備す	る	(施設	名:) 🗆	整備	しない	`
計	整	消	消	火	(器		設置す	る	(基	(1)	設置	しない	`
	115	防水	消	火	(栓		設置す	る	(基	(1)	設置	しない	`
		利	防	火	水	槽		設置す	る	(基	()	設置	しない	١.
	備	等	そ	T.)	他		設置す	る	(施設	名:) 🗆	設置	しない	١.
画		清掃	ĵ	み集	積	所		設置する	(箇所	<u>-</u>) ([] :	事業者	所有		所有)	□ 設情	置しない	`
	計	そ	防	₹ E	Ī	灯		設置す	る	(基	(1)	設置	しない	١.
		Ø	広	報掲	易示	板		設置す	る	(基	(1)	設置	しない	`
			駐	車	施	設		整備する	([] 駐	車場		台	□ 駐車	論場	台)	□整	備しない	<i>γ</i> \
	画	他	緑			化		緑化率	(m² (%))			
周辺	道路	概要								排力	く概 要	更							
施設																			
の現																			
況																			

他法令によ										
る手続関係										
連絡先の住										
所及び氏名				官	冟話					
		1	委任状		9	土地利用計画図				
		2	位置図		10	造成計画平面図				
		3	現況図		11	排水計画平面図				
		4	不動産登記法第14条第1項		12	緑化計画平面図				
			の地図又は同条第4項の地図		13	給水計画平面図				
			に準ずる図面		14	造成計画断面図				
		5	土地の登記事項証明書の写し		15	排水計画断面図				
		6	境界確定図の写し		16	道路縦横断面図				
		7	求積図		17	消防水利図				
		8	公共施設新旧対照図		18	擁壁の断面図				
	*	建夠	築行為が伴う場合							
		1 配置図 □ 4 日影図								
添付図書		2	建物立面図(4面)		5	浄化槽構造図				
		3	各階平面図							
	*	その	の他必要と認められる図書							
		1	環境調査書							
		2	施行同意書の写し及び印鑑証明	月書の	り写し					
		3	地質(土壌)及び地盤調査に関	関する	る図書					
		4	電気、ガス及び輸送機関の整備	帯及て	び利月	月状況に関する図書				
		5	埋蔵文化財及び保護文化財に関	関する	る図書					
		6	電波等の影響に関する図書							
		7	土砂等の搬出入経路、搬出入量	遣、 护	般出均	也及び処分の方法を記載した図書				
		8	雨水等の集水区域及び流出状況	兄のi	周査に	2関する図書				
		9	景観チェックシート							
		10	その他()			

公園の面積の計算は、次の表による。

開発事業区域の面積	計 算 式	公園の面積
3,000 ㎡未満	計画戸数-15 戸 計画人口 1人当たりの公園面積	
5,000 III 木個	(万) ×(人) × 3 m² ≦180 m²	m²
2 000 -211 4	開発事業区域の面積 開発事業区域の面積に対する割合	
3,000 ㎡以上	$\underline{\hspace{1cm}}$ (m²) \times 0.06	m²

環境調査書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第28条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

開多	発事業	業の名	名 称							
開発	8事業区	区域の	面積	m²						
	項	目		環境への影響内容	環境への配慮内容					
大	気	汚	染							
水	質	汚	濁							
騒			中							
振			動							
廃爭	棄物 '	• 発 <i>生</i>	 土							
電	波	障	害							
日	照	阻	害							

植		物	
動		物	
文	化	財	
景		観	
交		通	

備考1 環境への影響内容欄には、開発事業によって発生し、又は影響を受ける状況を簡潔に記入してください。

=	
大気汚染	粉じんの飛散の状況、施設の稼動等による大気への影響の状況
水質汚濁	河川等の水質汚濁への影響の状況
騒 音	工事の作業、施設の稼動等によって発生する騒音の状況
振 動	工事の作業、施設の稼動等によって発生する振動の状況
廃棄物•発	一般廃棄物、産業廃棄物及び工事によって発生する土砂の状況
生土	
電波障害	施設の設置によって発生するテレビジョン放送の受信障害の状況
日照阻害	施設の設置によって発生する日照阻害の状況
植物	開発事業によって影響を受ける植物及び植生の状況
動物	開発事業によって影響を受ける開発事業区域内に巣がある野生動物の状況
文 化 財	開発事業によって影響を受ける文化財の状況
景 観	開発事業によって影響を受ける自然、田園風景、町並み又は眺望等の景観の状況
交 通	工事の作業、施設の稼動等によって発生する交通の安全の状況

- 2 環境への配慮内容欄には、環境への影響内容に対する対応措置等を簡潔に記入してください。
- 3 環境調査書の作成に当たり調査した資料(実測データ、文献等)を適宜添付してください。

						事	業	計画板							
事前提出		書日			年	J]	E	1						
	者 の 住 び 氏	所名		_						_	電話	_			
	人の住										电印				
	び氏	名									電話				
	事業の名	-									FUHL				
開発	事業の場	所													
開発事	4業区域の面	面積							n	n²					
開	少业八	幸	区直	画	数										
	宅 地 分	谜	区画	面	積	最大			m²	最	小		m²	平均	m²
発			用途	• 構	造										
			工事	種	別	□新第	色	□増築	手 · 引	女築	□移		用通	変更	□開発行為
事			階		数	地上	:			階			地	下	階
-			高		さ	最高				m	軒	高			m
業			建ペ	٧١	率				%	容和	責率				%
木	上記以	外				計	画	部	分	既	存	部	分	合	計
の		/1	建築	面	積				m²				m²		m²
(<i>V</i>)			延べ	面	積				m²				m²		m²
l me			建ペい率	対象	面積				m²			_	m²		m²
概			容積率対	象延べ	面積				m²				m²		m²
			棟		数				J	Ħ		数			
要			1 住	宅 面	積	最大			m²	最	小		m²	平均	m²
	の搬出		搬入		m	搬出	H .			m	運搬」	車両		t 車	台/日
事業着	着手予定 時	芽期		年		J	1	事業領	完了	予分	官時期			年	月
	先の住														
	び 氏	名									電話		111		
	この事業計 ごす。この事														设置するもの

[※] 事業計画板の大きさは、縦 90cm 以上、横 90cm 以上とします。

開発事業に対する意見書

年	月	日

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

開発事業の名称

項目	意	見	0)	内	容

備考 項目別に意見を簡潔に記入してください。

大磯町長 殿

開発事業公聴会開催申出書

大磯町まちづく	住 所 氏 名 電話番号 () (法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)
開発事業の名称	
署名者の数	人
申出の理由	
請求者の区分	□ 近隣住民 □ 町民 □ 事業者

年 月 日

日日
用
光
事
美
公
唿
会品
開
催
助
言
提
案
問
刑 ☆
光
事 光
未い
会問
) (出
催
汉 70
提

開発事業公聴会開催(助言提案)(開発事業公聴会開催及び助言提案)申出者署名簿
甲
<u> </u>
煮
者
名 ()
簿

第 26 号様式(署名用紙)

					効有の効用
					番
					号
					署名年月日
					住
					所
					生
					年
					月
					日
					氏
					名

備考 太線の枠内を記入してください。

助言提案申出書

要名者の数 人 申出の理由	大磯町長 殿	
電話番号 () (法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。) 大磯町まちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。 開発事業の名称 署 名 者 の 数 人		生。
(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。) 大磯町まちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。 開発事業の名称 署 名 者 の 数 人		氏 名
(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。) 大磯町まちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。 開発事業の名称 署 名 者 の 数 人		最 式亚日
大磯町まちづくり条例第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。 開発事業の名称 署 名 者 の 数 人		
開発事業の名称 署名者の数 人		
開発事業の名称 署名者の数 人		
軍名者の数 人	大磯町まちづく	り条例第33条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。
申出の理由	開発事業の名称	
	署名者の数	
請求者の区分 □ 近隣住民 □ 町民 □ 事業者	申出の理由	
	請求者の区分	□ 近隣住民 □ 町民 □ 事業者

年 月 日

開発事業公聴会開催及び助言提案申出書

大磯町長 殿	
	住 所 氏 名
	電話番号 () (法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入してください。)
大磯町まちづく	り条例第32条第1項及び第33条第1項の規定により、次のとおり申し出ます。
開発事業の名称	
署名者の数	A
申出の理由	
請求者の区分	□ 近隣住民 □ 町民 □ 事業者

年 月 日

助言提案開始通知書

年 月 日

様

大磯町長

大磯町まちづくり条例第 33 条の規定により、助言提案を行いますので、次のとおり通知します。ついては、次により出席してください。

開発事業の名称				
開発事業の場所				
助 言 提 案 の				
相 手 方 の				
住所及び氏名				
助 言 提 案 を行 う 日 時	年	月 日	午前・午後	時
助 言 提 案 を				
行う場所				

助言提案の案送付書

年 月 日

様

大磯町まちづくり審議会小委員会 印

大磯町まちづくり条例第 33 条第6項の規定により、次の助言提案の案を送付します。ついては、助言提案の案受諾等に関する回答書により 年 月 日までに御回答ください。

開発事業の名称		
助言提案の案		

助言提案の案受諾等に関する回答書

								年	月	日
	大磯町まちづくり	審議会小委員								
				住氏						
				(法人	番号 にあっては、 を記入して ^く	その名称・何) ,及び主た	る事務所	îの所
	大磯町まちづくり	条例第 33 条	第7項の規定	により、	次のと	おり回答し	します。			
J	力言提案の案を	1受諾する	2受諾しない	3 一當	羽しない	4 その他	T(_)
	開発事業の名称									
	助言提案の案を受	:諾しない等の	の理由							

助言提案終了通知書

年 月 日

様

大磯町まちづくり審議会小委員会 印

大磯町まちづくり条例第33条の規定により、助言提案を終了しましたので、次のとおり通知します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
助言提案の	
相 手 方 の	
住所及び氏名	
助言提案の終了の理	由

指導書

年 月 日

様

大磯町長印

大磯町まちづくり条例第34条第1項の規定により、次のとおり指導します。

開発	事業の名称					
指	導 事 項	指	導	内	容	
_	般 事 項					
個						
	住宅敷地等					
	に関する事					
	項					
別						
,,,,	公共施設等					
	に関する事					
	項					
事						
	安全で快適					
	な生活環境					
	の確保に関					
	する事項					
項						

個		
	緑化に関す	
	る事項	
別	福祉のまち	
	整備に関する 事項	
	9 7 X	
	良好な景観	
事	の形成に関	
尹	する事項	
	文化財の保 護に関する	
	事項	
項		
7		
₹ 0.	他の事項	

開発事業申請書

大磯	町長	殿					年	月	日
大磯町まちづくり条例第35条第1項の規定により、次のとおり協議します。									
事			住所(法人にあっては	は主たる事務所の所在地)	E	氏名(法人にあっ	ては名	称及び代表者	名)
	事	業者		命主					
業			住所(法人にあってに	電話 	E	 氏名(法人にあっ	てけ名	称及び代表者	(名)
	代	理人					. C10-H	7770 1137	1-47
者				電話					
			住所(法人にあっては	は主たる事務所の所在地)	E	氏名(法人にあっ	ては名	称及び代表者	(名)
等	工事	施行者		æ÷-r.					
7	名	 称		電話					
開発	目	的	□ 宅地分譲		その他	()
事 業	場	所				面積			m²
都市	区域	区分	□ 市街化区域	□ 市街化訓	調整区域		•		
計画	地域	地区等	□ 用途地域()	法定建ペレ	・・・率		%
			□ その他()	法定容積	事	地区	%
				(TAILIX	.)
景観計画	地区	の区分	□ 一般地区 □ 暑観形成重』	占地区 (县	·観形F		
計画			□	点地区(景	:観形月	成重点地区	
計画建		の区分 1 分 譲	□ 景観形成重点	点地区(最大 m²	最小	景 m²	観形印	成重点地区	
計画			□ 景観形成重/ 区 画 数		最小			成重点地区	<u>(</u>)
計画建			□ 景観形成重/ 区 画 数 区 画 面 積				平均	成重点地区	m²
建築			□ 景観形成重が 区 画 数 区 画 面 積 用 途・構 造	最大 m²		m²	平均	成重点地区 7	m²
建築物			□ 景観形成重/ 区 画 数 区 画 面 積 用 途・構 造 工 事 種 別	最大 m² □新築 □増築・cg	女築 □ラ	㎡ 移転 □用途	平均変更	成重点地区 7	式) m² 亍為
計 建 築 物 そ の			□ 景観形成重/ 区 画 数 区 画 面 積 用 途・構 造 工 事 種 別 階 数	最大 m² □新築 □増築・ご 地 上	女築 □ □ □	m² 移転 □用途 地 軒高	平均変更	成重点地区 7	m² T為 階
計画建築物そ			□ 景観形成重が 区 画 数 区 画 面 積 用途・構造 工 事 種 別 階 数 さ 率 単 ペ い 率	最大 m² □新築 □増築・c 地 上 最高	女築 □ 5 階 m	m² □用途 地 軒高 译 率 分	平均変更	成重点地区 7	m²
計 建 築 物 そ の	宅 地		□ 景観形成重/ 区 画 数 区 画 面 積 用 途・構造 工 事 種 別 階 数 さ 率 建 築 面 積	最大 m² □新築 □増築・c 地 上 最高 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	攻築 □ π	m ² 移転 □用途 地 軒高 「本	平 炎変更 下	成重点地区 7	ri m² 方為 階 m % 計 ㎡
計建築物その他	宅 地	1 分 譲	□ 景観形成重が 区 画 数 百 面 面 積 造	最大 m² □新築 □増築・3 地 上 最高 % 計 画 部 分 m²	攻築 □ π	m² m	平 炎変更 下	成重点地区 7	ri m² F為 階 m % 計 m²
計建築物その他の施	宅 地	1 分 譲	□ 景観形成重が 区 画 数 区 画 面 積 用 途・構造 工 事 種 別 階 高 ペ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	最大 m² □新築 □増築・ 型地 上 最高 ※ 計 画 部 分 m² m² m²	攻築 □ π	m² m	平 炎変更 下	成重点地区 7	ri
計建築物その他の施設	宅 地	1 分 譲	□ 景観形成重が 区 画 数 積 用 近 画 面 積 造 用 途 事 種 別 数 さ 率	最大 m² □新築 □増築・3 地 上 最高 % 計 画 部 分 m²	対築 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	m² m	平 炎変更 下	成重点地区 7	ri m² F為 階 m % 計 m²
計建築物その他の施設の	宅 地	1 分 譲	□ 景観形成重が 区 画 数 区 画 面 積 用 途・構造 工 事 種 別 階 高 ペ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	最大 m² □新築 □増築・ 型地 上 最高 ※ 計 画 部 分 m² m² m²	攻築 □ π	m² m	平 炎 変 更 下 合	成重点地区 7	ri
計建築物その他の施設	宅 地	1 分 譲	□ 景観形成重が 図 画 面 積 造 明 面 構 造 明 強・構 別 数 さ 率 を積率対象延べ面積 棟 数	最大 m² □新築 □増築・d 地 上 最高 計 画 部 分 m² m² m² m²	対築 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	m² m	平均変下合	□開発行	ri

	工事	事 期	間		予定			年年		月 月	日日		<	い打		有(無)
										H	-	9	1744- 1.14	LIL	Ш	無			
	土砂	搬出	入	□有□無			画	m³ 搬 t 車			m 台/۱	1 ³ ∃		地盤高 段 差	最大	Ξ.			m
開	地区	まち	づ		有()		地質	重地盤		有()
	くり	協定	等		無								調	查		無			
	土		住:	宅用	地	(m²	%	6)		ر_	み集積	責所用地	(m²	%)	
	地		道	路用	地	(m^2	%	₆)		駐	車場	- 別用地	(m^2	%))
発	利		公		遠	(m^2	%	6)		I	場	用 地	(m^2	%))
	用用		緑		地	(m^2	%	6)		そ	の他	の用地	(m^2	%))
			水!	路用	地	(m^2	%	6)		未	:利	用地	(m^2	%))
	計一			性施設		(m^2		6)									
事	画			方水利		(m²		6)			合	計	(m²	%)	
	公	道		発区域				整備す					m,	幅員	m	1) 🗆		しない	
			前			路		整備す		(延	長		m,	幅員	m	1) 🗆		しない	
	共		接			路		整備す	る	(延	長		m,	幅員	m	1) 🗆		しない	
業	~		外	周	道	路		整備す	る	(延	長		m,	幅員	m	1) 🗆	整備	しない	ı
木		路	交	通安全	全施	設		整備す	る	(施	設名	:) 🗆	整備	しない	1
	施	公園	施			設		設置す	る	(m²	(%)) 🗆	設置	しない	1
		排		水処				流式(汚ス					雨水管			□合流		~)
	設	→ ~		水放				公共下水			公設						の他 ()
の	150	水		水放				公共下水			公設		k管等	(の他 ()
		施		水調				整備す			設名	:) 🗆		しない	
	等	⇒n.		流先				整備す		(延			m,	幅	m			しない	
		設		末処3				整備す			設名	:) 🗆		しない	
計	整	消	消			器		設置す		(()		しない	
		防 水	消			栓		設置す		(基	-		しない	
	/	利	防	火		槽		設置す		(基	()		しない	
	備	等	そ	0)		他		設置す			設名) 🗆		しない	
画		清掃		み集				設置する			所)([事業を	 新有		所有)		置しない	
	計	そ	防	<u> </u>		灯		設置す		(基			しない	
		0)		報掲				設置す		(基	-		しない	
	o nd	Иh	駐	車		設		整備する		」	主車場			□ 駐車	倫場 一	台)	□ 整(備しない	· ,
	画	他	緑			化		緑化率	. (T	l lour		m²	(%))			
周辺	道路	機要								排	水概	要							
施設																			
の現																			
況																			
										_									

他法令によ								
る手続関係								
連絡先の住								
所及び氏名				訇	 話			
		1	委任状		9	土地利用計画図		
		2	位置図		10	造成計画平面図		
		3	現況図		11	排水計画平面図		
		4	不動産登記法第14条第1項		12	緑化計画平面図		
			の地図又は同条第4項の地図		13	給水計画平面図		
			に準ずる図面		14	造成計画断面図		
		5	土地の登記事項証明書の写し		15	排水計画断面図		
		6	境界確定図の写し		16	道路縦横断面図		
		7	求積図		17	消防水利図		
		8	公共施設新旧対照図		18	擁壁の断面図		
	*	建築	終行為が伴う場合					
		1	配置図		4	日影図		
添付図書		2	建物立面図(4面)		5	浄化槽構造図		
		3	各階平面図					
	*	※ その他必要と認められる図書						
		1	施行同意書の写し及び印鑑証明	月書の)写し			
		2	地質(土壌)及び地盤調査に関	目する	5図書	<u> </u>		
		3	電気、ガス及び輸送機関の整備	開及て	が利用	状況に関する図書		
		4	埋蔵文化財及び保護文化財に関	目する	5図書	:		
		5	電波等の影響に関する図書					
		6	土砂等の搬出入経路、搬出入量	遣、 拼	设出地	也及び処分の方法を記載した図書		
		7	雨水等の集水区域及び流出状況	兄の訓	間査に	工関する図書		
		8	景観チェックシート					
		9	その他()	

公園の面積の計算は、次の表による。

開発事業区域の面積	計 算 式	公園の面積
3,000 ㎡未満	計画戸数-15戸 計画人口 1人当たりの公園面積	
5,000 m未個	(万) ×(人) × 3 m² ≤180 m²	m²
3,000 ㎡以上	開発事業区域の面積 開発事業区域の面積に対する割合	
3,000 Ⅲ以上	$\underline{\hspace{1cm}}$ (m²) \times 0.06	m²

見解書

日	月	年
日	月	年

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第35条第1項の規定により、見解書を提出します。

開発事業の名称		
項目	意見書の内容	意見書に対する見解
	指導書の内容	指導書に対する見解

開発事業変更届出書

年 月	日
-----	---

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第36条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業の名称		
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

開発事業変更協議書

年	月	日

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第40条第1項の規定により、次のとおり協議します。

開発事業の名称		
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

開発事業修正届出書

年	月	日

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第36条第2項(第40条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

開発事業の名称		
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

審査結果通知書

年 月 日

様

大磯町長 印

大磯町まちづくり条例第37条第1項の規定により、次のとおり通知します。

7 (M) (M	137 01 373/11 377/11/20 7 7 700 2 40 7 22/11 0 3 7 9
開発事業の名称	
開発事業の場所	
開発事業の適否及び そ の 理 由	
開発事業の実施に当たり講ずべき措置	
その他の事項	

再審査結果通知書

年 月 日

様

大磯町長

大磯町まちづくり条例第40条第4項の規定により、次のとおり通知します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
開発事業の適否及び そ の 理 由	
開発事業の実施に当たり講ずべき措置	
その他の事項	

開発事業着手届出書

年 月 日

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第39条の規定により、次のとおり届け出ます。

開	発 事	業	の名	称							
開	発 事	業	の場	,所							
審	査 結	果	通知	i E				年	月	日	
着	手	年	月	日				年	月	日	
完	了予	定	年月	日				年	月	日	
工	事	施	行	者	住氏	所	ては、	その名称	・代表者	氏名及び主	たる事務所の所在地を記入してください。)
連		絡		先		所名話					

開発事業完了届出書

年	月	Н

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第41条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開	発	事	業	0)	名	称							
開	発	事	業	の	場	所							
審	查	結	果	通	知	日				年	月		日
完	1	-	年	F]	日				年	月		日
工	事	-	施	ŕ	Ţ	者		所	は、	その名称	・代表者の	·····································	及び主たる事務所の所在地を記入してください。)
							電	話					

検査結果通知書

年 月 日

様

大磯町長

大磯町まちづくり条例第 41 条第2項の規定による工事の検査を行った結果、審査結果通知書の内容に適合していると認めたので通知します。

		-		
開発事業の名称				
開発事業の場所				
審查結果通知日	年	月	Ħ	
工 事 の 検 査 日	年	月	日	
事業者の住所及び氏名				

開発事業廃止届出書

	\vdash	-
年	月	

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第43条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

	· · · -		• •	21412	*> * == > *> *	- / //2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<i>y</i> , a d , , , ,	a : / M a : / 0	
開	発 事	業	の名	称						
開	発 事	業	の 場	所						
審	査 結	果	通 知	日		年	月	日		
廃	止	年	月	日		年	月	日		
廃	止	Ø	理	由						
今	後	の	対	応						

備考 今後の対応欄には、事業の進捗状況、開発事業区域における復旧・対応措置等を記入して ください。

あっせん申出書

年	月	Н

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

大磯町まちづくり条例第52条第1項の規定により、次のとおりあっせんを申し出ます。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
あっせんを求める相	
手方の住所及び氏名	
あっせんを求める	
交渉経過の概要	
その他参考となる 事 項	

備考 代表者を選定した場合は、代表者を申出人としてください。この場合は、併せて代表者選 定届出書(第54号様式)を提出してください。

あっせん開始通知書

年 月 日

様

大磯町長

大磯町まちづくり条例第 52 条第1項により、あっせんを行いますので、次のとおり通知します。ついては、次により出席してください。

開発事業の名称					
開発事業の場所					
あっせんの相手方の住所及び氏名					
あっせんを行う日時	年	月	日	午前・午後	時
あっせんを行う場所					

あっせん打切通知書

年 月 日

様

大磯町長 印

大磯町まちづくり条例第 52 条第 4 項の規定により、あっせんを打ち切りますので、次のとおり通知します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
あっせんの相手方の	
住所及び氏名	
あっせんの打切りの理	! 由

調停移行勧告書

年 月 日

様

大磯町長

大磯町まちづくり条例第 53 条第1項の規定に基づき調停に付することに合意するよう勧告します。ついては、調停移行勧告に対する回答書により 年 月 日までに御回答ください。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
調停の相手方の	
住所及び氏名	
調停事項	

調停移行勧告に対する回答書

						年	月	日
大磯町長	殿							
			住	所				
			氏	名				
			電話	番号	()		
			(法)	人にあっては	、その名称・代表	者氏名及び主	たる事務所	折の所
			在地	也を記入して	ください。)			
大磯町まち	づくり条例第 53	条第2項の規	定により	、次のと	おり回答しま	ミす。		
	合意しる	ます。						
調停に付する	ことに							
	合意しる	ません。						

合意しない場合は、その理由

調停開始通知書

年 月 日

様

大磯町長

大磯町まちづくり条例第53条第2項に規定する調停を行いますので、次のとおり通知します。 ついては、次により出席してください。

	 · ·				
開発事業の名称					
開発事業の場所					
調停の相手方の住所及び氏名					
調停を行う日時	年	月	日	午前・午後	带
調停を行う場所					

調停案受諾勧告書

年	月	Н

様

大磯町長

大磯町まちづくり条例第 53 条第4項の規定により、次の調停案の受諾を勧告します。ついては、調停案受諾勧告に対する回答書により 年 月 日までに御回答ください。

開列	発事!	業の名称				
調	停	案				

調停案受諾勧告に対する回答書

						年	月	日
	大磯町長 殿							
			住	所				
			氏	名				
			電話	番号	()		
			(法)	人にあっては	は、その名称・代表	者氏名及び主	たる事務所	折の所
			在均	地を記入して	てください。)			
	大磯町まちづくり	条例施行規則第73	3 条第2項の規	見定により	、次のとおり	回答します	 。	
	受諾しま	す。						
計	周停案を							
	受諾しま	せん。						
	開発事業の名称							
	受諾しない場合は	、その理由						

調停打切通知書

年 月 日

様

大磯町長 印

大磯町まちづくり条例第 53 条第 6 項の規定により、調停を打ち切りますので、次のとおり通知します。

開発事業の名称	
開発事業の場所	
調停の相手方の	
住所及び氏名	
調停の打切りの理由	

代表者選定届出書

年 月 日

大磯町長 殿

大磯町まちづくり条例施行規則第76条第3項の規定により、次のとおり代表者を選定したので届け出ます。

届出人(紛争当事者)

氏 名	住
印	
印	
印	
印	
印	
印	
印	
印	
印	
印	

代表者

氏 名		住	所	
	迅	電話	()
	卸	電話	()
	印	電話	()
	印	電話	()

工事着手の延期等要請書

年 月 日

様

大磯町長

工事着手の延期

大磯町まちづくり条例第55条の規定により、

を要請します。

工事の停止

				<u> </u>	- V)	11 -11-			
開発	事業の名称								
開発	事業の場所								
			要	請		事		項	
	あっせん					調停			
	工事着手の延其	月				工事の)停止		
	年	月	目まで				年	月	日まで
要請の	の理由								

工事着手の延期等申出書

年	月	日
	л	н

大磯町長 殿

住 所氏 名

電話番号 ()

(法人にあっては、その名称・代表者氏名及び主たる事務所の所 在地を記入してください。)

次の開発事業については、工事の着手を延期(工事を中断)するので、大磯町まちづくり条例 第58条第2項本文の規定により申し出ます。

開発事業の名	称						
開発事業の場	所						
審查結果通知	日	年	月	日			
工事着手 (予定) 年月	日	年	月	日			
工事中断期	間	年	月	日~	年	月	日
工事完了予定年月	日	年	月	日			
着手延期(工事中断)	0						
理	由						
現場(工事)の状況及	でび						
現場の安全対	策						
現場管理者及び連絡	先						

第 57 号様式 (第 84 条関係) (用紙 縦 5.5 センチメートル 横 8.5 センチメートル)

(裏)

- 1 本証は、大磯町まちづくり条例第60条第1項の規定による立入 検査をする場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人に提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から3年以内とする。

大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準を定める要綱

平成 14 年 3 月 11 日 大磯町告示第 9 号

(趣旨)

第1条 この技術基準等は、大磯町まちづくり条例施行規則(平成14年大磯町規則第3号。 以下「規則」という。)第58条第7号に基づき、公共施設等に関し必要な事項を定めるも のとする。

(道路等)

- 第2条 道路及び道路の附属施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 開発事業区域内の道路施設の設計は、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)に準拠しなければならない。
 - (2) 道路
 - ア 道路線形

安全で円滑な交通を確保するため、車両通行上支障がない場合を除き、原則として 直線形とする。

イ 縦断こう配

縦断こう配が変化する箇所には、原則として縦断曲線を設ける。

- ウ 横断こう配
 - (ア) アスファルト舗装等の場合には、1.5パーセント以上2パーセント以下とする。
 - (イ) 道路の曲線部は、6パーセント以下の片こう配とする。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、片こう配を付さないことができる。
- 工 排水施設

原則として内空断面呼び径 300mm以上の両側側溝とする。ただし、開発事業区域の 状況により L型側溝その他これに類するものとすることができる。

才 舗装

原則としてアスファルト舗装とし、「アスファルト舗装要綱(社団法人日本道路協会)」 に準拠しなければならない。

- (ア) 設計CBRが3以上のときの舗装構成は、別表第1を標準とする。
- (イ) 設計CBRが3未満のときは、協議しなければならない。
- (3) 歩道
 - ア 歩車道分離

歩道は、縁石、防護柵その他これらに類する工作物により、車道から分離する。

イ 舗装等

アスファルト舗装を標準として別表第2のとおりとする。この場合において、横断 こう配は2パーセントを標準とする。

ウ 植樹

歩道幅員が2.5メートル以上の場合は、協議し、植樹するものとする。

(4) 橋りょう

橋りょうの荷重は、A活荷重とする。ただし、道路幅員その他特別の理由によりや

むを得ない場合は、この限りでない。

(5) 交通安全施設

ア 防護柵等

- (ア) 横断防止柵及びガードレールは、「防護柵設置要綱(社団法人日本道路協会)」 に準拠しなければならない。
- (イ) 転落防止柵は、1メートル以上の高低差のある箇所に設置し、その高さは 1.1 メートルを標準とする。
- (ウ) 視線誘導標は、反射式視線誘導標を標準とする。

イ 道路照明施設

- (ア) 道路照明施設は、「道路照明施設設置基準・同解説(社団法人日本道路協会)」 に準拠しなければならない。
- (イ) 照明器具は、原則 LED 照明の自動点滅器付きとする。
- ウ カーブミラー

カーブミラーの構造は、別図第2を標準とする。

(公園施設)

- 第3条 公園施設に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 舗装

園路及び広場の舗装は、原則として仕上げ厚4センチメートル以上の石灰岩ダスト舗装とする。

- (2) 修景施設
 - ア 公園の緑化率は、30パーセント以上とする。
 - イ 花壇の形状は、協議しなければならない。
 - ウ 植栽する樹木は、別表第3を参考とする。
 - エ 植栽地には、良質土の場合を除き、厚さ30センチメートル以上の土壌改良を行う。
- (3) 休憩及び遊戯施設
 - ア 遊具は、別表第4を参考とする。
 - イ 公園の規模が1,000平方メートル以上の場合は、協議しなければならない。
- (4) 便益施設
 - ア 原則として1箇所以上の水飲場を設置する。
 - イ 公園の規模が 4,000 平方メートル以上の場合は、障害者等の利用に供する便所1箇 所以上、男子大・小便器各1基以上、女子大便器1基以上を備えた水洗の便所を設置 する。
- (5) 管理施設
 - ア 公園の出入口は、原則として2箇所以上とする。
 - イ 出入口のうち1箇所は、公園管理車両が通行可能な幅3メートル以上を確保する。
 - ウ 出入口には、原則として門柱及び車止め(2列)を設置する。
 - エ 出入口、アプローチ等には、コンクリート舗装、タイル舗装、レンガ舗装等で施工 する。
 - オ 門柱及び主たる出入口には、園名板を設置する。この場合において、園名について は、町長の指示するところによる。
 - カ 公園には、原則として危険防止のため外周に高さ 1.1 メートル以上のフェンス等の

外柵を設置する。

(6) 給排水施設

ア 水道の使用量に応じて口径 20 ミリメートル以上の水道管を引き込み、深さ約 15 センチメートルの位置に埋設表示テープを布設する。

イ 公園の排水施設は、「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル(日本 下水道協会神奈川県支部)」に準拠しなければならない。

(7) 照明施設

ア 照明器具は原則 LED 照明の自動点滅器付きとし、器具の構造は協議しなければならない。

イ 照明器具の数は別表第4とし、公園の規模が1,000 平方メートル以上の場合は、協議しなければならない。

ウ 配線は地中配管で、その土被りは 60 センチメートルを原則とし、深さ 30 センチメートルの位置に地下埋設表示テープを布設する。

(排水施設等)

- 第4条 排水施設等に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。
 - (1) 開発事業区域内の排水施設の設計は、「下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水 道協会)」及び「神奈川県排水設備工事責任技術者設計・施工マニュアル(日本下水道 協会神奈川県支部)」に準拠しなければならない。
 - (2) 計画汚水量

計画汚水量は、次のとおりとする。この場合において、地下水量は1人当たり80リットル/日を見込むものとする。

- ア 1人1日平均汚水量 310 リットル/人・日
- イ 1人1日最大汚水量 388 リットル/人・日
- ウ 1人1日時間最大汚水量 581リットル/人・日
- (3) 区域内人口

開発事業による計画人口及び本町計画の1~クタール当たり計画人口を比較し、大きい値を採用する。

- (4) 計画雨水量
 - ア 雨水流出量の算出方式(合理式方法)

 $Q = 1 / 360 \times C \times I \times A$

I = 5,225/(t+35) (5年確率)

Q:計画雨水量(立方メートル/秒)

C:流出係数

A:排水面積(ヘクタール)

I:降雨強度(ミリメートル/時)

t:流達時間(分)

 $t = t_1 + t_2$ t_1 : 流入時間 (分)

t 2:流下時間(分)

イ 流出係数は次のとおりとする。

工種別基礎流出係数の標準値

工 種 別	流出係数				
屋根	0.85~0.95				
道路	0.80~0.90				
その他の不透面	0.75~0.85				
水面	1.00				
間地	0.10~0.30				
芝、樹木の多い公園	0.05~0.25				
こう配の緩い山地	0. 20~0. 40				
こう配の急な山地	0.40~0.60				

(5) 排水きょ断面

- ア 排水きょの断面は、次のとおりとする。
 - (ア) 汚水排水きょにあっては、計画時間最大汚水量を排除できる断面とする。
 - (イ) 雨水排水きょにあっては、計画雨水量を排除できる断面とする。
 - (ウ) 汚水・雨水を合わせた排水きょにあっては、計画時間最大汚水量と計画雨水量 を排除できる断面とする。
- イ 排水きょの余裕率は、次の表のとおりとする。

種 類	余裕率
汚水管きょ(直径 700 ミリメートル未満)	計画下水量の 100 パーセント
汚水管きょ(直径 700 ミリメートル以上、直径	計画下水量の 50 パーセント以
1,650 ミリメートル未満)	上 100 パーセント以下
汚水管きょ(直径1,650ミリメートル以上、直径	計画下水量の 25 パーセント以
3,000 ミリメートル以下)	上 50 パーセント以下
雨水排水きょ	10~15パーセント

- ウ 排水きょの流水断面積は、円形で満管、く形きょ・開きょ・台形きょで 9割水深を 標準とする。
- エ 流入時間は、7分とする。
- オ 流下時間は、排水きょの上流端から算出すべき地点までの流下時間とし、次の式により路線ごとに算出する。

流下時間=各線の延長/(各線の流速×60)

カ 流量の計算はマンニング公式を用いる。

 $Q = A \times V$

 $V = 1 / n \times R^{2/3} \times I^{1/2}$

Q:流量(立方メートル/秒)

A:面積(平方メートル)

V:流速(メートル/秒)

n:粗度係数 遠心力鉄筋コンクリート管 n=0.013

硬質塩化ビニール管 n=0.010

く形きょ・開きょ n=0.013

R: 径深 (メートル) = WA/WP

WA:流水断面積(平方メートル)

WP: 潤辺長 (メートル)

I:こう配

(6) 流速及びこう配

ア 流速は下流に行くに従い漸増させ、こう配は下流に行くに従い緩くすることを原則 とする。

イ 汚水管きょの設計流速は、0.6メートル/秒から3メートル/秒までの範囲とする。 ただし、汚水管きょを直径200ミリメートルの硬質塩化ビニール管とする場合のこう 配は1パーセントを標準とする。

ウ 雨水管きょ及び汚水・雨水を合わせた管きょの設計流速は、0.8メートル/秒から3メートル/秒までの範囲とする。

(7) 管きょの最小管径

最小管径は、原則として、汚水管きょにあっては直径 200 ミリメートル以上、雨水 管きょ及び汚水・雨水を合わせた管きょにあっては直径 250 ミリメートル以上とする。

(8) 最小土被り

ア 道路については、原則として 1.2 メートル以上確保する。ただし、国道及び県道については、関係所管と別途協議するものとする。

イ 土圧及び載荷重が管の耐荷力を超える場合は、コンクリート等の巻立て保護をする。

(9) 管きょのステップ

ア マンホールを設ける箇所には2センチメートル以上のステップを設置する。

イ ステップが 60 センチメートル以上のものは副管を設置し、構造については別図第3 を標準とする。

(10) 管きょの管種

ア 直径 200 ミリメートルから直径 250 ミリメートルまでは硬質塩化ビニール管とし、 直径 250 ミリメートルを超える場合には協議しなければならない。

イ 国道及び県道については、関係所管と別途協議するものとする。

(11) 管きょの継手

ア ヒューム管 小口径管では、原則としてソケット継手(B形)とする。

イ 硬質塩化ビニール管 下水道用硬質塩化ビニール管ゴム輪継手とする。

(12) 管きょの基礎

ア 管きょの基礎は、耐荷力計算により決定する。この場合において、砂基礎を標準と する。

イ く形きょの基礎は、地盤の許容支持力計算により決定する。この場合において、基 礎地盤が不良土の場合は、管底以下を砂で入れ替え、その厚さは10センチメートル以 上とする。

(13) 山留め

山留めは、土質・掘削深さ等を考慮して、安全上支障のない構造とする。

(14) マンホール

ア マンホールの設置箇所は、管きょの起点、方向・こう配・管径の変化する箇所、段差 の生じる箇所及び管きょの合流する箇所とする。

イ 会合マンホールの角度は、90度以下とする。

- ウ 原則として、小口径においては75メートル以下の間隔でマンホールを設置する。
- エ 原則として、マンホールは製品の0号組立マンホールを標準とする。また、中間マンホールについては、塩ビ製小型マンホールを標準とする。構造は別図第3及び第4を標準とする。
- オ マンホールぶたは大磯町型デザインぶた(別図第5)とし、耐荷力については協議しなければならない。
- カーマンホールぶたは、下流側にマンホールの絵柄が向くように設置する。
- キ 底部には、管きょの状況に応じたインバートを設ける。
- クマンホール調整部の施工については、無収縮モルタルを使用する。
- ケーマンホールと管きょの接続には、マンホール用可とう継手を使用する。

(15) 汚水ます

- ア 宅地内に設置する汚水ますは、塩ビます(大磯町型ますぶた設置・直径 200 ミリメートル)を標準とし、構造は別図第6を標準とする。
- イ ます深は、1メートル(流入管側)を標準とする。
- ウ ます設置位置は、官民境界から1メートル以内とする。
- エ 汚水ますと汚水管きょの接続はV型自在継手を用いる。
- (16) 取付管
 - ア 取付角度は、本管に対して直角とし、本管の中心より上方に取り付ける。
 - イ こう配は、1パーセント以上とする。
 - ウ 汚水の取付管は、塩化ビニール管直径 150 ミリメートルを標準とする。
 - エ 取付管の支管は、可とう性支管を標準とする。
- (17) 排水設備
 - ア 公共下水道供用開始区域内に宅内排水設備を設置する場合は、「神奈川県排水設備工 事責任技術者設計・施工マニュアル(日本下水道協会神奈川県支部)」に準拠しなけれ ばならない。
 - イ 公共下水道事業認可区域内で未供用区域に排水設備を設置する場合は、原則として 公共下水道の宅内排水設備として使用可能な構造とするものとする。

(消防水利等)

- 第5条 消防水利等に関する構造その他の技術基準は、消防水利の基準(昭和39年消防庁告 示第7号)に定めるもののほか、次に定めるところによる。
 - (1) 消火栓
 - ア 消火栓は口径 100 ミリメートル以上の水道管に取り付けられ、その放水口は直径 65 ミリメートルとすること。ただし消火栓の口径が 150 ミリメートル以上で供給されている水道管から半径 180 メートル以内の円に包含されていること。かつ取り出す管の口径が 75 ミリメートル以上でその管に既存の消火栓がない場合及び消火栓の口径が 150 ミリメートル以上で供給されている管から別口で取り出され設置されている消火栓が 2 カ所以内である場合はこの限りではない。
 - イ 設置場所は、原則として、本町に移管される開発事業区域内の道路で、既設消火栓 から100メートル以上の距離を有する場所とする。
 - ウ 消火栓の規格及び構造については、神奈川県企業庁水道局と別途協議するものとす る。

エ 蓋は、原則として丸型とする。

(2) 防火水槽

ア構造

- (ア) 現場打ち鉄筋コンクリート製又は二次製品(消防庁長官又は消防庁長官が指名した者が認定したものに限る。)の地下有がい式とし、20トンの荷重に耐え、かつ、漏水のおそれのない構造とし、容量は40立方メートル以上とする。
- (イ) 直径60センチメートル以上の吸管投入口を頂版部に2箇所設け、いずれか一 方は点検管理のため、耐食性を有するタラップ等を設ける。
- (ウ) 頂版部に設ける吸管投入口の直下に集水ピットを設け、その大きさは原則として一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上、深さは50センチメートル以上とする。ただし、規定水量以上吸水できる場合はこの限りではない。
- (エ) 水槽底の深さは、ピット部分を除き地表面から4.5メートル以内とする。
- (オ) 防火水槽のふたは、別図第7を標準とする。
- (カ) 建物の基礎(く体)を2槽以上利用した場合は、壁体下部に通水口(直径15センチメートル以上)を、壁体上部に通気口(直径10センチメートル以上)及び一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上の人通口をその下端が底版から50センチメートル以下となるように設ける。
- (キ) 吸管投入口を設けない場合は、導水装置及び点検口を設けること。
- (ク) 前項ア(キ)の場合は、水槽内の水をすべて吸水するために集水ピットを設ける こととし、その大きさは原則として縦60センチメートル以上、横100センチメー トル以上、深さ50センチメートル以上とすること。ただし、規定水量以上集水で きる場合は、この限りでない。(別図第8)
- (ケ) 点検口は、点検に際し支障のない位置とすること。また、点検口に設けるマンホール鉄蓋は、原則として防水型とし、容易に開放できない構造とすること。

イ 採水口

- (ア) 消防ポンプ自動車が容易に部署できない場合は、次の採水口を設置する。この 場合において、吸管投入口は1箇所とすることができる。
- a 原則として、20立方メートル当たり1口以上を設けることとし、スタンド型又は 壁面埋め込み型とする。
- b 採水口の高さは、地盤面から0.5メートルから1メートルまでとする。
- c 採水口の配管は、口径直径100ミリメートルとし、腐食に耐える材質を 用いる とともに、取水部は底設ピット内に配管する。
- d 連結送水管が設置される場合は、送水口の直近に採水口を設ける。
- e 採水口の材質は、JISH5111 (青銅鋳物) に適合するもの又は、これと同等以上 のものとすることとし、結合部は呼び径75ミリメートルのめねじとし、JISB9912 (消防用ねじ式結合金具の結合寸法) に適合すること。
- f 覆冠を設け、面板等に「採水口」と表示すること。 (別図第9)

ウ 導水管

(ア) 導水管は次によること。

a 原則として採水口1口ごとの単独配管(口径100ミリメートル以上)とすること。

- b 標準の消防車を使用して、毎分1立方メートル以上の取水ができるように設計すること。
- c 吸水口は集水ピット内とし、集水ピット底面より20センチメートル程離すこと。 吸水口相互間は50センチメートル以上離し、先端に耐食性のストレーナーを設ける こと。
- d 材質は、JISG3452 (配管用炭素鋼鋼管) に適合するもの又は、これと同等以上 のものとする。
- e 架空配管する部分は、外面の腐食を防止するための塗装をすること。
- f 埋設配管する部分は、外面の腐食を防止するため、防食テープ等により措置する こと。
- g 必要に応じ「導水管」と表示する。
- h 導水管の横引配管の長さは20メートル以内とする。(別図第10)

工 通気管

(ア)通気管は次によること。

- a 口径は、100ミリメートル以上とすること。
- b 立ち上げ高さは2メートル以下とし、先端は180度曲げ、異物の混入を防止するための網を設けること。
- c 材質は、JIS K 6741 (硬質塩化ビニール管 (VP) 及びJIS G 3452 (配管用炭素鋼鋼管) に適合するもの又はこれと同等のものとする。なお、G 3452を使用する場合は、前ウ(ア) e 及び f の例によること。
- d 通気管には、「防火水槽・通気管」と表示すること。

才 主要構造材料等

現場打ち鉄筋コンクリート製防火水槽の主要構造材料等は、次のとおりとする。

- (ア) コンクリートの圧縮強度(4週圧縮強度)は、24ニュートン/平方ミリメート ル以上とする。
- (イ) 主鉄筋及び配力鉄筋は、原則として直径13ミリメートル以上の異形鉄筋とし、 鉄筋量を1,600キログラム以上使用する。
- (ウ) 鋼材(鋼板)は、コンクリート被覆又はさび止め処理を施す。
- (エ) 頂版等のく体の厚さは、20センチメートル以上とする。

カ 設置場所

設置場所は、消防ポンプ自動車が容易に部署できる位置から4メートル以内とする。 ただし、やむを得ず盛土部分に設置する場合は、盛土の厚さについて町消防長と協議しなければならない。

(3)消火器

- ア 消火器はABC粉末消火器10型以上とする。
- イ 消火器は町消防長が指定する格納箱に収納する。
- ウ 消火器格納箱は地を赤色とし、見やすい箇所に「消火器」その他町消防長の指示する文字を白色で記入する。
- エ 消火器を設置する位置は、町消防長の指示による。
- (4) 消防水利位置標示
 - ア 消火栓は別図第11とし、ラインの色は黄色とする。

イ 防火水槽のふた部は、黄色に塗装する。

(5) 消防水利標識

ア 消防水利標識は、当該消防水利から5メートル以内に設置する。この場合において、標識を容易に確認でき、消防活動に支障のない位置とする。

イ 消防水利標識の構造は、次の表によるもののほか、別図第12によるものとし、その 貯水量を標識板の下部に記入する。

種別	名称	材料	ペイント	備考
防火		耐食アルミニウム合	地は、赤色	
水槽・		金製 575 型	標示文字及び縁は、	
消火		(支柱用)	白色	_
栓	標	縁曲げ加工	全面反射式	
消防	戠	スライド式補強材	地は、青色	消防法施行規則(昭
水利	板	2本引	標示文字及び縁は、	和 36 年自治省令第
			白色	6号) 第34条の2に
			枠は、赤色	よるものとする。
			全面反射式	
防火		直径 60.5 ミリメート		埋設部には、アンカ
水槽・	ポ	ル、長さ3メートル		ーを取り付ける。
消防	1	以上の耐食アルミニ	_	ポールの頂頭部には
水利・	ル	ウム合金製		塩化ビニール製キャ
消火				ップを取り付ける。
栓	バン	直径 60.5 ミリメート		
	ド取	ル用スムーサー金具	_	_
	付			

(6) 指定消防水利

事業者が管理する防火水槽が、消防法(昭和23年法律第186号)第21条に規定する消防水利に指定されることを承諾するものにあっては、承諾する旨を文書で町消防長に提出する。

(7) 検査

防火水槽は、配筋検査(現場打ちの場合)、内寸検査、水張り検査(水槽を満水に した後、1週間ごとの水位を4週間分記録して提出する)後、揚水検査を実施して完 了とする。

(8) 消防活動用空地

ア はしご消防自動車が進入及び活動するために必要な地盤の強度は、20 トンの荷重に 耐えるものとする。

イ 道路と開発事業区域に高低差がある場合は、スロープで消防ポンプ自動車及びはし ご消防自動車が容易に進入、伸ていできる構造とし、進入こう配は 12.27 パーセント (7度)以下、はしご消防自動車の伸ていこう配は 5.24 パーセント (3度)以下とす る。

ウ 消防活動用空地は幅6メートル、長さ12メートルを確保する。

- エ 消防活動用空地と建築物の壁面との間には、当該建築物の高さに応じて必要な距離 (以下、「離隔距離という」)を確保する。この場合において、建築物の高さが15メートル以下のときは距離を2メートルとし、その高さが3メートル増すごとに、距離を 1メートル追加する。ただし、距離の最高限度は8メートルとする。なお、建築物の壁面にバルコニー又は庇がある場合は、バルコニー又は庇からの距離とする。また離 隔距離及び消防用活動空地の上空には、はしご車のはしご伸てい及び旋回に支障となる障害物を設けないものとする。
- オ 所在標示は、原則として、消防活動用空地を黄色焼付塗装で枠取りし、枠内は白色 焼付塗装のゼブララインで標示する。この場合において、いずれのラインも幅は 15 センチメートル(ガラスビーズ 15 パーセント含有で厚さ 1.5 ミリメートル)とし、ゼブララインの間隔は 2 メートルとする。

カ 所在看板は、別図第13を標準とする。

(ごみ集積所)

- 第6条 ごみ集積所に関する構造その他の技術基準は、次に定めるところによる。ただし、 地形等によりこれによることが困難である場合は、協議しなければならない。
 - (1) ごみ集積所は、高さがおおむね1メートルの重量コンクリートブロック等で3方向 を囲うものとする。
 - (2) ごみ集積所の底盤はコンクリート打ち金ゴテ仕上げとし、その水こう配は2パーセントとする。

(防犯灯)

第7条 防犯灯に関する構造その他の技術基準は、大磯町防犯灯設置基準に定めるところによる。

附則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月30日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日告示第24号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月3日告示第58号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月12日告示第17号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日告示第40号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和3年3月12日告示第20号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

設計CBRが3以上の道路の舗装構成

		大型車の交通量 (単位		台/日)	
		少ない支道	100未満 (L交通)	100~ 250 (A交通)	250~ 1,000 (B交通)
表	層	t = 5 cm (密粒度)			
基	層	_	_	_	t = 5 cm (粗粒度)
路盤	上層	t=10cm (M-40又は RM-40) (一層転圧)	t =15cm (M-40又は RM-40) (一層転圧)	t =15cm (M-40又は RM-40) (一層転圧)	t =25cm (M-40又は RM-40) (二層転圧)
	下層	t =15cm (C-40又は RC-40) (一層転圧)	t =20cm (C-40又は RC-40) (二層転圧)	t=35cm (C-40又は RC-40) (三層転圧)	t=30cm (C-40又は RC-40) (二層転圧)

備考 表層及び基層は、加熱アスファルト混合物とする。

別表第2(第2条関係)

歩道の舗装構成

		ク / 三・		
	137.246 o 111 A	切り下げの場合		
	標準の場合	普通車	大型車	
表層	t = 4 cm (開粒度)	t = 5 cm (開粒度)	t = 5 cm (細粒度)	
基 層	_	_	t = 5 cm (細粒度)	
路盤	t =10cm (C-40又はRC-40)	t =20cm (C-40又はRC-40)	t=30cm (C-40又はRC-40)	
フィルター層	t =10cm (砂 層)	t =10cm (砂 層)	_	

備考 表層を開粒度とする場合には、路盤面のプライムコートは施工しない。

別表第3 (第3条関係)

植樹樹木一覧表

樹種	樹木名	元式 構 考
	アベリアエドワードゴイチャ	****
カバー	イカリソウ	
プランツ	オオキンケイギク	
	ギボウシ	
	コクチナシ	
	シバザクラ	
	シャスターデージ	
	シュッコンバーベナシュッコンフロックス	
	シュッコンフロッケへ セイヨウイワナンテン	
	タマリュウ	
	・・・	
	ヒペリカムカリシナム	
	フィリフェラオーレア	
	ヘメロカリス	
	ヤブコウジ	
	ロノセラニチダ	
グラウンド	スイカズラ	 パーゴラを設置した場合に日除け
カバー	ハーッハラ ツキヌキニンドウ(ヘックロッティ)	として使用
	テイカカズラ	
(つる性)	ビナンカズラ	
常緑低木	クチナシ	
113 /1024	ツツジ類	
	ハマヒサカキ	
落葉低木	ウメモドキ	
	キンシバイ	
	コデマリ	
No de la la	タニウツギ	
常緑高木	アラカシ	
	ウスギンモクセイ キンモクセイ	
	キンモクピイ シラカシ	
	~ / / / · ネズミモチ	
	ホルトノキ	
	モッコク	
	ヤブツバキ	
	ヤマモモ	
	ユズリハ	
落葉高木	イロハモミジ	
	ケヤキ	
	コナラ	
	ナツツバキ	
	ヒメシャラ ムクノキ	
	4777	

別表第4 (第3条関係)

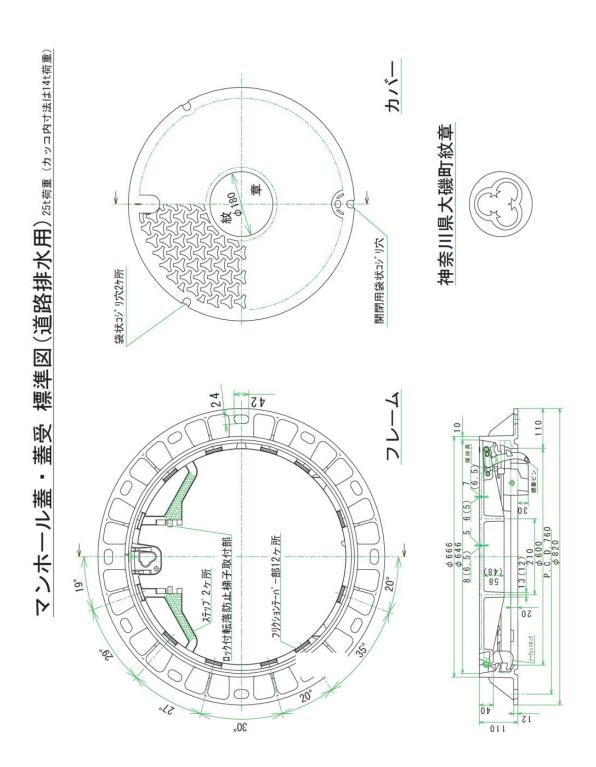
標準公園施設

1 公園面積 180m 以上 500m 未満

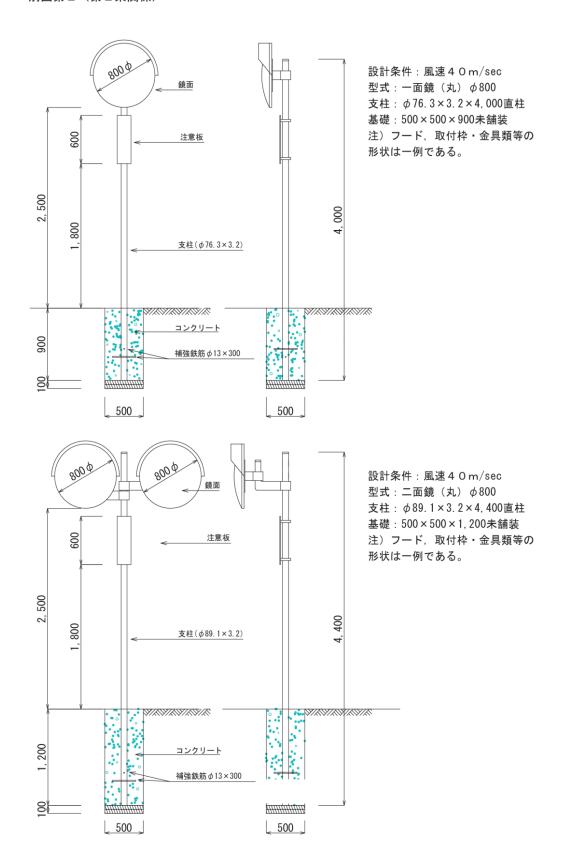
工種	内 容
遊戲施設	すべり台 スプリング遊具等小学生未満の子供が遊べる遊具 砂場(排水施設必要)
休憩施設	ベンチ2基以上
照明器具	1基又は2基

2 公園面積 500m以上 1,000m未満

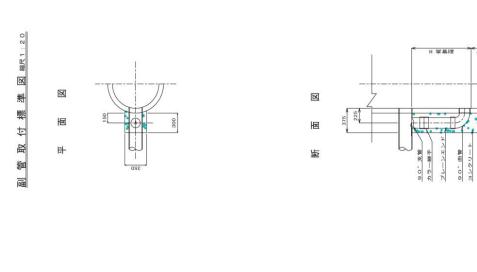
工種	内容
遊戲施設	ブランコ (2連) 鉄棒 (3連以上) すべり台 〈以上の遊具を備えたコンビネーション遊具の使用も可〉 スプリング遊具等小学生未満の子供が遊べる遊具 砂場 (排水施設必要)
休憩施設	ベンチ4基以上
その他施設	広場
照明器具	2基又は3基

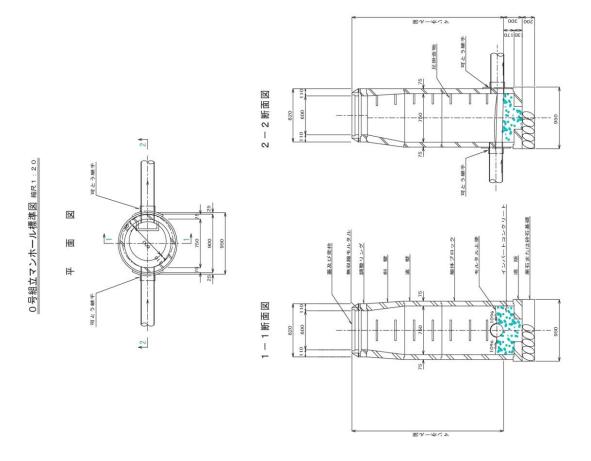


別図第2 (第2条関係)



別図第3 (第4条関係)





標準構造図(ストレート) ゴム輪受口形インバート部 ST 200-300 JSMLS F-9 ST 200-300 S=1:10 JSWAS K-9 ST 200-300 JSWAS K-1 ゆ300 のプレーンエンド直管を 必要長さに切断後、函取りして使用可能。 \$=1:10 S=1:10 立上がり管φ300 差し口形立上り部 MVU 300 JSMAS K-9 MVV 300 | V型自在継手(本管用自在)| |小型マンホール用継手 PMF | JSWAS K-9 MR書 PMF 200 S= 日本下水道協会規格 JSMAS K-9 (小型マンホール)(インパート部、立上り部) 様数製防器かた、JSMAS G-3 (防器かた、40 (小型マンホール)(インパート部、立上り部) 様数製化とこル製ます JSMAS K-7 財 編書 (内ふた) 種質塩化ビニル製ます JSMAS K-7 財 編書 (内ふた) 種質塩化ビニル製ます JSMAS K-9 財職書 (小型マンホール用継手) 図面の寸法はJSMASを元にした標準的な製値である。 従って使用材料は町担当課の承諾を得た物を使用すること。 塩ビ製マンホール標準構造図(200-300) ø 318 ø 298 \$=1:10 内ふた CV-R 300 JSWAS R-7 部算書 CV-R 300 内蓋φ300 大磯町町章入り 150 (T-25,T-14)S=1:10 貰ふた及び台座 T25A,T14A,P825A 内掛**か300** ₽₽ Ø 720 番号部品名称 村 質 數量 備 設置標準図 1 董 FCD700 2 受 枠 FCD600 3 底 板 植合樹脂 保護鉄臺 (T-14,25) 数モルタル JSWAS K-9 ST 200-300 JSWAS K-1 ¢200 (JIS K6741 VU¢200)

技術基準別図

T-14に使用する台座はT-25の台座とする

別図第5 (第4条関係)

マンホール蓋デザイン図

汚 水

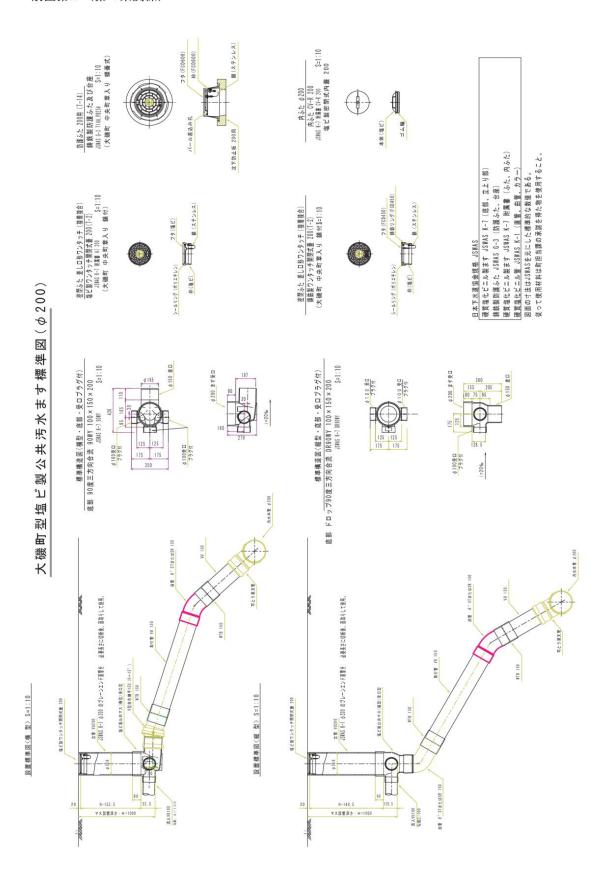


蓋の据付方向 ↑流下方向



蓋の据付方向 ↑流下方向

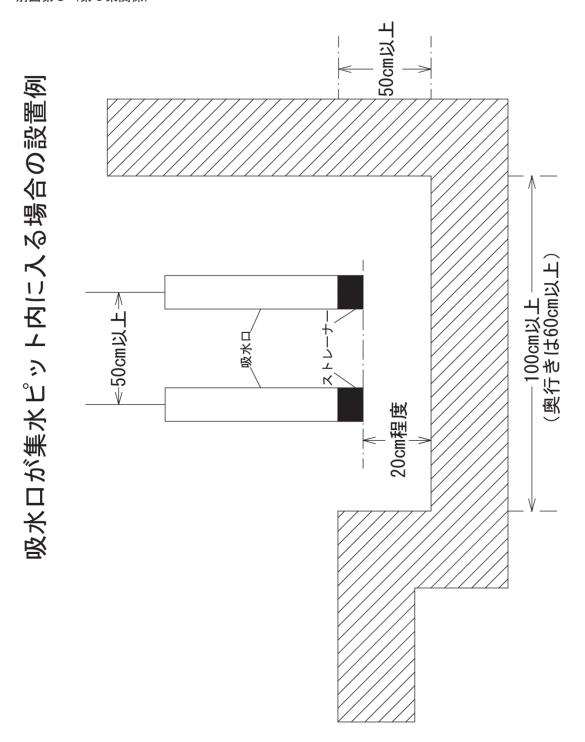
- ・町の仕様書に規定されたものを使用すること。従って使用にあたり、町担当課の承諾を 得ること。
- ・使用する蓋の種類、荷重区分は町担当課と調整すること。
- ・人孔の足掛け金物位置により、標準と異なる向きに蓋を据え付ける場合は、町担当課と調整すること。



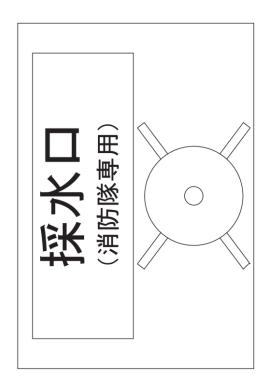
01⁄2 コジリ穴詳維図 70 φ 600 450 | 町移管=町章 | 事業者等=容量 (町移管=大磯町) |事業者等=不要 ϕ 648. 6 磯 ϕ 820 ϕ 600

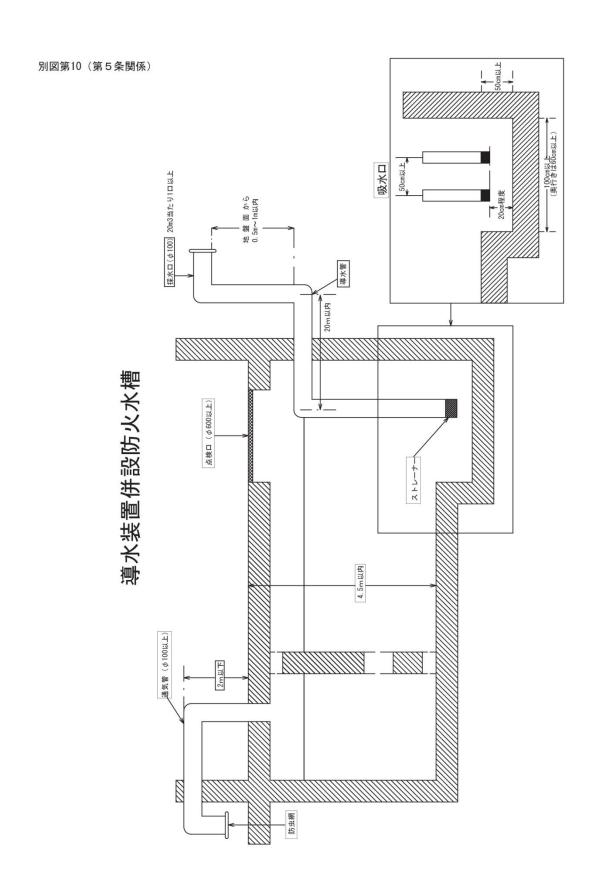
防火水槽鉄ぶた ガタツキ, 転落防止型

別図第8 (第5条関係)





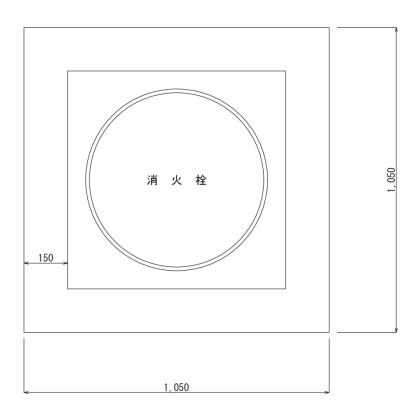




別図第11 (第5条関係)

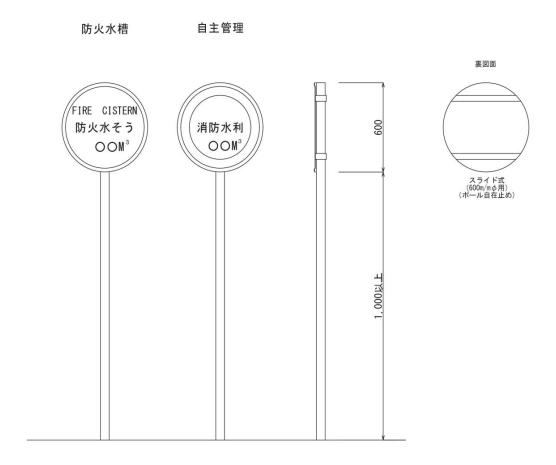
消 火 栓 位 置 標 示 塗 装

- 1 消火栓ぶたは黄色吹付塗装 (ラッカー)
- 消火栓ぶたの周囲に、溶着式路面標示とし、
 ラインの幅150mm、厚さ1.5mmとする。

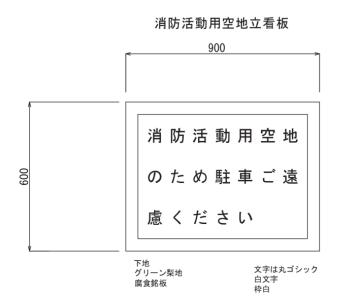


別図第12 (第5条関係)

消防水利標識







公園整備金銭負担基準

大磯町まちづくり条例施行規則(平成14年大磯町規則第3号。以下「規則」という。)第58条第2号アの公園の設置に代えて金銭により負担する場合の基準について定める。

1 年度単価

(1) 基準単価

当該年の公示価格(地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)第6条により公示された標準地の価格)を当該年度の基準単価とする。

(2) 年度単価

当該年度の基準単価に 0.25 を乗じた額を年度単価とする。

(3) 各標準地の年度単価は、毎年5月1日に定め、速やかに公表する。

2 負担金の額

- (1) 負担金の額の算定には、開発事業区域に一番近い標準地の年度単価を用いる。この 場合において、2箇所以上の標準地が該当するときは、高い箇所の年度単価を用いる。 なお、調整区域の場合は、調整区域の年度単価を用いる。
- (2) 負担金の額は、開発事業申請書の提出年度の年度単価に、次により計算した公園の面積を乗じた金額とする。

開発事業区	計算式	公園の
域の面積	可 异 八	面積
2 000 2+3#	計画戸数-15戸 計画人口 1人当たりの公園面積	
3,000 ㎡未満	$\underline{\hspace{1cm}}(\overline{\digamma}) \times \underline{\hspace{1cm}}(\mathcal{A}) \times \hspace{1cm} 3 \text{ m}^2 \hspace{1cm} \leqq 180 \text{ m}^2$	m²
3,000 ㎡以上	開発事業区域の面積 開発事業区域の面積に対する割合	
	$\underline{\hspace{1cm}}$ (m²) $ imes$ 0.06	m²

- (3) 規則第58条第2号ア(ウ)の負担金額は、次のとおりとする。 各地区の年度単価×{(今回の公園面積-前回の公園面積)>0}
- (4) 開発事業区域が複数の地域にまたがる場合には、各地域ごとに算定し、それを合算したものをもって負担金額とする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成14年4月1日から施行する。

(平成14年度単価の算出方法)

2 平成 14 年度単価の算出に当たって基礎とする前年度単価は、都市施設整備の金銭による負担基準(昭和 54 年大磯町告示第 5 号)に基づく平成 13 年度の単価とする。

(都市施設整備の金銭による負担基準の廃止)

- 3 都市施設整備の金銭による負担基準(昭和54年大磯町告示第5号)は、廃止する。 附 則(平成16年4月30日告示第50号)
- この告示は、平成16年5月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日告示第8号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、大磯町まちづくり条例(平成13年大磯町条例第31号。以下「条例」という。)及び大磯町まちづくり条例施行規則(平成14年大磯町規則第3号。以下「規則」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開発事業区域に関する事項)

- 第1条の2 一の開発事業とみなす土地のうち規則第4条の2に定める土地は次のとおりと する。
 - (1) 一体的に利用されている土地とは、先行する開発事業で築造された道路等の公共施設を共用又は延長して開発事業を行う土地及び連続する開発事業において造成工事の範囲が重複する土地をいう。
 - (2) 隣接している土地とは、一団の土地を分割する開発事業において、利用不可の残地で開発事業区域を区分した場合でも一体的な土地利用が見られる土地をいう。

(開発事業の一連性の判断基準等)

- 第1条の3 条例第5条第8号に規定する開発事業区域のうち次に掲げる各号のいずれかに 該当するときは、一の開発事業とみなさない。
 - (1) 連続した開発事業を行う場合で、先行する開発事業の申請者、工事施工者又は設計者のいずれとも関連性が見られない開発事業
 - (2) 連続した開発事業を行う場合で、先行する開発事業の目的となるすべての建築物の 完了検査済証が交付された後に行う開発事業
 - (3) 連続した開発事業を行う場合で、先行する開発事業が条例第41条第3項に規定する 検査結果通知書を交付された日の翌日から起算して1年を経過した後に行う開発事業
 - (4) 連続した開発事業を行う場合で、先行する開発事業が建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定に基づき道路の位置の指定を受けた場合において、 当該指定の公告後1年を経過した後に行う開発事業
- 2 事業者は、条例第5条第8号に規定する開発事業区域において一団の土地を分割して開発事業を行う場合、前項に規定する開発事業の一連性の判断基準について了知し、隣接している土地の所有者に対して周知し、及び周知文(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

(葬祭場等)

- 第1条の4 規則第6条第6号の葬祭場等は、次に掲げるものとする。
 - (1) 葬祭場 業として葬儀(骨葬を含む。)を行うことを主たる目的とした集会施設(神社、寺院、教会等を除く。)
 - (2) 遺体保管所 葬儀を行う施設を持たず、業として遺体を保管する施設。
 - (3) エンバーミング施設 葬儀を行う施設を持たず、業として薬剤を使った遺体の保存、 修復等の作業を行う施設。

第2章 公聴会

(基本計画公聴会の開催)

- 第2条 規則第8条第1号の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 多数とは、直近の選挙人名簿登録者数の1%以上であること。
 - (2) 根幹に係わるものとは、基本計画の全体構想に係わるものであること。

(都市計画公聴会の開催)

- 第3条 規則第8条第2号の都市計画公聴会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催するものとする。
 - (1) 地域地区で市街化区域全域の過半に渡るもの
 - (2) 道路で広域的なもの
 - (3) 汚物処理場、ごみ焼却場又はごみ処理場で広域的なもの

(意見を述べることができる者)

- 第4条 規則第11条第1号のただし書により町長が特に必要があると認める者は、次の者とする。
 - (1) 条例第5条第1号に定める者(町内に住所を有する者を除く。)
 - (2) 規則第2条に定める者

(代理人)

- 第5条 規則第13条第2項に規定する開発事業公聴会の公述人の代理人となることができる者は、次の各号に定める者とする。
 - (1) 条例第32条の規定により署名をした者
 - (2) 設計者
 - (3) 連署代表者又は事業者が依頼した弁護士
 - (4) 近隣住民又は近隣住民が依頼した弁護士(請求者が事業者のみである場合に限る。)

第3章 まちづくり審議会

第6条 削除

(町民委員となる地区まちづくり協議会の代表者)

- 第6条の2 規則第21条第2号に規定する代表者は、次の各号のいずれかの者とする。
 - (1) 規則第30条に規定にする地区まちづくり協議会設立届出書により届出された代表者
 - (2) 前号の者が所属する地区まちづくり協議会の役員で、前号の者から推薦を受けた者 (町民委員となる団体の代表者)
- 第6条の3 規則第21条第3号に規定するまちづくりの推進を図る活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする団体は、条例第9条に規定するまちづくり団体とし、代表者は、次の各号のいずれかの者とする。
 - (1) 規則第27条に規定するまちづくり団体登録申請書により届出された代表者
 - (2) 前号の者が所属するまちづくり団体の構成員で、前号の者から推薦を受けた者 (会議の非公開)
- 第7条 規則第25条第4項第2号により会議の全部又は一部を非公開とすることができるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 審議の妨害が確実に予見されるとき。
 - (2) 委員への不当な圧力が確実に予見されるとき。

(まちづくり団体の登録の図書)

第8条 規則第27条第3項第5号に規定する町長が必要と認める図書は、収支予算書及び組織構成図等の図書をいう。

(まちづくり団体の登録取消)

第9条 規則第27条第7項第5号に規定する町長が特に必要と認めるときとは、まちづくり 団体が1年以上休眠の状態となっているとき等をいう。

(支持を証する書面)

第10条 規則第30条第1項第4号に規定する活動が地区住民等の大多数の支持を得ていることを証する書面は、アンケート結果、総会の議事録の写し又は構成員名簿等をいう。 (地区まちづくり協議会の設立の届出図書)

第 11 条 規則第 30 条第 1 項第 5 号に規定する町長が必要と認める図書は、収支予算書、組織構成図及び構成員名簿等をいう。

(同意を証する書面)

- 第12条 規則第31条第1項第3号に規定する条例第11条第2項に掲げる要件に該当することを証する書面とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 地区住民等の同意を証する書面 次に掲げるものを取りまとめるものとする。
 - ア 住所を有する者

同意する世帯の世帯主の氏名、住所、電話番号及び世帯員数が記載され、世帯主の 押印があるもの

イ 土地又は建築物の所有者

同意する所有者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)、住所(法人にあっては、所在地)、電話番号が記載され、所有者の押印があるもの

ウ 規則で定める利害関係者

同意する規則で定める利害関係者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)、 住所(法人にあっては、所在地)及び電話番号並びに権利種別が記載され、規則で定 める利害関係者の押印があるもの

(2) 同意者の土地の地積を証する書面

書面は、土地の地番及び地積のほか、次に掲げる事項の記載があるものとし、一筆 ごとに取りまとめるものとする。

- ア 同意する土地の所有者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)、住所(法人にあっては、所在地)及び電話番号並びに土地の共有持分(所有権が数人の共有に属する場合に限る。)が記載され、同意する土地の所有者の押印があるもの
- イ 同意する土地の借地権者の氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名)、住所 (法人にあっては、所在地)及び電話番号並びに借地権の共有持分(借地権が数人の 共有に属する場合に限る。)が記載され、同意する土地の借地権者の押印があるもの

(地区まちづくり協定の申請図書)

第13条 規則第31条第1項第4号に規定する町長が必要と認める図書は、同意を得られない理由及び経過を記載した書面等をいう。

(地区まちづくり協議会への支援)

- 第14条 条例第12条第1項の必要があると認めるときとは、地区まちづくり協議会から地 区まちづくりカルテの作成の支援の申出があったとき等をいう。
- 2 条例第12条第2項の必要があると認めるときとは、地区まちづくり協議会から補助金の申請があったときをいう。

(地区まちづくり協議会への助成)

- 第15条 条例第12条第2項に規定する地区まちづくり協議会の地区まちづくり計画の作成に要する経費の助成金(以下「助成金」という。)の交付は、条例、規則及び大磯町補助金等交付規則(昭和33年大磯町規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 2 地区まちづくり計画の作成に必要な経費とは、地区まちづくり協議会が地区まちづくり計画の作成のために行う次に掲げる活動(以下「助成活動」という。)に必要な費用をいう。
 - (1) 地区まちづくり計画の作成のための調査及び研究活動
 - (2) 勉強会、見学会等の学習活動
 - (3) パンフレットの発行等の広報活動
 - (4) 地区まちづくり協議会の運営及び連絡調整
- 3 助成活動に関する助成金は、別表に定める額とする。
- 4 助成金の交付は、一の地区まちづくり協議会につき通算2年度を限度として行うことができる。
- 5 第1項の規定による助成金を受けようとする地区まちづくり協議会は、大磯町補助金等 交付規則第3条に規定する書類その他役員名簿等の書類を添えて町長に申請しなければな らない。

(情報の提供等)

第 16 条 条例第 13 条の必要があると認めるときとは、まちづくり団体等からの申出があったとき又はまちづくり活動の増進が見込まれるとき等をいう。

(まちづくり専門家派遣制度)

- 第17条 条例第14条の規定によりまちづくりの専門家(以下「専門家」という。)の派遣を受けようとするもの(まちづくり団体で構成員が10人以上のもの及び地区まちづくり協議会に限る。)は、派遣を受けようとするごとにまちづくり専門家派遣申請書(第1号の2様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査したうえ、適当と認め た場合は、まちづくり専門家派遣決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。
- 3 町長は、派遣を決定したときは、次条に定める専門家として登録された者の中から申請 内容に適した者を選定し、まちづくり専門家派遣依頼書(第3号様式)により依頼する。
- 4 申請者又は選定された専門家からの申出により、双方了解のうえ、専門家を変更することができる。この場合において、前項に基づき再度選定するものとする。
- 5 派遣依頼を受けた専門家は、その業務遂行において知り得た事項を他に漏らしてはなら

ない。

- 6 専門家の派遣の回数は、一のまちづくり団体又は地区まちづくり協議会について8回を 限度とし、派遣期間は、最初に派遣したときから3年以内とする。ただし、まちづくり団 体が地区まちづくり協議会に移行し、条例第10条第2項の届出がなされたときは、当該ま ちづくり団体の派遣の履歴を引き継ぐものとする。
- 7 専門家の派遣を受けたものは、当該専門家と連名で、まちづくり専門家派遣実績報告書 (第4号様式)を町長に提出しなければならない。
- 8 町長は、必要と認めた場合には、派遣した専門家に活動状況の報告を求めることができる。
- 9 専門家の派遣に要する費用(報償費をいう。以下「派遣費用」という。)は、町が負担する。この場合において、町が負担する費用以外の費用については、申請者の負担とする。
- 10 派遣費用は、第7項の規定による報告書が町に提出された後に町が専門家に直接支払うものとし、その金額は、一日につき同一の派遣における派遣時間(派遣先に移動する時間を除く。)が4時間以下の場合にあっては15,000円とし、4時間を超える場合にあっては30,000円とする。
- 11 町長は、派遣を受ける団体が、その団体としての要件を欠くに至ったと認めるとき又は 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣の決定を取り消すことができる。
 - (1) 申請内容と異なる目的で専門家の派遣を受けようとしたとき。
 - (2) 派遣の目的が達成できなくなったとき。
- 12 町長は、派遣の決定を取り消した場合は、まちづくり専門家派遣決定取消通知書(第5号様式)により、申請者に通知する。
- 13 町長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により専門家の派遣を受けたときは、派遣に要した費用相当額を申請者に請求することができる。

(まちづくり専門家の登録)

- 第18条 専門家の登録は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、神奈川県、静岡県、山梨県 及び東京都に在住若しくは神奈川県に在勤の者の中から行う。
 - (1) 都市計画、建築設計、都市デザイン等まちづくりに関連する内容について、専門的な知識を有する者
 - (2) 都市計画、建築設計、都市デザイン等まちづくりに関連する内容について、実務経験を有する者
 - (3) その他まちづくり活動に関して、専門的な知識又は実務経験を有する者
- 2 前項に規定する登録を受けようとする者は、まちづくり専門家登録申請書(第6号様式) により、町長に申請する。
- 3 町長は、前項の規定に基づく申請があった場合には、その内容を審査し、まちづくり専門家登録決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知する。
- 4 登録された専門家は、申請内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を申し出るものとする。
- 5 町長は、登録した専門家が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消す ことができる。この場合において、その登録を取り消したときは、まちづくり専門家登録 取消通知書(第8号様式)により通知する。

- (1) 守秘義務に反する行為があったとき。
- (2) 辞退の申出があったとき。
- (3) その他専門家として適当でないと認めたとき。
- 6 登録の有効期間は、登録の日から3年間とする。ただし、登録の日から3年を経過した 後、登録取消の申出がなければ、自動的に登録を更新する。

(推進地区の指定等)

第19条 条例第15条第1項の必要があると認めるときとは、総合計画に重要なプロジェクトとして位置付けられたとき又は住民から請願が提出され採択されたとき等をいう。

第5章 秩序あるまちづくり

第20条 削除

(都市計画決定等の申出図書)

第20条の2 規則第35条第3号に規定する町長が必要と認める図書とは、協定内容と申出 内容が異なるときの理由を記載した書面等をいう。 (開発構想の届出図書)

第21条 規則第37条第1項第3号に規定する町長が必要と認める図書とは、開発事業に係る区域の土地及びその周辺の状況を示す写真、施行同意書の写し及び印鑑証明書の写し等をいう。

(公聴会の開催)

第21条の2 条例第32条第1項に規定する総数は、規則第45条第1項から第3項に規定する申出書の受理日における数とする。

(アドバイザー派遣)

- 第21条の3 規則第37条の3の規定によるアドバイザーの派遣は、毎月20日(当該日が大磯町の休日を定める条例(平成元年大磯町条例第10号)第1条に規定する日の場合はその翌日とする。)に、行うものとする。
- 2 派遣を依頼するもの(条例第5条第3項の規定による近隣住民に限る。以下「申請者」 という。)は、派遣日の10日前までに、アドバイザー派遣制度活用申請書(第9号様式) を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合にはその限りではない。
- 3 申請者が申請できる事項は、条例第27条第3項及び規則第40条第2項の規定よる項目 について、アドバイザーが図書より判断できる範囲内に限る。
- 4 町長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る内容を審査したうえ、適当と認めた場合は、アドバイザー派遣制度活用決定通知書(第10号様式)により、速やかに申請者に通知する。
- 5 アドバイザーの派遣時間は、町長が指定する時間内で行うものとする。
- 6 申請者は、アドバイザー派遣決定通知書に記された時間内に、アドバイザー派遣制度活 用報告書(第11号様式)を作成し、アドバイザーの確認を得て、町長に提出しなければな らない。

(助言提案)

第22条 条例第33条第3項に規定する相当の理由があると認めるときとは、申出の内容が まちづくりに係る事項で著しく不当でないとき等をいう。

(審査結果通知書の交付等)

- 第23条 条例第37条第1項第3号に規定するその他町長が必要と認める事項とは、開発事業の変更等に関する留意事項等をいう。
- 2 条例第37条第2項の必要があると認めるときとは、無条件での適の審査結果通知書の交付が見込まれないとき等をいう。
- 3 条例第37条第4項の必要があると認めるときとは、適の審査結果通知書を交付したとき をいう。
- 4 条例第37条第4項に規定する事業者と開発事業に関する協定を締結した後、条例第40条 第4項に規定する再審査結果通知書を適として交付したときは、当該協定を変更するもの とする。

(建築物等による収益開始の制限)

第24条 条例第42条に規定する町長がやむを得ないと認めるときとは、建築基準法第7条 の6のただし書が適用されたとき等をいう。

(開発事業の廃止等)

第25条 条例第43条第2項の必要があると認めるときとは、災害の発生が予見されるとき 又は住民からの申出がありその申出に妥当性があるとき等をいう。

第7章 開発事業の基準

(住宅敷地等に関する事項)

- 第 26 条 規則第 57 条第 2 号に規定するやむを得ないと認めるときとは、次の各号のいずれ も満たしているときをいう。
 - (1) 管理人がいること。
 - (2) 建築物の外から各戸に直接出入りができないこと。
 - (3) 1 住宅の規模が 18 平方メートル以上であること。ただし、食事室兼台所、便所及び 浴室を共用部分とするときの当該規模は 7.5 平方メートル以上であること。
- 2 規則第57条第4号イは、開発事業の地域の将来の発展状況を勘案し、周囲の状況からして恒久的に避難及び通行の安全上支障がないかどうかにより判断する。

(公共施設等に関する事項)

第27条 規則第58条第5号イ(ア)c及び同号イ(イ)cに規定する必要と認める規模は、 既設のごみ集積所の状況等から算出する。

(安全で快適な生活の確保に関する事項)

- 第28条 規則第59条第1号に規定するやむを得ないと認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。
 - (1) 近くに駐車場を確保しているとき。
 - (2) 車両の使用を認められていないとき。
 - (3) 車両の使用が見込まれないとき。
- 2 規則第59条第4号イ(イ)に規定する町長がやむを得ないと認めるときとは、代替方法がないとき等をいう。

(大規模開発事業に係る協議)

第29条 規則第65条第11号に規定するその他町長が必要と認める施設用地とは、商業施設、 巡査派出所等の施設をいう。

第8章 開発事業に係る紛争調整

(あっせん)

- 第30条 条例第52条第1項に規定する相当の理由があると認めるときとは、申出の内容が相隣に係る事項で著しく不当でないとき等をいう。
- 2 条例第52条第3項の必要があると認めるときとは、既存の資料で不足するとき又は不明 の事項が生じたとき等をいう。
- 3 条例第52条第4項に規定する解決の見込みがないと認めるときとは、紛争当事者の主張 に隔たりがあるとき、双方に歩み寄りが見込めないとき又は調停を求めているとき等をい う。

(調停)

- 第31条 条例第53条第1項の必要があると認めるときとは、紛争当事者が調停を求めたとき等をいう。
- 2 条例第53条第2項に規定する相当の理由があると認めるときとは、申出の内容が相隣に 係る事項で著しく不当でないとき等をいう。
- 3 条例第53条第3項に規定する必要があると認めるときとは、既存の資料で不足するとき

又は不明の事項が生じたとき等をいう。

- 4 条例第53条第4項に規定する必要があると認めるときとは、紛争当事者の合意が見込まれるとき等をいう。
- 5 条例第53条第6項に規定する合意が成立する見込みがないと認めるときとは、紛争当事者に歩み寄りが見込めないときをいう。

(あっせん又は調停の出席者等)

- 第32条 規則第76条第1項に規定する町長が相当と認めた紛争当事者の代理人とは、次の 各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 設計者
 - (2) 工事施行者
 - (3) 工事監理者
 - (4) 紛争当事者が依頼した弁護士
 - (5) 近隣住民が依頼した3親等以内の血族又は姻族
- 2 規則第76条第2項の必要があると認めるときとは、紛争当事者が多くあっせん又は調停に支障をきたすとき等をいう。

(工事着手の延期等の要請)

第33条 条例第55条の必要があると認めるときとは、工事の施行によりあっせん又は調停に係る事項の実現が不能又は著しく困難になるとき等をいう。

(学識経験を有する者)

- 第34条 条例第8条第6項第1号、条例第54条第4項及び規則第69条第1項に規定する学
 識経験を有する者は、原則として次の各号のいずれかに該当する者から選ぶものとする。
 - (1) 大学若しくは研究機関等の助手、講師、助教、准教授若しくは教授の職又はこれらに相当する職にある者若しくはあった者
 - (2) 博士の学位を授与された者
 - (3) 弁護士、建築士、技術士等の資格を有し、かつ、当該資格をもってする実務経験が 2年以上ある者
 - (4) まちづくり条例及び施行規則に定める分野に15年以上の実務経験がある者
 - (5) 調停等に関して2年以上の実務経験がある者

(新たな開発事業とみなす場合)

第35条 条例第58条第2項に規定するやむを得ないと認めるときとは、事業者が社会経済 情勢の変化への対応を検討しているとき、近隣住民と事業者が紛争の調整を行っていると き又は相続等の発生により工事の施行を中断せざるを得なくなったとき等をいう。

(公表)

- 第36条 条例第61条第1項の必要があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。
 - (1) 総合的かつ計画的な土地利用を図るために必要であるとき。
 - (2) 住民や事業関係者等に情報を提供し、誤解、紛争等を未然に防止する必要があるとき。
- 2 規則第85条に規定するその他町長が適当と認める方法とは、現地掲示板の設置、町ホームページへの掲載等をいう。

(表彰)

- 第37条 条例第63条の表彰は、団体表彰及び個人表彰とする。
- 2 団体表彰は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、同じ事例で既に表彰を受けているものは除く。
 - (1) 地区まちづくり計画その他地域のまちづくりのルールを策定し、そのルールを管理 運営している団体
 - (2) 土地区画整理事業、住環境整備事業その他地域の良好なまちづくり事業を立案し、 地区住民等と一緒に進めている団体
 - (3) まちづくりに関するイベントや事業を継続して実施している団体
- 3 個人表彰は、前項の団体の中の個人で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、同 じ事例で既に表彰を受けている者は除く。
 - (1) 当該団体からその総意による表彰要望があった者
 - (2) 当該団体において、役員等中心的な役割を担ってきた者
- 4 応募は、自薦及び他薦によるものとする。
- 5 表彰の選考は、審議会に諮り、町長が決定する。
- 6 決定は、被表彰者及び推薦者に通知するものとする。

- 7 表彰は、町長が賞状及び記念品を授与して行う。 (経過措置)
- 第38条 条例附則第4項のやむを得ない事情があると認めるときとは、事業者が社会経済情勢の変化への対応を検討しているとき、近隣住民と事業者が紛争の調整を行っているとき 又は相続等の発生により工事の施行を中断せざるを得なくなったとき等をいう。

附則

- この告示は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (平成 16 年 3 月 19 日告示第 20 号)
- この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 18年3月24日告示第22号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月16日告示第9号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成 20年 3月 25日告示第 18号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第62号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月6日告示第102号)

この告示は、平成22年9月6日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日告示第 33 号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (第15条関係) 地区まちづくり協議会経費助成金額

助成活動の	種類	交付限度額	備考
第15条第2項	第1号	20万円	交付額は、第15条第2項各号の費用(それぞれの 交付限度額を超えるときは、それぞれの交付限度
	第2号	15万円	額とする。)の合計額で、かつ、年度30万円を超 えない範囲内で、予算の定める額を限度として町
	第3号	20万円	長が定める。ただし、一の地区まちづくり協議会
	第4号	5万円	に対する助成額は、通算2年度の合計額が50万円 を超えることができない。

周知文

今回、あなたの土地利用計画については隣接残地を利用しないとのことですので、開発 事業の一連性については、今回申請された面積で判断いたしました。

したがって、今回利用する土地が次に掲げるいずれかの状態になる以前に隣接残地で土 地利用を行う場合は、今回利用の土地を含めた大磯町まちづくり条例の手続きが必要とな りますので相談してください。

<開発事業の一連性がないと判断する状態とは>

- 1 先行する開発事業の申請者、工事施工者又は設計者のいずれとも関連性が見られないとき。
- 2 先行する開発事業の目的となるすべての建築物の完了検査証が交付された後に行うとき。
- 3 先行する開発事業が条例第 41 条第 3 項に規定する検査結果通知書を交付された日の 翌日から起算して 1 年を経過した後に行うとき。
- 4 先行する開発事業が建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号の規 定に基づき道路の位置の指定を受けた場合において、当該指定の公告後 1 年を経過した 後に行うとき。

大磯町長 殿			
上記内容については、事業の一連性について了知し、隣接残地	也所有者	者等に周	ヨ知 しま
した。			
	年	月	目
	•	7 4	
事業予定者 住所又は所在地			
氏名又は名称			
(事業予定者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省)	略するこ	とができ	ます。)
開発区域の場所			
予定建築物の用途			<u>—</u>

※ 枠内のみ記入して下さい。

まちづくり専門家派遣申請書

年	月	日

大磯町長 殿

団体の名称 代表者住所 代表者氏名 電話番号 ()

大磯町まちづくり条例の運用に関する要綱第17条第1項の規定により、次のとおり申請します。

専門家派遣申請の履歴	第	回目派遣	(初回:	年	月	日)	
派遣対象事業の名称							
派遣対象事業の概要							
派遣を受ける目的及び助言等の内容							
派遣を希望する日時	分	年 月	日	時	分~		時
予定する場所							
予定参加者数		人					
参考資料(地区の区域、 状況等)							

まちづくり専門家派遣決定通知書

年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくり専門家の派遣について、次のとおり決定したので通知します。

		派遣する	(第	回目	派遣)				
決 定 区 分	山曲	:	派	遣	L	な	<i>\'</i> '	(理
派遣する専門家		属 名 洛先住所 話 番 号 要							
派遣する日時	分	年	月	日		時	分~		時
派遣先の場所									
派遣対象事業の名称									
派遣対象事業の概要									
派遣を受ける目的及び助言等の内容									
そ の 他									

まちづくり専門家派遣依頼書

年 月 日

様

大磯町長

印

次のとおり派遣申請がありましたので、まちづくり専門家として御協力をいただきたく依頼します。

派遣申請者	団体の名称 代表者住所 代表者氏名 電話番号					
派遣対象事業の名称						
派遣対象事業の概要						
派遣の目的及び助言等の内容						
派遣依頼日時	年分	月	日	時	分~	時
派遣先の場所						
予定参加者数		人				
参考資料(地区の区域、 状況等)						

まちづくり専門家派遣実績報告書

年 月 日

大磯町長 殿

申請者 団体の名称 代表者住所 代表者氏名 電話番号 ()

まちづくり専門家 住所氏名

大磯町まちづくり条例の運用に関する要綱第17条第7項の規定により、次のとおり報告します。

派	遣	回	数	第	回目	1派遣				
派遣	対象	事業の	名称							
派遣対象事業の概要										
成	Ę	艮	等							
П			時	分	年	月	日	時	分~	時
場			所							
参	加	者	数			人				

まちづくり専門家派遣決定取消通知書

年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付けで申請のありましたまちづくり専門家の派遣について、次の とおり派遣の決定を取り消したので通知します。

	 	/ 0	
派遣対象事業の名称			
派遣決定年月日	年	月	日
派遣取消年月日	年	月	日
取消の理由			

まちづくり専門家登録申請書

				年	月	日
大磯町長	殿					
		住 所 É [*] ² ²				
		電話番号	()		

生年月日

大磯町まちづくり条例の運用に関する要綱第18条第2項の規定により、次のとおりまちづくり専門家としての登録を申請します。

	• • • •			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
専	門	分	野	
最	終	学	歴	卒業年年年
資			格	
主	な経歴	歴や活		
所	属 红	È 業	等	名 称 所在地 電話番号
添	付	書	類	□ 資格を証明するもの (コピー可)□ 所属会社の登録承認書 (任意様式)□ その他参考資料
そ	0	D	他	・昼間の連絡先、メールアドレス等

まちづくり専門家登録決定通知書

				様							
							大磯	町長			印
とお	り決			日付けで申記	青のありる	ましたま [°]	ちづくり	専門家の	登録につい	ハて、	次の
決	定	区区	分	登録する 登録しない	(理由:)
登	録	番	号								
登	録	年 月	日		年	月	目				
登	録	5 分	野								

年 月 日

まちづくり専門家登録取消通知書

任.	H	
+	刀	

様

大磯町長 印

次のとおりまちづくり専門家の登録を取り消したので、通知します。

	取	消	年	月	日		年	月	日			
取消の理由							牛	月	#			

アドバイザー派遣制度活用申請書

									年	月	日
大磯町	長 殿										
			申請者	氏	所 _. 名 _. 番号 _.		()			
大磯町請します。	まちづくりś 。	条例の運用	に関する	要綱第	21 条の) 2 第 2	項の規	定によ	り、次	のと‡	おり申
開発事	業の名称										
			戶	5問筌(の内容						
				1円子(//YY1 <u>合</u>						
1				につ	いて						
2				に	ついて						

7	ドバイ	ザー派遣制度活用決定通知書	

年 月 日

様

大磯町長

年 月 日付けで申請のありましたアドバイザーの派遣について、次のとおり決定したので通知します。 □ 派遣する

決 定 区 分		遣しな	V) (Ē	里由:)
派遣する日時		年	月	月 ()	時	分から	時	分まで
派遣する場所	大磯町						会議	養室	
注 意 事 項									
開発事業の名称									
			,	質問等の	内容				

アドバイザー派遣制度活用報告書

年	月	日
---	---	---

大磯町	長	殿

氏 名	

大磯町まちづくり条例の運用に関する要綱第21条の2第7項に基づき、アドバイザー派遣制度の活用について、次のとおり報告します。

日	時		年	月	日 ()	時	分~	時	分
場	所	大磯町						会	議室	
開発事業の名	称									

質問等事項	質問等に対するアドバイザーの回答内容
+n ++ ++ ++ +n !!!	(上記に記した事項が、回答内容と相違ない場合には右欄に確認のサイ
報告書確認欄	ンをして下さい)

発行

大磯町都市計画課 〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地 電話 0463-61-4100 (代表) http://www.town.oiso.kanagawa.jp